

令和7年度
商標出願動向調査報告書（概要）

—マクロ調査—

令和8年3月

特 許 庁

目 次

第1章 調査の概要	要約-1
第1節 調査の目的	要約-1
第2節 調査の分析方法	要約-2
第2章 各国（地域）・機関の商標出願・登録動向	要約-7
第1節 全体動向	要約-7
第2節 各国・機関別の商標出願動向	要約-23
第3節 アジア諸国（地域）における商標出願動向	要約-49
第4節 その他の国・機関における商標出願動向	要約-51
第3章 主要各国・機関の商標制度と商標出願動向	要約-53
第1節 新しいタイプの商標について	要約-53
第2節 異議申立件数について	要約-58
第3節 主要各国等の仮想空間における商標の保護実態等と商標出願動向	要約-59
第4章 グローバル企業の国際的な商標出願動向	要約-69
第5章 経済・産業状況と商標出願動向の関連	要約-73
第1節 人口と商標出願動向について	要約-73
第2節 GDPと商標出願動向について	要約-75
第3節 日本の市場規模（国内産業の売上高）の推移と商標出願動向について	要約-78
第6章 総合分析のためのヒアリング調査の結果	要約-82

要 約

第1章 調査の概要

第1節 調査の目的

我が国が国際経済社会の中で競争力を維持し発展を続けていくためには、我が国企業等が世界に先んじた知財戦略を構築し、国際市場において活動を行いやすい環境を整備することが求められている。

そして、企業においては、近年のデジタル技術の急速な進歩や経済のボーダーレス化に伴う国境を越えた多様な経済活動が進展する中、これに適応した商品やサービスを開発し販売・提供するため、日本国内だけでなく、世界規模での商標出願動向をも視野に入れ、商標出願戦略、商標を活用したブランド戦略を策定していく必要がある。

そこで、本調査では、商標に関する主要国・機関である日本、米国、欧州連合知的財産庁（以下「EUIPO」という。）、欧州諸国、中国、韓国、ロシア、インド、ベトナム、ブラジル及び代表的なアジア諸国等の商標出願動向を調査し、その特徴を分析するとともに、その背景を調査し、商標出願動向との関連を分析する。

また、グローバルに事業展開を行っていると思われる企業の商標の出願状況を調査し、国際的な商標出願の現状を調査・分析する。

これらの状況を把握することは、特許庁における施策の企画立案のための基礎資料として活用できるとともに、企業活動等においても、海外への商標出願戦略の策定を支援するための有益な情報となり得るものである。

第2節 調査の分析方法

1. 調査内容

- ① 55 各国（地域）・機関に出願された、商標の直接出願件数及び出願区分数、及び各国・機関を指定した国際登録出願件数及び出願区分数等について調査し、55 各国（地域）・機関全体の出願動向及び 55 各国（地域）・機関別の商標出願動向の特徴（要因・背景）に言及しつつ、分析する。
- ② 主要各国・機関の商標制度等を整理し、それが商標出願動向に与えている影響について分析する。（主要各国・機関については、「第2節 1. 調査対象 (1) 国（地域）・機関」を参照。）
- ③ 主要各国等の経済・産業の状況を調査し、それが商標出願動向に与えている影響について経済的に分析する。
- ④ 恒常的に外国（自国籍以外の国）に商品・役務を提供し、かつ外国へ出願を行っているグローバル企業（10 社）の日本、米国、EUIPO、中国、韓国それぞれに出願している商標の状況を調査し、国際的な商標出願の現状を調査・分析する。
- ⑤ 上記調査・分析結果を総合的に分析する。

2. 調査対象

(1) 国（地域）・機関

調査対象国（地域）・機関は以下の 55 各国（地域）・機関とする。このうち、「主要各国・機関」として、日本、米国、EUIPO、英国、スイス、中国、韓国、インド、ベトナム、ブラジル、ロシアの 11 各国・機関については詳細に調査を行う。

対象地域	対象国・機関
米国	<u>米国</u>
欧州	<u>EUIPO</u> 、EU 加盟国（ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、オーストリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、デンマーク、フィンランド、ギリシャ、アイルランド、ポルトガル、スウェーデン、チェコ、エストニア、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、ポーランド、スロバキア、ブルガリア、ルーマニア、クロアチア、キプロス、スロベニア、マルタ）、 <u>英国、スイス</u> 、ノルウェー、ウクライナ
アジア	<u>日本、中国、韓国、インド</u> 、台湾、インドネシア、タイ、シンガポール、 <u>ベトナム</u> 、マレーシア、香港、フィリピン
その他	<u>ブラジル、ロシア</u> 、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、トルコ、アフリカ知的財産機関（OAPI）、アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）、イラン

※ベルギー、オランダ、ルクセンブルグについては、ベネルクス知的財産庁に商標出願されているものを調査する。

(2) 商標出願の種類

- ①直接出願 : 55 か国（地域）・機関への直接出願
- ②国際登録出願 : マドリッド協定又はマドリッド協定議定書に基づき WIPO 国際事務局に国際登録（事後指定を含む）され、調査対象国（地域）・機関を指定した国際登録出願
- ③商標出願 : ①直接出願 及び ②国際登録出願 を併せたもの

3. 使用データ

2024 年の各国（地域）・機関への直接出願件数及び登録件数、及びマドリッド協定又はマドリッド協定議定書に基づく国際登録出願件数については、以下の文献、インターネット及びデータベースから入手した。

- ・各国（地域）・機関の年次報告書
- ・WIPO IP Statistics Data Center
(<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator?tab=trademark>)
- ・Clarivate Analytics（クラリベイト・アナリティクス）社が提供する商標データベース「SAEGIS」

商標出願動向に影響を与えていると考えられる商標制度については、以下のホームページ、文献等から入手した。

- ・特許庁ホームページ「諸外国・地域・機関の制度概要及び法令条約等」
(<http://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/mokuji.html>)
- ・WIPO ウェブサイト
- ・各国／連邦／地域の知的財産庁ウェブサイト
- ・各国／連邦／地域の法律を掲載している公的ウェブサイト
- ・Clarivate Analytics（クラリベイト・アナリティクス）社が提供する判例データベース「Darts-IP」

各経済・産業データは、以下の文献、インターネット及びデータベースから入手した。

- ・IMF「World Economic Outlook Database」
(<https://www.imf.org/en/Publications/WEO/weo-database/2025/April>)
- ・IMF「IMF DATA ACCESS TO MACROECONOMIC & FINANCIAL DATA」
(<https://data.imf.org/?sk=388dfa60-1d26-4ade-b505-a05a558d9a42>)
- ・International Labour Organization「ILOSTAT」
(<https://ilostat.ilo.org/topics/population-and-labour-force/#>)
- ・財務総合政策研究所「法人企業統計調査」
(<https://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/index.htm>)

グローバル企業の情報は、下記のデータベース及び各企業ホームページ、各企業の年次報告書から入手した。

- ・株式会社ユーザーベース社が提供する企業情報データベース「SPEEDA」

また、各企業の出願件数については、下記より入手した。

- ・ Clarivate Analytics（クラリベイト・アナリティクス）社が提供する
商標データベース「SAEGIS」

4. 留意点

本報告書では以下の用語について、次のように整理して用いている。

- (1) 「他国」とは、自国（地域）以外の調査対象国（地域）・機関を示す。なお、台湾や香港については、便宜上、「自国」と表記する。
- (2) 出願先国が日本とは日本国特許庁、米国とは米国特許商標庁、**EUIPO** とは欧州連合知的財産庁（European Union Intellectual Property Office）、英国とは英国連邦知的財産庁、スイスとはスイス連邦知的財産権庁、中国とは中国商標局、韓国とは韓国特許庁、ブラジルとはブラジル特許庁、ロシアとはロシア特許庁、インドとはインド商標局、ベトナムとはベトナム国家知的財産庁への出願を示す。また、ベネルクスとはベネルクス知的財産庁（ベルギー、オランダ、ルクセンブルク）、その他の国（地域）については各国（地域）の知的財産権庁への出願を示す。
- (3) 一般的に欧州連合商標（**EUTM**：European Union Trade Mark）の制度を利用した出願を「**EUTM 出願**」と呼ぶが、本報告書では便宜上、「**EUIPO への出願**」と表記する。
- (4) 「出願人居住地」とは出願人の居住国（地域）を示す。特に、「出願人居住地」が「欧州」を示す場合は、出願人の居住国が欧州連合（EU）加盟国の 27 か国及び英国、スイスのいずれかであることを表す。

< 欧州連合加盟国 27 か国（2025 年 8 月現在） >

オーストリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、チェコ、エストニア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、スロベニア、スロバキア、ブルガリア、ルーマニア、クロアチア

- (5) 「国際登録出願」とは、1891 年 4 月に制定された標章の国際登録に関するマドリッド協定又は同協定の 1989 年 6 月 27 日にマドリッドで採択された議定書に基づく標章の国際登録出願のことをいう。

なお、国際登録には「事後指定^{※2}」の制度があるため、国際登録を行った商標であっても事後的に加盟国（地域）において商品・役務の追加、国（地域）の追加を行っている場合には、これらの情報を含めたものとして扱う。

- (6) ニース協定に基づいて採択・公表された「標章の登録のための商品及びサービスの国際分類」（第 1 類から第 45 類、以下「ニース国際分類」という。）を、本報告書では以下の 6 分野に分けて扱う。（表 1-2-1）

「化学」：1～5 類、「機械」：6～13, 19 類、「繊維」：14, 18, 22～26 類、

「雑貨」：15～17, 20, 21, 27, 28, 34 類、「食品」：29～33 類、「役務」：35～45 類

5. 件数のカウント方法

本報告書において「出願件数」は出願番号に対応する 1 出願を 1 件とカウントし、「登録件数」は登録番号に対応する 1 登録を 1 件とカウントする。また、「出願区分数」は出願に指定されているニース国際分類の区分の数を 1 区分 1 件とカウントする。

6. EU 加盟国への出願件数及び出願区分数について

EU 加盟国においては、**EUIPO** への出願、登録により各国での商標権を得ることがで

きる。したがって、実際に各 EU 加盟国で効力のある出願件数及び出願区分数は、各 EU 加盟国への直接出願及び各 EU 加盟国を指定した国際登録出願の出願件数及び出願区分数に、EUIPO への直接出願及び EUIPO を指定した国際登録出願の出願件数及び出願区分数を加算したものと考えられる。

しかしながら、本報告書では各 EU 加盟国への出願件数及び出願区分数は、特段の注釈が無い限りは各 EU 加盟国への直接出願及び各 EU 加盟国を指定した国際登録出願の出願件数及び出願区分数としており、EUIPO への直接出願及び EUIPO を指定した国際登録出願の出願件数及び出願区分数は加算されていない。

したがって、実際に各 EU 加盟国において効力のある出願件数及び出願区分数は、本報告書で記載している各 EU 加盟国の出願件数及び出願区分数より多くなると考えられる。

第2章 各国（地域）・機関の商標出願・登録動向

第1節 全体動向

各国（地域）・機関全体の商標出願、登録状況、出願人居住地別の商標出願状況、国際登録出願状況、ニース国際分類の区分別の商標出願状況、産業分野別の商標出願状況を調査することにより、調査対象国（地域）・機関における商標出願動向の特徴を分析する。

1. 各国（地域）・機関全体の商標出願状況

2015年から2024年までの主要国・機関全体の出願件数の推移を図2-1-1-1、図2-1-1-2、図2-1-2-1、図2-1-2-2に示す。2020年から2024年の各国（地域）・機関全体の出願件数の推移を表2-1-1に示す。なお、日本の欄では、一部の料金未納により却下される出願を除外した件数を下段に括弧付きで表示している。また、図2-1-2-1及び図2-1-2-2は、日本における一部の料金未納により却下される出願を除外した推移図となっている。

2015年から2024年までの主要国・機関の出願件数推移を見ると、中国は主要国の中で出願件数が最も多く、2015年から2020年にかけて顕著な増加を示した。2016年には360万件、2017年には570万件、2018年は700万件を超え、2020年には900万件を上回った。その後、2021年はほぼ横ばいで推移し、2022年には2018年の水準まで大幅に減少した後、2024年まで減少を続けている。これは、新型コロナウイルス感染対策として行われたゼロコロナ政策や不動産バブルの崩壊等による経済状況の悪化の影響がその一因になっていると考えられる。また、中国では、かつて審査中のサスペンドが認められず、拒絶等を受けた際には再出願を行うことが基本であったため、出願件数が膨らむ傾向にあった。しかし、近年サスペンドが認められるようになり、こうした再出願やバックアップ出願が不要になったという点も、出願件数減少の要因と考えられる。

日本の出願件数（図2-1-1-1）は、2015年から2017年まで顕著な増加傾向を示した。2017年には190,939件と過去10年で最も多い出願件数となった。2018年の減少後、2019年には2017年と同程度の出願件数にまで増加したが、2020年の大幅な減少後、2021年の増加を除き減少傾向を示しており、2024年の出願件数は2016年の水準を下回って推移している。なお、一部の料金未納により却下される出願を除外した出願件数の推移（日本における一部の料金未納により却下される出願を除外した場合）は、2021年まで増加を続け、特に2017年には大幅に増加した。その後、2022年に大幅に減少し、以降2024年まで減少を続けており、2024年の出願件数は2017年の水準を下回って推移している。

図 2-1-1-1 主要国・機関の出願件数の推移 (2015年～2024年)

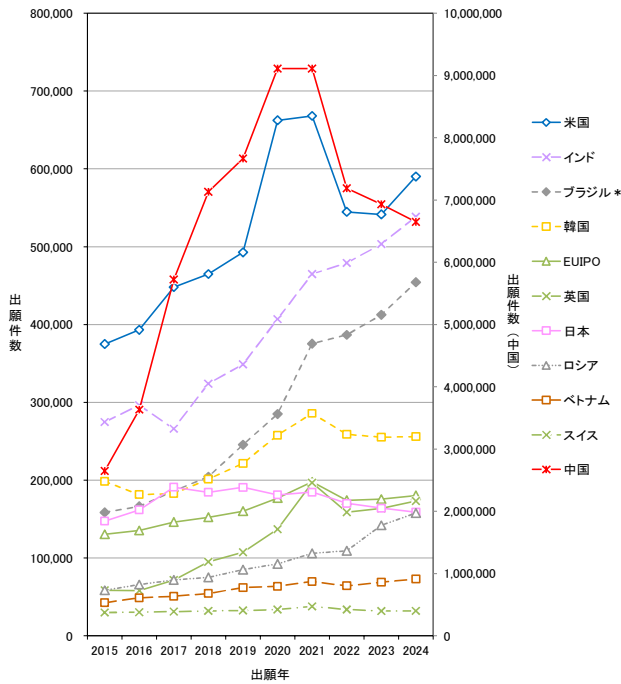


図 2-1-1-2 図 2-1-1-1 の拡大図 (2024 年の出願件数が 250,000 件以下の国)

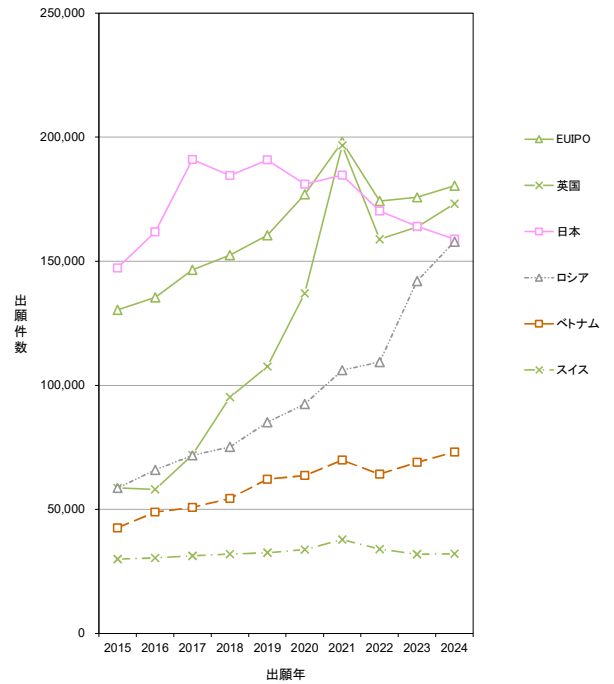


図 2-1-2-1 主要国・機関の出願件数の推移 (2015年～2024年) (日本における一部の料金未納により却下される出願を除外した場合)

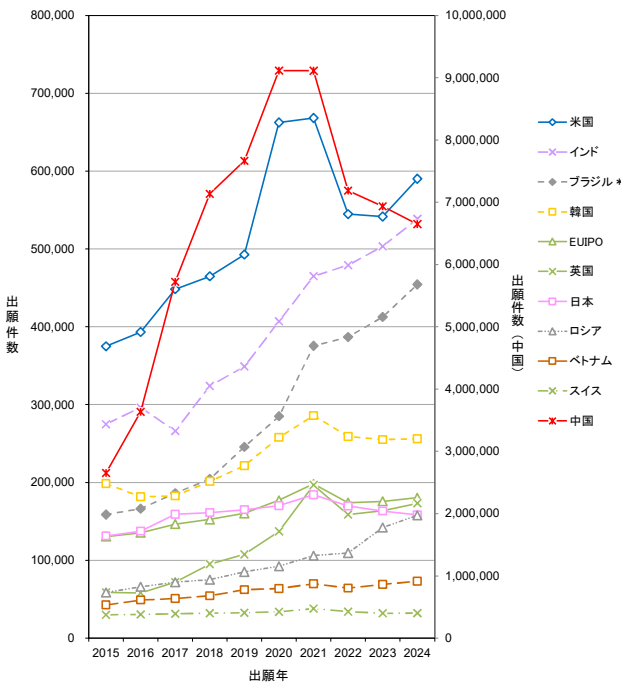
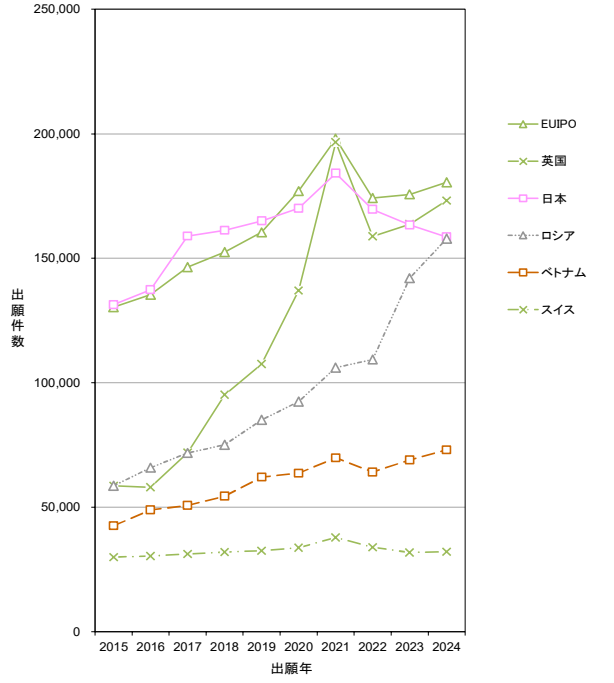


図 2-1-2-2 図 2-1-2-1 の拡大図 (2024 年の出願件数が 250,000 件以下の国) (日本における一部の料金未納により却下される出願を除外した場合)



出典：①各国（地域）の知的財産権庁・機関の年次報告書：日本、EUIPO、英国、ドイツ、韓国
 ②Clarivate Analytics のデータ：中国 ③WIPO の統計資料：上記以外

備考：①凡例の表示は 2024 年の出願件数の多い順とする。但し、中国の出願件数は右縦軸に示されているために、凡例は一番下に表示されている。

②一部の料金未納により却下される出願件数は Clarivate Analytics のデータから取得

③一出願一区分制度を採用している国には「*」を付与している。

④ブラジルは 2019 年の商標法改正により一出願多区分制度が採用される予定であったが、2025 年 12 月時点で運用は開始されておらず、直接出願は一出願一区分での出願となっている。

表 2-1-1 各国（地域）・機関の出願件数の推移（2020年～2024年）

		国 コード	マドリッド 協定議定書	2020	2021	2022	2023	2024	増加率 2024/2023	増加率 2024/2020	合計値に対する割合 (2024年)			
主要国 ・機関	日本	JP	○	181,072 (170,100)	184,631 (184,196)	170,275 (169,628)	164,061 (163,405)	158,792 (158,573)	-3.2% -3.0%	-12.3% -6.8%	85.5%			
	米国	US	○	662,520	668,209	544,826	541,529	590,163	9.0%	-10.9%				
	EUIPO	EM	○	176,987	198,042	174,195	175,710	180,443	2.7%	2.0%				
	英国	GB	○	137,038	196,639	158,827	163,732	173,188	5.8%	26.4%				
	スイス	CH	○	33,805	37,869	33,928	31,879	32,120	0.8%	-5.0%				
	中国	CN	○	9,113,422	9,111,952	7,188,559	6,934,028	6,648,973	-4.1%	-27.0%				
	韓国	KR	○	257,933	285,821	259,078	255,209	256,045	0.3%	-0.7%				
	ブラジル	BR	○	285,102	375,367	386,807	412,532	454,339	10.1%	59.4%				
	ロシア	RU	○	92,443	106,079	109,376	141,993	157,894	11.2%	70.8%				
	インド	IN	○	407,037	464,958	479,188	503,378	538,596	7.0%	32.3%				
ベトナム	VN	○	63,667	69,843	64,181	68,974	73,092	6.0%	14.8%					
EU 加盟国	ドイツ	DE	○	89,038	92,607	77,697	78,873	80,580	2.2%	-9.5%	左記の欧州各国 4.2%			
	フランス	FR	○	109,369	116,239	101,848	100,313	97,701	-2.6%	-10.7%				
	イタリア	IT	○	43,099	51,913	41,627	43,805	44,393	1.3%	3.0%				
	スペイン	ES	○	53,977	54,281	47,507	50,784	53,174	4.7%	-1.5%				
	オーストリア	AT	○	8,620	8,843	7,067	6,535	6,046	-7.5%	-29.9%				
	ベルギー	BX	○	26,460	26,587	21,356	22,417	22,029	-1.7%	-16.7%				
	デンマーク	DK	○	3,903	3,981	3,197	3,167	2,897	-8.5%	-25.8%				
	フィンランド	FI	○	4,606	4,363	3,529	3,359	3,071	-8.6%	-33.3%				
	ギリシャ	GR	○	6,942	7,990	6,852	7,250	7,432	2.5%	7.1%				
	アイルランド	IE	○	3,429	3,735	3,142	3,110	3,165	1.8%	-7.7%				
	ポルトガル	PT	○	21,586	22,072	20,202	20,644	21,234	2.9%	-1.6%				
	スウェーデン	SE	○	10,021	10,086	7,838	7,369	7,310	-0.8%	-27.1%				
	チェコ	CZ	○	9,134	9,045	7,498	7,323	7,745	5.8%	-15.2%				
	エストニア	EE	○	2,314	2,504	1,786	1,836	1,773	-3.4%	-23.4%				
	ラトビア	LV	○	2,194	2,366	2,305	1,867	1,834	-1.8%	-16.4%				
	リトアニア	LT	○	3,348	3,255	2,820	3,156	3,584	13.6%	7.0%				
	ハンガリー	HU	○	5,169	5,338	4,343	4,602	4,719	2.5%	-8.7%				
	ポーランド	PL	○	16,224	17,481	14,252	14,988	15,708	4.8%	-3.2%				
	スロバキア	SK	○	4,036	4,301	3,335	3,561	4,066	14.2%	0.7%				
	ブルガリア	BG	○	4,858	4,865	4,458	4,596	4,788	4.2%	-1.4%				
	ルーマニア	RO	○	10,776	10,626	10,826	13,480	12,686	-5.9%	17.7%				
	クロアチア	HR	○	2,516	2,660	2,601	2,156	2,214	2.7%	-12.0%				
	キプロス	CY	○	2,318	2,640	1,569	2,446	2,615	6.9%	12.8%				
	スロベニア	SI	○	2,154	2,153	1,868	1,802	1,712	-5.0%	-20.5%				
	マルタ	MT	○	1,494	1,582	1,779	1,714	2,111	23.2%	41.3%				
EU 非加盟国	ノルウェー	NO	○	15,695	18,048	16,207	14,459	13,821	-4.4%	-11.9%	主要国・機関 の欧州各国 + 左記の欧州各国 7.8%			
ウクライナ	UA	○	34,743	38,702	21,602	30,093	28,469	-5.4%	-18.1%					
アジア	インドネシア	ID	○	101,058	106,279	120,339	133,817	145,548	8.8%	44.0%		左記のアジア各国 4.0%		
	タイ	TH	○	45,853	45,114	42,281	44,878	50,630	12.8%	10.4%				
	シンガポール	SG	○	26,561	30,647	27,823	27,208	30,004	10.3%	13.0%				
	マレーシア	MY	○	37,264	40,379	37,739	40,439	45,306	12.0%	21.6%				
	フィリピン	PH	○	34,336	38,769	40,316	40,761	42,611	4.5%	24.1%				
	その他	台湾	TW	○	94,089	95,917	94,778	91,535	90,341	-1.3%			-4.0%	日中韓印越 74.92%
		香港	HK	○	33,708	35,240	29,432	29,835	33,149	11.1%			-1.7%	
その他	北米	メキシコ	MX	○	148,102	180,474	176,552	190,827	200,426	5.0%		35.3%	6.2%	
		カナダ	CA	○	69,945	82,085	70,586	69,172	67,160	-2.9%		-4.0%		
	オセアニア	オーストラリア	AU	○	80,573	88,439	76,649	81,524	85,190	4.5%		5.7%		
		ニュージーランド	NZ	○	26,705	29,698	25,264	24,248	25,437	4.9%		-4.7%		
	中近東	トルコ	TR	○	169,506	191,473	212,105	182,365	184,351	1.1%		8.8%		
		イラン	IR	○	150,588	149,077	107,303	100,444	100,443	0.0%		-33.3%		
	アフリカ	OAPI	OA	○	6,464	6,844	6,188	6,665	6,857	2.9%		6.1%		
		ARIPO	AP	○	342	510	672	765	710	-7.2%		107.6%		
	合計				12,923,171	13,348,183	11,075,731	10,912,557	10,828,466	-0.8%		-16.2%		

要約

- 出典：①各国（地域）の知的財産権庁・機関の年次報告書：日本、EUIPO、英国、ドイツ、韓国、アイルランド、台湾
 ②Clarivate Analytics のデータ：中国、マルタ、スロベニア
 ③WIPO の統計資料：上記以外
- 備考：①一出願一区分制度を採用している国には「*」を付与し、調査対象期間中に一出願多区分制度を採用した国には「#」を付与している。
 ②マドリッド協定議定書は、報告書作成時点での締約国に「○」としている。
 ③日本の上段：出願件数
 日本の下段：一部の料金未納により却下される出願を除外した出願件数
 一部の料金未納により却下される出願件数は Clarivate Analytics のデータから取得
 ④各年の合計値は、日本における一部の料金未納により却下される出願を除外した出願件数を用いて集計を行っている。
 ⑤ブラジルは 2019 年の商標法改正により一出願多区分制度が採用される予定であったが、2025 年 12 月時点で運用は開始されておらず、直接出願は一出願一区分での出願となっている。

2. 各国（地域）・機関全体の商標登録状況

2015年から2024年までの主要国・機関の登録件数の推移を図2-1-3と図2-1-4に、2020年から2024年の各国（地域）・機関全体の登録件数の推移を表2-1-2に示す。

2015年から2024年までの主要国・機関の登録件数推移では、日本の登録件数は、2022年まで増減を繰り返しながら概ね増加傾向を示していたが、2023年に大きく減少した。一方、2024年には前年比5.5%の増加に転じている（図2-1-3と図2-1-4）。

中国の登録件数は、2019年まで顕著な増加を続け、特に2018年と2019年の増加が際立つが、その後2020年に大きく減少に転じた。一方、2021年には前年の減少幅を上回る増加を示し、2015年から2024年までの期間で最高値7,572,015件に達したが、2022年と2023年に大幅な減少を続けた。2024年には再び増加に転じているものの、2018年の水準未満で推移している。中国は、2014年の商標法改正において、出願審査期間を出願日から9か月以内と定めた。この要件を満たすために数々の対策が実施されたことが2015年以降の登録件数の大幅な増加につながっていると考えられ、2017年以降の登録件数の更なる増加に繋がっているものと推測される。

2015年から2024年までの主要国・機関の登録区分数推移では、日本の登録区分数は、2019年の減少を除き2022年まで増加傾向を示し、2022年には2015年から2024年までの期間の最高値322,768を示した。その後、2023年に大きく減少し、2024年には増加に転じたものの、2020年の水準には達していない。

中国の登録区分数は、2020年の減少を除き、2015年から2024年までの期間の最高値7,781,118を記録した2021年まで増加傾向を示し、特に2018年、2019年、2021年の増加が顕著であった。2022年以降は大幅な減少を続けており、2024年の登録区分数は2018年の水準を下回って推移している。

図 2-1-3 主要国・機関の登録件数の推移 (2015年～2024年)

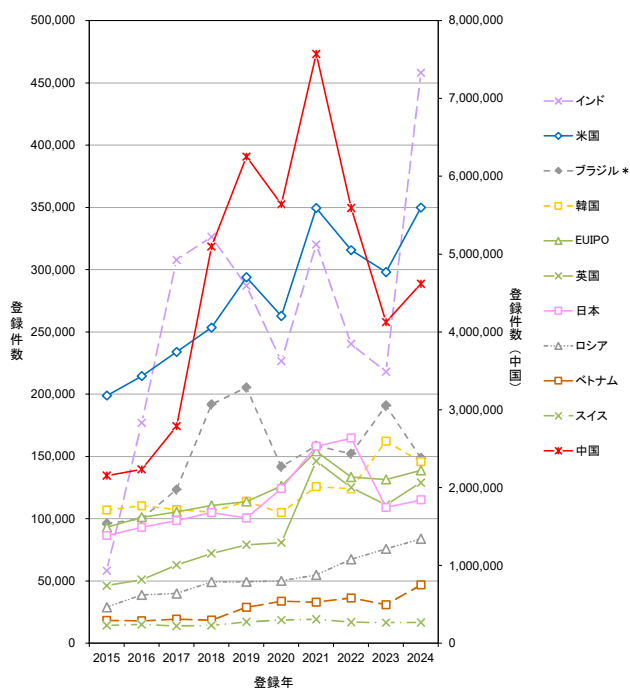
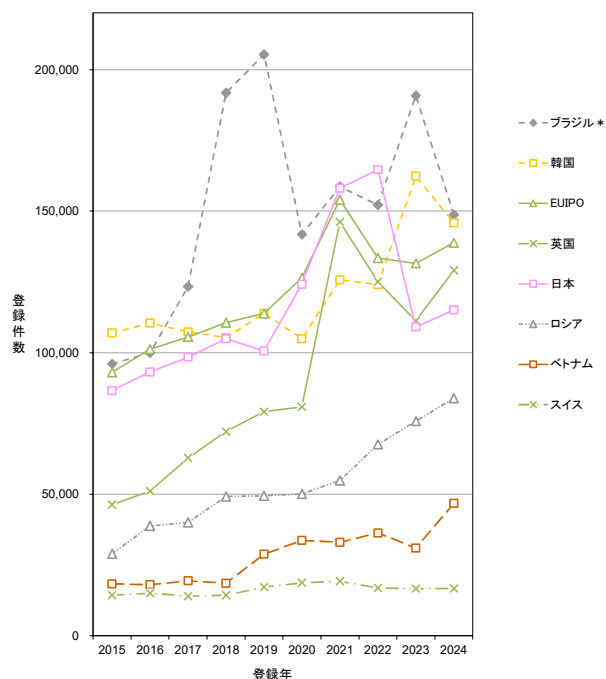


図 2-1-4 図 2-1-3 の拡大図 (2024年の年間登録件数 200,000 件以下の国・機関の推移)



要約

出典：①各国（地域）の知的財産権庁・機関の年次報告書：日本
 ②Clarivate Analytics のデータ：中国 ③WIPO の統計資料：上記以外

備考：①凡例の表示は 2024 年の商標出願登録件数の多い順とする。但し、中国の登録件数は右縦軸に示されているために、凡例は一番下に表示されている。
 ②一出願一区分制度を採用している国には「*」を付与している。
 ③ブラジルは 2019 年の商標法改正により一出願多区分制度が採用される予定であったが、2025 年 12 月時点で運用は開始されておらず、直接出願は一出願一区分での出願となっている。

表 2-1-2 各国（地域）・機関の登録件数の推移（2020年～2024年）

		国 コード	マドリッド 協定議定書	2020	2021	2022	2023	2024	増加率 2024/2023	増加率 2024/2020	合計値に対する割合 (2024年)
主要国 ・機関	日本	JP	○	124,166	158,066	164,718	109,089	115,141	5.5%	-7.3%	87.0%
	米国	US	○	262,853	349,458	315,627	298,068	349,784	17.4%	33.1%	
	EUIPO	EM	○	126,420	154,075	133,452	131,573	138,837	5.5%	9.8%	
	英国	GB	○	80,830	146,237	125,086	111,298	129,081	16.0%	59.7%	
	スイス	CH	○	18,678	19,279	16,890	16,599	16,713	0.7%	-10.5%	
	中国	CN	○	5,639,667	7,572,015	5,594,171	4,126,161	4,618,499	11.9%	-18.1%	
	韓国	KR	○	104,955	125,731	124,057	162,322	145,831	-10.2%	38.9%	
	ブラジル*	BR	○	141,775	158,653	152,154	190,809	148,736	-22.0%	4.9%	
	ロシア	RU	○	50,103	54,857	67,553	75,824	83,908	10.7%	67.5%	
	インド	IN	○	226,650	320,216	240,383	218,021	458,128	110.1%	102.1%	
	ベトナム	VN	○	33,700	33,000	36,339	30,982	46,787	51.0%	38.8%	左記の欧州各国 4.5%
	ドイツ	DE	○	60,425	68,602	53,625	48,672	49,994	2.7%	-17.3%	
	フランス	FR	○	81,127	115,520	93,935	89,598	87,661	-2.2%	8.1%	
	イタリア	IT	○	38,504	39,102	41,371	38,688	33,700	-12.9%	-12.5%	
	スペイン	ES	○	39,958	40,531	48,967	42,141	33,601	-20.3%	-15.9%	
	オーストリア	AT	○	5,240	5,427	4,564	4,045	3,832	-5.3%	-26.9%	
	ベネルクス	BX	○	19,056	23,733	18,235	18,448	18,385	-0.3%	-3.5%	
	デンマーク	DK	○	2,372	2,409	2,030	2,119	1,900	-10.3%	-19.9%	
	フィンランド	FI	○	2,911	2,734	1,918	2,180	1,737	-20.3%	-40.3%	
	ギリシャ	GR	○	4,006	7,953	6,259	5,906	6,374	7.9%	59.1%	
	アイルランド	IE	○	1,760	1,803	1,675	1,219	1,949	59.9%	10.7%	
	ポルトガル	PT	○	15,356	18,489	15,074	14,923	16,480	10.4%	7.3%	
	スウェーデン	SE	○	6,544	7,202	4,552	4,572	5,277	15.4%	-19.4%	
	チェコ	CZ	○	6,290	6,049	5,572	5,102	5,989	17.4%	-4.8%	
	エストニア	EE	○	1,410	1,433	1,185	1,005	1,060	5.5%	-24.8%	
	ラトビア	LV	○	1,108	1,023	1,191	994	971	-2.3%	-12.4%	
	リトアニア	LT	○	1,773	2,189	2,086	2,000	2,463	23.2%	38.9%	
	ハンガリー	HU	○	2,955	3,404	2,862	2,826	2,925	3.5%	-1.0%	
	ポーランド	PL	○	7,150	14,794	11,161	9,897	9,925	0.3%	38.8%	
	スロバキア	SK	○	2,497	2,741	2,351	2,048	2,484	21.3%	-0.5%	
	ブルガリア	BG	○	3,468	3,632	3,008	3,186	3,306	3.8%	-4.7%	
	ルーマニア	RO	○	6,338	6,983	9,666	7,476	7,658	2.4%	20.8%	
	クロアチア	HR	○	1,244	1,155	1,260	1,068	1,007	-5.7%	-19.1%	
	キプロス*	CY	○	1,469	2,052	1,003	2,729	1,927	-29.4%	31.2%	
	スロベニア	SI	○	1,076	930	1,073	887	858	-3.3%	-20.3%	
	マルタ*	MT		1,094	888	1,252	1,103	1,143	3.6%	4.5%	
	EU 非加盟国	ノルウェー	NO	○	5,674	6,347	5,251	4,910	4,801	-2.2%	-15.4%
		ウクライナ	UA	○	19,640	22,455	16,029	14,530	14,743	1.5%	-24.9%
		インドネシア	ID	○	174,931	142,284	93,491	106,558	111,164	4.3%	-36.5%
		タイ	TH	○	27,876	27,049	34,704	34,704	26,415	-23.9%	-5.2%
		シンガポール	SG	○	14,907	15,106	12,293	15,683	20,620	31.5%	38.3%
		マレーシア	MY	○	29,882	30,881	30,912	22,753	30,019	31.9%	0.5%
		フィリピン	PH	○	17,098	26,619	20,680	22,407	25,715	14.8%	50.4%
		台湾	TW		77,345	81,462	79,395	75,492	78,438	3.9%	1.4%
		香港	HK		34,743	32,719	30,630	25,332	28,835	13.8%	-17.0%
		メキシコ*	MX	○	114,622	119,434	99,901	128,439	137,951	7.4%	20.4%
		カナダ	CA	○	23,167	21,769	31,406	42,709	47,544	11.3%	105.2%
		オーストラリア	AU	○	46,959	53,049	51,342	46,426	52,089	12.2%	10.9%
		ニュージーランド	NZ	○	14,255	16,641	16,260	13,366	14,485	8.4%	1.6%
		トルコ	TR	○	89,491	118,070	144,916	127,892	127,327	-0.4%	42.3%
		イラン	IR	○	33,503	37,361	26,579	23,375	21,463	-8.2%	-35.9%
		OAPI	OA	○	4,419	4,682	2,023	3,485	4,390	26.0%	-0.7%
		ARIPO	AP		200	305	511	534	591	10.7%	195.5%
合計				7,729,474	10,070,532	7,837,910	6,383,084	7,185,500	12.6%	-7.0%	

出典：①各国（地域）の知的財産権庁・機関の年次報告書：日本

②Clarivate Analytics のデータ：中国、ギリシャ、マルタ、スロベニア、ミャンマー、ラオス、台湾、パナマ、アラブ首長国連邦

③WIPO の統計資料：上記以外

備考：①一出願一区分制度を採用している国には「*」を付与し、

調査対象期間中に一出願多区分制度を採用した国には「#」を付与している。

②マドリッド協定議定書は、報告書作成時点での締約国に「○」としている。

③ブラジルは 2019 年の商標法改正により一出願多区分制度が採用される予定であったが、2025 年 12 月時点で運用は開始されておらず、直接出願は一出願一区分での出願となっている。

3. 国際登録出願の出願動向

2015年から2024年までの国際登録出願件数の推移を表2-1-3と図2-1-5に、2024年に国際登録出願を受け付けた官庁（受理官庁）別の国際登録出願件数ランキングを表2-1-4に示す。また、2015年から2024年までの国際登録出願指定国件数の推移を表2-1-5と図2-1-6に、2024年に国際登録出願の指定を受け付けた官庁（指定国官庁）別の国際登録出願指定国件数ランキングを表2-1-6に示す。主要国における2020年から2024年の国際登録出願の利用状況（国際登録出願件数、総指定国件数、一出願当たりの指定国件数）の推移を図2-1-7に示す。

2015年から2024年の国際登録出願件数において特徴的な点は、2021年の大幅増、2022年と2023年の減少である。大幅増を示した2021年の件数は、2015年以降の最高値73,763件である。

マドリッド協定議定書への加盟国も増加しており、2021年にはトリニダード・トバゴ、パキスタン、アラブ首長国連邦が、2022年にはジャマイカ、チリ、カーボベルデが、2023年にはベリーズ、モーリシャスが、2024年にはカタールが加盟しており、マドリッド協定議定書への加盟国は115か国となった。

2015年から2024年までの国際登録出願指定国件数に見られる特徴は以下の通りである。2021年までの継続的増加のうち、特に2021年の大幅増が顕著である。2022年と2023年には減少が続き、2023年の減少率は過去10年で最大である。2024年の指定国件数は、過去10年で上から3番目の水準まで増加している。

2024年に国際登録出願の指定を受け付けた官庁（指定国官庁）におけるランキング第1位から第5位は、英国、EUIPO、米国、カナダ、中国であり、いずれも大幅な増加を示した2021年をピークに2023年まで減少を続けたが、2024年においてはEUIPOと米国では増加に転じた一方、英国、カナダ、中国では微減を示している。日本は、同ランキングにおいて2020年から2022年まで第6位であったが、2023年にオーストラリアに抜かれて以降、第7位となっている。

主要国における国際登録出願件数の推移について、日本、米国、英国では2021年をピークに2022年と2023年に減少を続けたが、2024年には日本で増加に転じた一方、米国と英国では減少を続けている。中国とロシアでは2020年をピークに2022年まで大きく減少したが、2023年には増加に転じ、2024年には中国で増加を続けている。一方、ロシアでは再び減少に転じている。韓国、ブラジル、インドでは、2020年から2023年まで国際登録出願件数が減少せず増加傾向を示していたが、2024年には韓国とブラジルで増加を続けている一方、インドでは減少に転じている。

主要国における国際登録出願の総指定国件数の推移について、日本と韓国では2022年をピークに2023年に大きく減少したが、2024年に増加に転じている。米国、英国、スイスでは2021年をピークに2022年に減少に転じ、米国と英国では2024年まで減少を続けている一方、スイスでは2023年の減少後2024年に増加に転じている。中国とロシアでは2020年をピークに2022年まで顕著に減少したが、2023年に増加に転じ、2024年も増加を続けている。ブラジルは増加傾向であり、特に2023年に前年比約1.8倍の顕著な増加が際立っている。

主要国における国際登録出願の一出願当たりの過去5年間の平均指定国数は、多い順に中国（12.06）、インド（10.16）、韓国（8.53）、スイス（7.88）となっている。

表 2-1-3 国際登録出願件数の推移 (2015年～2024年)

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
国際登録出願件数	49,301	52,905	55,833	61,140	64,725	64,374	73,763	69,471	64,080	64,516
増加率		7.3%	5.5%	9.5%	5.9%	-0.5%	14.6%	-5.8%	-7.8%	0.7%

図 2-1-5 国際登録出願件数とマドリッド協定議定書加盟国数の推移 (2015年～2024年)

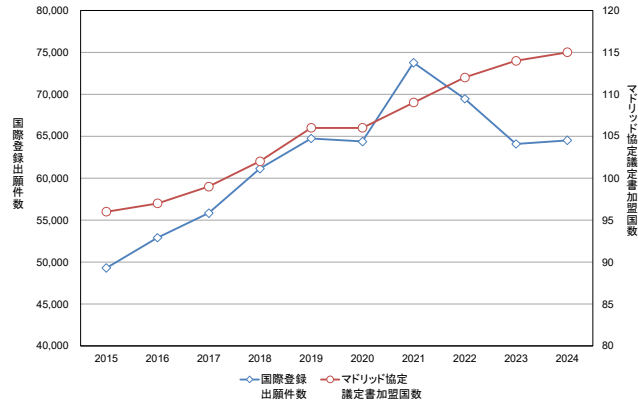


表 2-1-4 国際登録出願件数ランキング (2024年)

2023 順位	2024 順位	受理官庁	2020	2021	2022	2023	2024	合計	占有率 (2024年)	増加率 2024/2023	増加率 2024/2020
1	1	米国	10,113	13,610	12,627	11,077	11,426	58,853	17.7%	3.2%	13.0%
2	2	EUIPO	9,793	12,275	10,886	10,369	10,032	53,355	15.5%	-3.3%	2.4%
3	3	中国	7,450	5,398	4,892	5,401	5,500	28,641	8.5%	1.8%	-26.2%
4	4	英国	3,115	4,215	4,616	3,879	3,875	19,700	6.0%	-0.1%	24.4%
5	5	フランス	3,365	4,239	3,726	3,644	3,547	18,521	5.5%	-2.7%	5.4%
6	6	ドイツ	4,260	4,781	4,391	3,541	3,321	20,294	5.1%	-6.2%	-22.0%
7	7	スイス	3,269	3,458	3,325	3,018	3,182	16,252	4.9%	5.4%	-2.7%
8	8	日本	2,953	3,173	3,181	2,835	3,067	15,209	4.8%	8.2%	3.9%
9	9	韓国	1,504	1,927	1,983	2,050	2,312	9,776	3.6%	12.8%	53.7%
10	10	オーストラリア	2,219	2,649	2,348	2,038	2,032	11,286	3.1%	-0.3%	-8.4%

出典：WIPO「WIPO IP Statistics Data Center」
 (<https://www3.wipo.int/ipstats/pmh-search/madrid>)

注：国際登録出願件数には事後指定を含まない。

表 2-1-5 国際登録出願指定国件数の推移 (2015年～2024年)

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
国際登録出願指定国件数	382,744	407,045	424,879	469,878	496,669	508,724	585,417	550,689	512,381	516,743
増加率		6.3%	4.4%	10.6%	5.7%	2.4%	15.1%	-5.9%	-7.0%	0.9%

図 2-1-6 国際登録出願指定国件数と一出願あたりの指定国件数の推移 (2015～2024年)

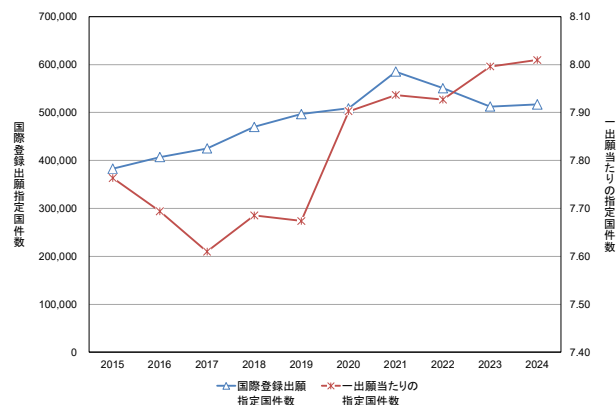


表 2-1-6 国際登録出願指定国件数ランキング（2024年）

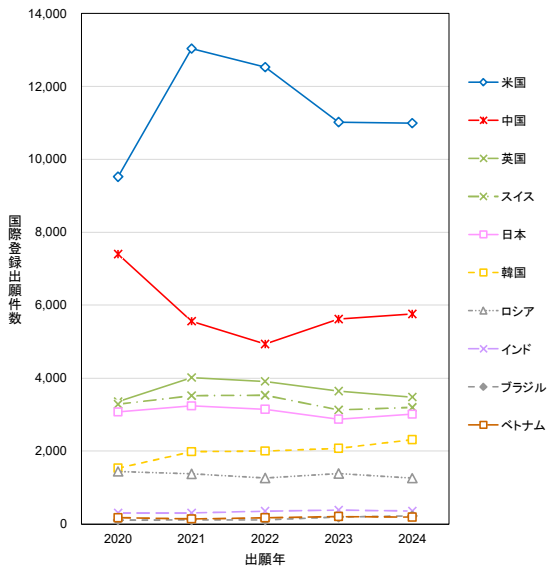
2023 順位	2024 順位	指定国官庁	2020	2021	2022	2023	2024	合計	占有率 (2024年)	増加率 2024/2023	増加率 2024/2020
1	1	英国	20,128	36,725	34,088	30,295	30,175	151,411	5.8%	-0.4%	49.9%
2	2	EUIPO	28,154	34,198	32,800	29,005	29,911	154,068	5.8%	3.1%	6.2%
3	3	米国	26,808	30,745	29,519	26,887	27,145	141,104	5.3%	1.0%	1.3%
4	4	カナダ	21,078	26,075	24,410	22,025	22,020	115,608	4.3%	0.0%	4.5%
5	5	中国	24,831	28,156	24,490	20,970	20,426	118,873	4.0%	-2.6%	-17.7%
6	6	オーストラリア	17,220	21,171	19,014	17,324	17,137	91,866	3.3%	-1.1%	-0.5%
7	7	日本	18,382	21,372	19,432	17,008	16,832	93,026	3.3%	-1.0%	-8.4%
8	8	スイス	16,397	19,863	18,647	15,995	15,213	86,115	2.9%	-4.9%	-7.2%
9	9	韓国	14,520	16,712	15,175	13,661	13,871	73,939	2.7%	1.5%	-4.5%
10	10	インド	13,491	15,699	14,518	13,276	13,857	70,841	2.7%	4.4%	2.7%

出典：WIPO「WIPO IP Statistics Data Center」
 (<https://www3.wipo.int/ipstats/pmh-search/madrid>)

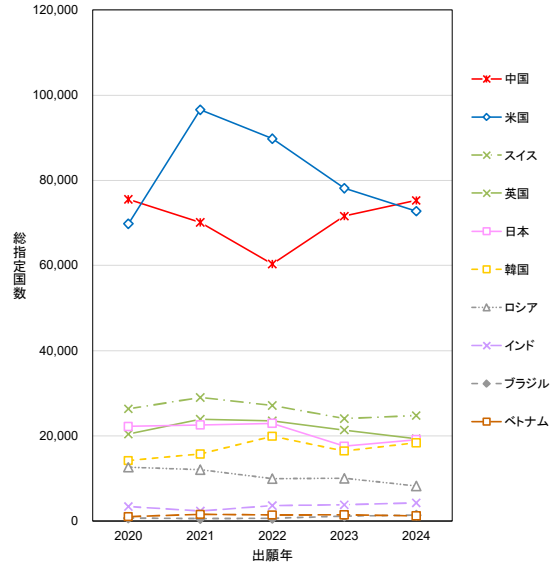
注：国際登録出願の指定国件数には事後指定を含む。

図 2-1-7 主要国の国際登録出願の利用状況の推移（2020年～2024年）

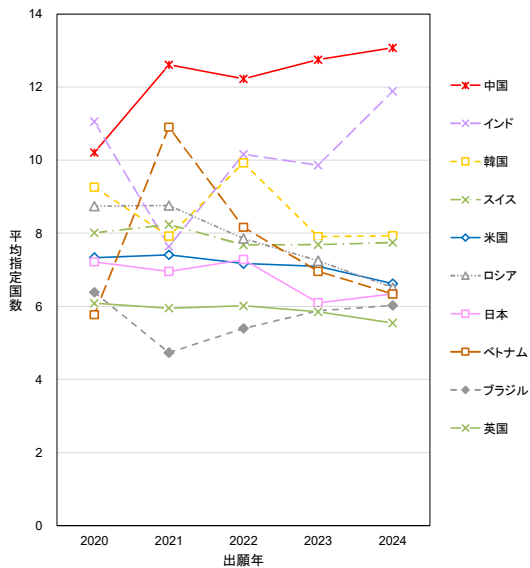
（主要国における国際登録出願件数の推移）



（主要国における総指定国数の推移）



（主要国における平均指定国数の推移）



出典：Clarivate Analytics のデータ

4. 出願から登録までの所要日数

(1) 登録年起算

2020年から2024年までの各年に商標登録された案件について、その出願から登録までの平均所要日数及び出願から公告までの平均所要日数を表2-1-7と図2-1-8に示す。

出願から登録までの所要日数（登録年起算）について、日本の登録所要日数は、2020年をピークに2023年まで減少を続けたが、2024年には増加に転じている。米国では2021年の微減から2022年と2023年に大きく増加したが、2024年には減少している。2022年と2023年の登録所要日数の増加は、2020年と2021年の出願件数の大幅増に起因するものと考えられる。中国では、2023年の増加を除き減少傾向であり、2024年の登録所要日数は過去5年で最も短い。韓国では、2023年まで顕著に増加を続けたが、2024年には減少に転じている。

EUIPOでは、2021年の減少から2022年に増加に転じ、2023年まで増加を続けたが、2024年には再び減少に転じている。英国では、2021年の増加をピークに2022年に大きく減少に転じ、2024年まで減少を続けている。2022年の登録所要日数の大幅減は、同年の出願件数の減少に起因していると考えられる。スイスでは、増減を繰り返しながら減少傾向であり、2024年には大きく減少し76日となっている。この数値は主要国・機関において最も短い。

ブラジルでは2024年まで増加を続けている。インドでは2021年の大幅増をピークに2022年に大きく減少し、2023年に再び増加に転じたが、2024年には減少している。ベトナムでは2022年まで減少を続けたが、2023年に2020年来の最高値まで増加した。2024年には減少している。

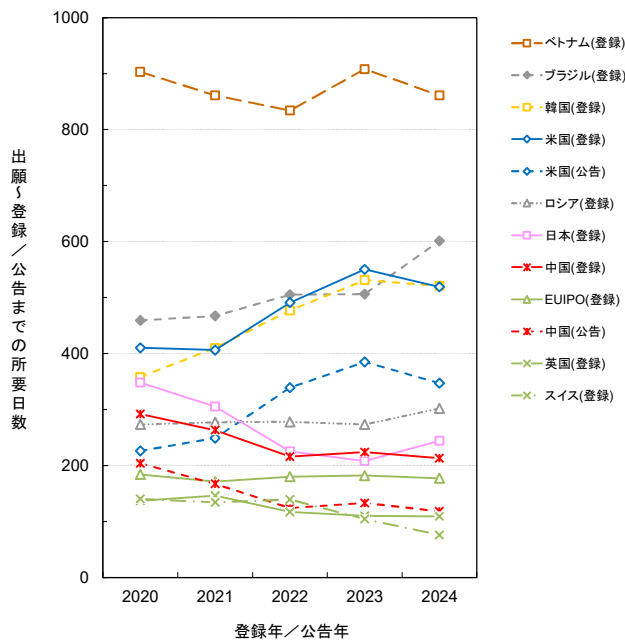
表 2-1-7 登録年起算における商標出願から登録／公告までの所要日数（2020年～2024年）

		2020	2021	2022	2023	2024	相対的 拒絶理由 の審査	早期審査 の有無	異議申立制度 ／期間	商標審査官 人数
日本	出願～登録	348	305	225	208	244	○	有り	付与後 / 2か月	173
	出願～登録 出願～公告	410 226	406 249	491 339	550 385	519 347	○	無し	付与前 / 30日	
EUIPO	出願～登録	184	171	180	182	177	×	有り	付与前 / 3か月	270
英国	出願～登録	137	146	117	110	109	×	有り	付与前 / 2か月	201
スイス	出願～登録	140	134	139	104	76	×	有り	付与後 / 3か月	58
中国	出願～登録	292	263	216	224	213	○	無し	付与前 / 3か月	1,986
	出願～公告	204	167	124	133	118				
韓国	出願～登録	358	410	477	531	521	○	有り	付与前 / 2か月	185
ブラジル	出願～登録	459	467	505	506	601	○	無し	付与前 / 60日	126
ロシア	出願～登録	273	277	278	273	302	○	有り	なし	—
インド	出願～登録	627	773	533	614	564	○	有り	付与前 / 4か月	104
ベトナム	出願～登録	903	861	834	908	861	○	有り	出願公開日から権利付 与の決定までの期間内	76

※相対的拒絶理由の審査
○－絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由の両方について審査を行う。
×－絶対的拒絶理由についてのみ審査を行う。

※異議申立制度／期間
付与前－異議申立期間が登録前に設定されている。
付与後－異議申立期間が登録後に設定されている。

図 2-1-8 登録年起算における商標出願から登録／公告までの所要日数（2020年～2024年）



出典：①登録所要日数は Clarivate Analytics のデータを使用して算出している。
②商標審査官人数については、日本、米国、EUIPO、中国、韓国は TM5 のホームページの 2024 年の統計情報より取得している。
その他の国については、WIPO の統計情報より取得している。

備考：インドの登録日付の情報が取得できなかったことにより、登録所要日数の算出ができなかったため、インドの登録所要日数は「—」としている。

(2) 出願年起算

2020年から2024年までの各年に商標出願された案件について、登録率、Pending 率を表 2-1-8 に示す。

当該年に出願された案件で、登録にも至らず、拒絶や出願却下、出願無効などの最終処分も確定していない案件の当該年の出願件数に対する割合（Pending 率）は、相対的拒絶理由の審査が実施されない EUIPO、英国及びスイスの欧州各国において、登録率が 80% 以上の数値を示している。相対的拒絶理由の審査が実施されない EUIPO、英国、スイスでは、2024 年の Pending 率は 5%未満となっており、出願案件の大半が審査を完了している。

相対的拒絶理由の審査が実施される国では、2024 年の Pending 率が最も低い国は日本であり、次いで米国、中国の順となっており、商標出願された件数の約 60%以上が審査を完了していることが分かる。一方、2024 年の Pending 率が他国より高い傾向がある主要国・機関として、75%超のインドと韓国、80%超のベトナム、90%超のブラジルが挙げられる。

表 2-1-8 出願年起算における商標出願から登録までの登録率、Pending 率（2020 年～2024 年）

		2020	2021	2022	2023	2024	相対的 拒絶理由 の審査	早期審査 の有無	異議申立制度 ／期間	商標審査官 人数
日本	登録率	77.07%	84.34%	84.56%	83.14%	81.99%	○	有り	付与後 / 2か月	173
	Pending率	0.01%	0.04%	0.12%	0.39%	8.32%				
米国	登録率	62.61%	59.83%	55.99%	53.23%	44.68%	○	無し	付与前 / 30日	764
	Pending率	1.28%	4.48%	8.83%	15.87%	31.04%				
EUIPO	登録率	91.50%	92.13%	91.47%	90.56%	88.94%	×	有り	付与前 / 3か月	270
	Pending率	0.42%	0.55%	1.12%	2.02%	4.90%				
英国	登録率	86.00%	88.81%	89.09%	88.60%	88.75%	×	有り	付与前 / 2か月	201
	Pending率	0.04%	0.15%	0.40%	0.43%	0.91%				
スイス	登録率	86.14%	88.04%	89.19%	88.90%	86.77%	×	有り	付与後 / 3か月	58
	Pending率	0.01%	0.02%	0.05%	0.11%	0.48%				
中国	登録率	68.69%	65.15%	56.72%	63.00%	61.86%	○	無し	付与前 / 3か月	1,986
	Pending率	29.98%	33.85%	42.77%	36.71%	37.51%				
韓国	登録率	56.19%	59.88%	63.31%	59.70%	20.19%	○	有り	付与前 / 2か月	185
	Pending率	1.76%	2.30%	3.13%	12.60%	76.96%				
ブラジル	登録率	61.17%	59.08%	55.56%	51.11%	7.43%	○	無し	付与前 / 60日	126
	Pending率	16.87%	18.20%	21.98%	32.30%	91.00%				
ロシア	登録率	69.31%	71.94%	71.58%	72.24%	52.83%	○	有り	なし	-
	Pending率	30.39%	27.85%	28.25%	27.71%	47.16%				
インド	登録率	69.34%	68.90%	67.04%	56.10%	19.70%	○	有り	付与前 / 4か月	104
	Pending率	15.72%	17.11%	27.01%	40.18%	79.95%				
ベトナム	登録率	66.74%	65.70%	64.29%	60.98%	17.13%	○	有り	出願公開日から権利付与の決定までの期間内	76
	Pending率	33.25%	34.29%	35.70%	39.02%	82.87%				

出典：①登録率、Pending 率は Clarivate Analytics のデータを使用して算出している。

②商標審査官人数については、日本、米国、EUIPO、中国、韓国は TM5 のホームページの 2024 年の統計情報より取得している。

その他の国については、WIPO の統計情報より取得している。

備考：①登録率は該当年に出願された案件の内、登録になった案件の割合を示している。

日本の登録率を算出する際に使用した各年の出願件数には出願却下となった案件は含まれていない。

②Pending 率は、該当年の出願件数に占める審査待ち・審査中の案件の割合を示す。

③調査は 2025 年 9 月末時点のデータを使用して実施した結果である。

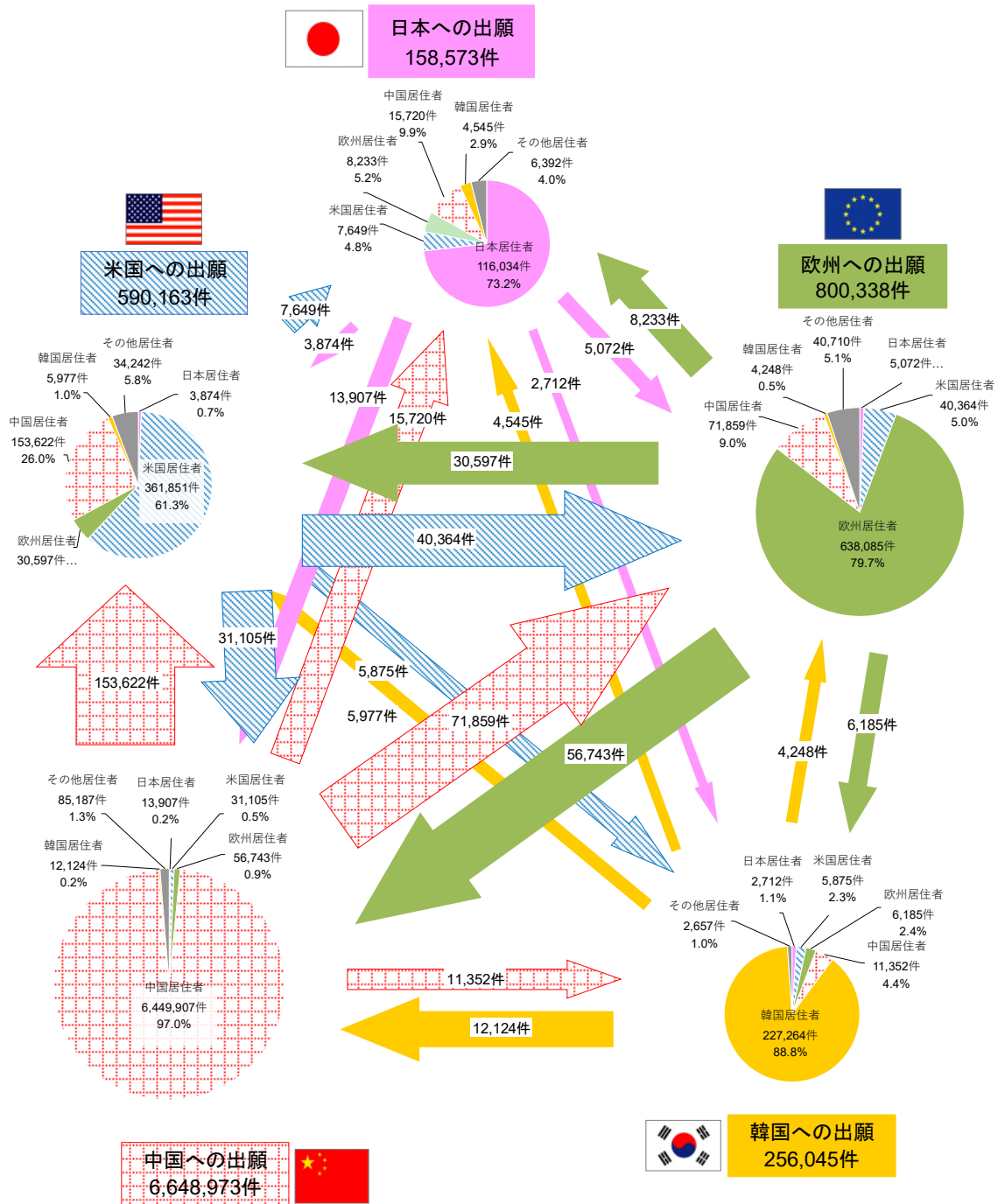
5. 日米欧中韓間の出願人居住地別の出願件数の相関関係

2024年の日本、米国、欧州、中国、韓国間の出願人居住地別の出願件数の関係を図 2-1-9 に示す。

2024年の出願件数からみた日米欧中韓間（欧州は EU 加盟国及び英国、スイスの出願件数の合計、日本居住者から日本への出願件数は、日本における一部の料金未納により却下される出願の出願件数を除外した値）の商標出願状況は、日本居住者からの出願は、自国を除くと中国への出願が最も多く、次いで欧州、米国、韓国の順となっている。米国居住者からの出願は、自国を除くと欧州への出願が最も多く、次いで中国、日本、韓国の順となっている。欧州居住者からの出願は、自国を除くと中国への出願が最も多く、次いで米国、日本、韓国の順となっている。中国居住者からの出願は、自国を除くと米国への出願が最も多く、次いで欧州、日本、韓国の順となっている。中国居住者から他国への商標出願は、自国への商標出願に比べると非常に少ない。韓国居住者からの出願は、自国を除くと中国への出願が最も多く、次いで米国、欧州、日本の順となっている。

図 2-1-9 日米欧中韓間の出願件数の関係 (2024 年)

要約



出典：①日本、米国、韓国：WIPOの統計資料

②欧州：ギリシャ、キプロス、マルタ、スロベニアは Clarivate Analytics のデータ、上記以外の国は WIPO の統計資料

③中国：Clarivate Analytics のデータ

備考：①日本居住者から日本への数値は一部の料金未納により却下される出願を除外した出願件数

一部の料金未納により却下される出願件数は Clarivate Analytics のデータから取得

②欧州は EUIPO、EU 加盟各国及び英国、スイスへの出願件数の合計を示し、

欧州居住者は EU 加盟国及び英国、スイスの出願件数の合計を示す。

6. ニース国際分類の区分別の商標出願状況

2024年のニース国際分類の区分別出願区分数で最も多い区分は第35類であり、次いで第9類、第30類、第25類と続いている。主要国・機関別に見ると、米国、EUIPO、英国では第9類が最も多く、日本、スイス、中国、韓国、ブラジル、ロシア、ベトナムでは第35類が最も多く、インドでは第5類が最も多い。

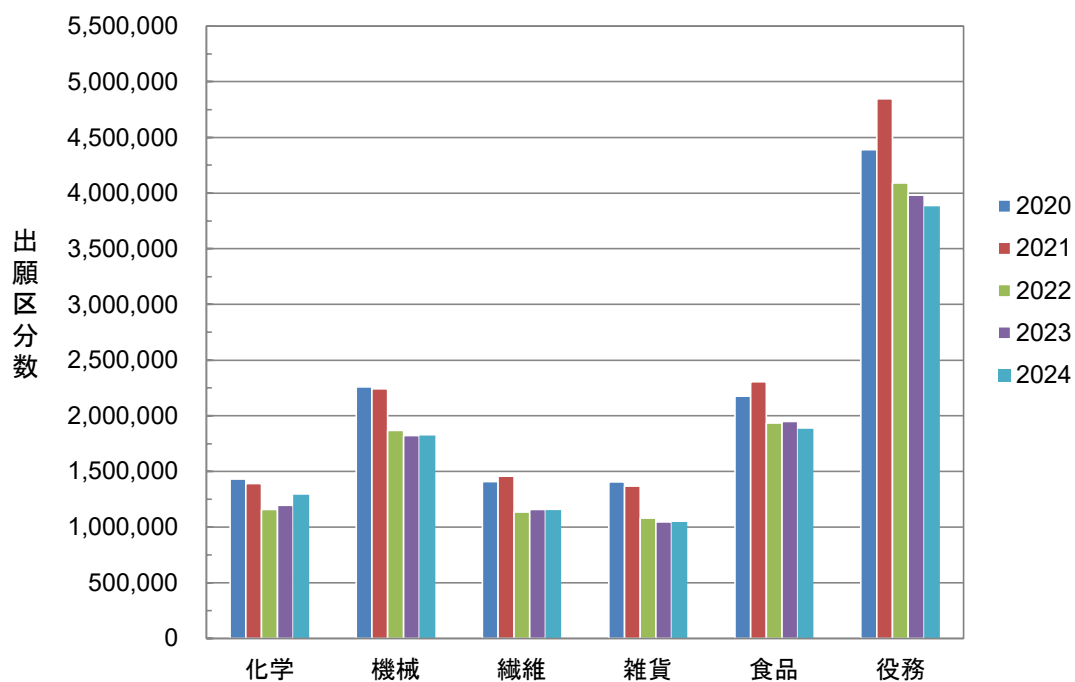
7. 産業分野別の商標出願状況

(1) 主要国・機関の産業分野別の出願区分数全体の推移

2020年から2024年までの主要国・機関の産業分野別の出願区分数全体の推移を図2-1-10に示す。

2020年から2024年の産業分野別の出願区分数の合計では、役務分野が最も多い。過去5年において、第1位の役務分野と第6位の雑貨分野の順位は変わっていない。2020年には機械分野が第2位、次いで食品分野の順であったが、2021年以降は食品分野が第2位、機械分野が第3位となっている。

図 2-1-10 主要国・機関全体の産業分野別の出願区分数の推移（2020年～2024年）



出典：①各国（地域）の知的財産権庁・機関の年次報告書：日本

②Clarivate Analytics のデータ：中国 ③WIPO の統計資料：上記以外

備考：主要国・機関の各分野の出願区分数の合計値は、日本における一部の料金未納により却下される出願を除外した出願区分数を用いて集計を行っている。

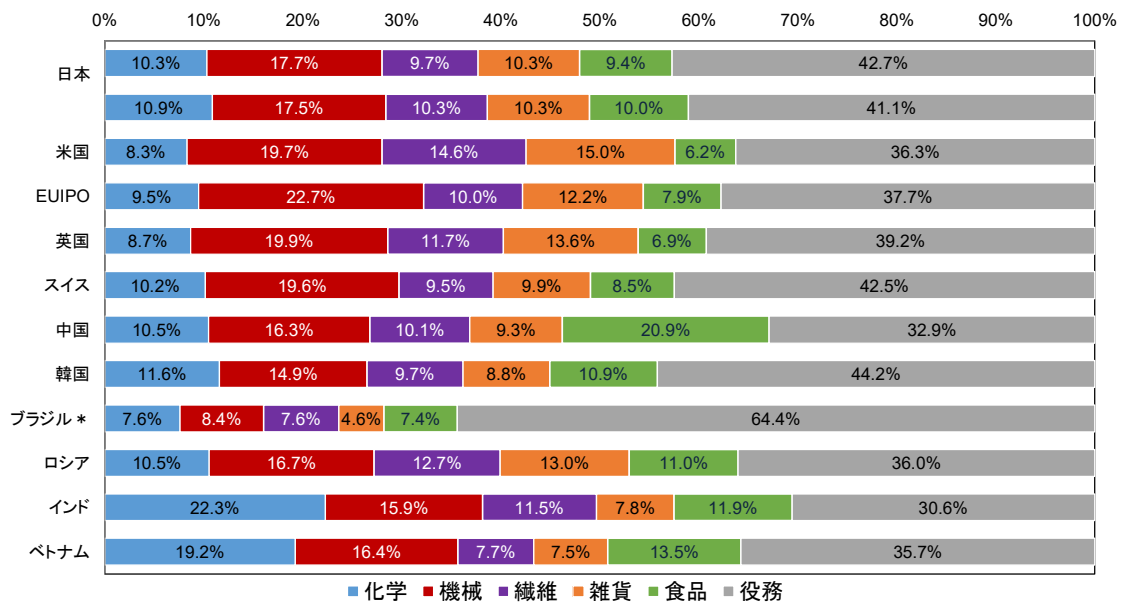
なお、一部の料金未納により却下される出願区分数は Clarivate Analytics のデータから取得した。

(2) 主要国・機関における産業分野の出願区分割合

2020年から2024年までの主要国・機関における産業分野の出願区分割合の比較を図2-1-11に示す。なお、各国・機関、各分野の数値は2020年から2024年の過去5年分の累計を示している。

2020年から2024年までの主要国・機関における産業分野別の出願区分数の合計では、全ての主要国・機関で役務分野の割合が最も高く、中でもブラジルが最大であり、次いで韓国、日本と続いている。次に高い割合を示す分野は、中国では食品分野、インドとベトナムでは化学分野、その他の主要国・機関では機械分野となっている。

図 2-1-11 主要国・機関における産業分野別の出願区分数の割合（2020年～2024年の累計）



出典：①各国（地域）の知的財産権庁・機関の年次報告書：日本
 ②Clarivate Analytics のデータ：中国 ③WIPO の統計資料：上記以外
 備考：①一出願一区分制度を採用している国には「*」を付与している。
 ②日本の上段：出願区分数
 日本の下段：一部の料金未納により却下される出願を除外した出願区分数
 一部の料金未納により却下される出願区分数は Clarivate Analytics のデータから取得
 ③主要国・機関の各分野の出願区分数の合計値は、日本における一部の料金未納により却下される出願を除外した出願区分数を用いて集計を行っている。

第2節 各国・機関別の商標出願動向

1. 日本

2020年から2024年までの日本における自国・他国からの商標出願状況及び他国出願比率（全体の出願区分数に対する他国居住者の出願区分数の割合）の推移を図2-2-1-1、日本における一部の料金未納により却下される出願を除外した推移を図2-2-1-2に示す。

自国出願区分数は、2020年をピークに2024年まで減少を続けており、特に2021年の大幅減が際立っている。一方で、他国出願区分数は2021年の大幅増をピークに減少に転じ、2024年まで減少を続けている。他国出願比率は、2021年の大幅増をピークに減少に転じ、2023年まで減少したが、2024年には増加に転じている。2021年の自国出願区分数の大幅な減少により、この年の他国出願比率は大幅に増加している。一方、日本における一部の料金未納により却下される出願を除外した自国・他国からの商標出願状況及び他国出願比率では、自国出願区分数、他国出願区分数は2021年の増加をピークに減少に転じ、2024年まで減少を続けている。他国出願比率は、2021年の増加後、2022年と2023年に減少し、2024年は微増となっている。

2024年の日本における日本居住者以外の出願人居住地別出願区分数の居住地別の割合を図2-2-2に示す。日本における日本居住者以外からの出願区分数は、中国居住者、米国居住者、韓国居住者の順となっている

2020年から2024年までの日本における産業分野別の出願区分数推移を図2-2-3-1、2024年の割合を図2-2-4-1に示す。

2024年の日本における産業分野別の出願区分数の割合（日本における一部の料金未納により却下される出願を除外した出願区分数を基にした合計値）では、最も出願区分数が多い分野は役務分野であり、次いで機械分野、雑貨分野、繊維分野、化学分野、食品分野の順となっている。役務分野の中では35類が最も多く、41類、42類の順となっている。

図2-2-1-1 日本における自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2020年～2024年）

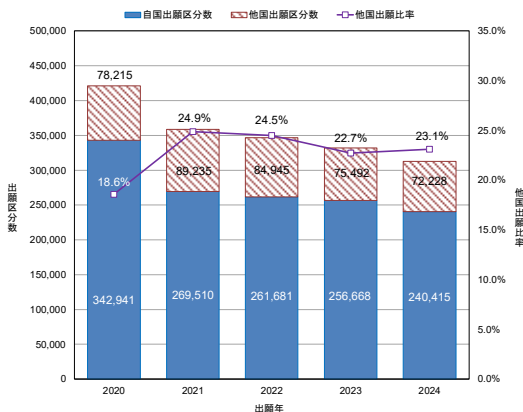


図2-2-1-2 日本における自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2020年～2024年）（日本における一部の料金未納により却下される出願を除外した場合）

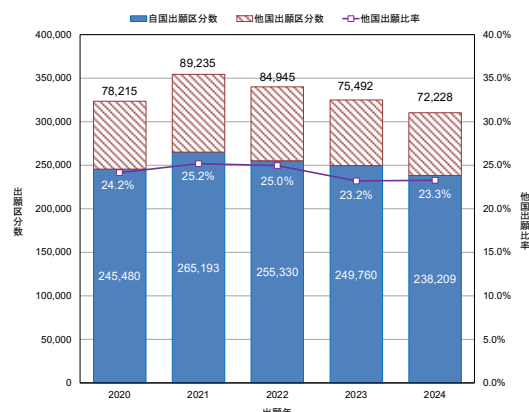


図 2-2-2 日本における日本居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2024 年）

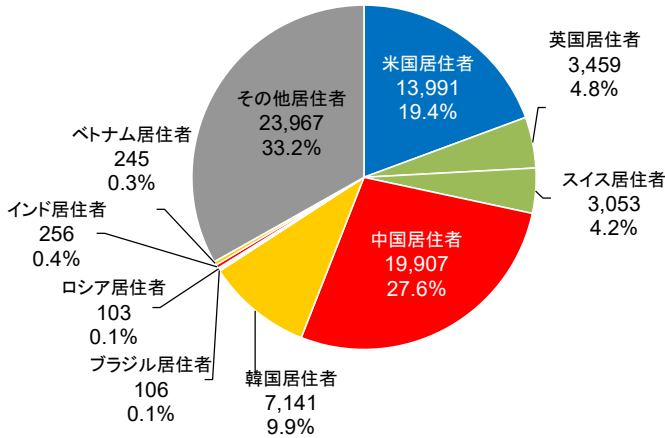


図 2-2-3-1 日本における産業分野別の出願区分数の推移（2020 年～2024 年）

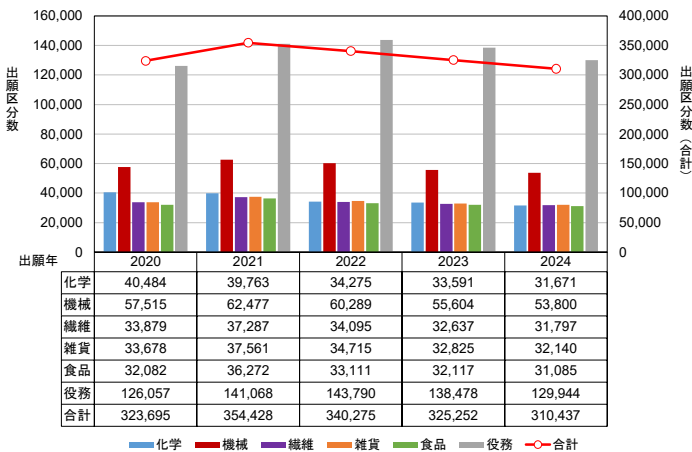
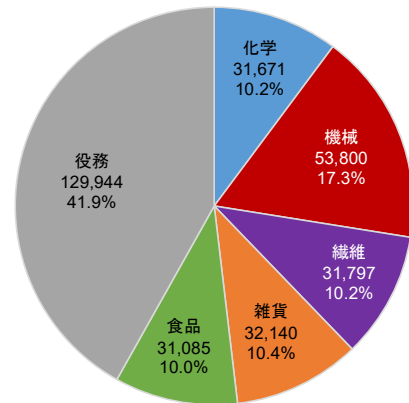


図 2-2-4-1 日本における産業分野別の出願区分数の割合（2024 年）



2020 年から 2024 年までの日本以外の主要国居住者による日本への出願件数の推移を表 2-2-1 に示す。日本居住者以外主要国居住者による日本への出願件数は、スイスとロシアの居住者による出願を除き 2021 年に増加したが、2022 年にはインドとベトナムを除く全ての主要国の居住者による出願は減少した。2023 年には、同年に増加に転じた韓国とブラジル、前年から増加を続けるベトナムを除く全ての主要国の居住者による出願が減少を続けた。2024 年には、米国、英国、スイス、ブラジル、ロシアの居住者による出願は減少している。2024 年に日本への出願件数が最も多かった主要国の居住者は中国であり、次いで米国、韓国の順となっている。

日本居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移を表 2-2-2 に示す。また、2024 年の日本居住の出願人による出願件数の上位国（地域）・機関のランキング上位 10 か国（地域）・機関の出願件数の推移を表 2-2-3 に示す。日本居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数については、過去 5 年の合計では、日本居住の出願人が最も多く出願している主要国は中国であり、次いで米国、韓国の順になっている。日本居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数合計は、2021 年の増加をピークに 2023 年まで減少

したが、2024年には増加に転じている。中国への出願件数は、2020年から2024年まで常に最多である。米国への出願件数は、2022年まで増加を続けた後、2023年に大きく減少したが、2024年には増加に転じている。韓国への出願件数は、2020年をピークに増減を繰り返しながら2023年まで減少傾向であったが、2024年には増加に転じている。英国への出願件数は、2020年1月のEU離脱後、2021年に大きく増加しピークに達したが、2022年に減少に転じ、2024年まで減少を続けている。

表 2-2-1 主要国居住者による日本への出願件数の推移（2020年～2024年）

	2020	2021	2022	2023	2024	増加率 2024/2023	増加率 2024/2020
日本居住者	自国出願人						
米国居住者	8,504	10,427	9,243	7,893	7,649	-3.1%	-10.1%
英国居住者	1,671	1,770	1,652	1,422	1,242	-12.7%	-25.7%
スイス居住者	1,455	1,383	1,326	1,174	1,221	4.0%	-16.1%
中国居住者	17,875	20,107	14,990	14,520	15,720	8.3%	-12.1%
韓国居住者	2,991	3,683	3,555	3,699	4,545	22.9%	52.0%
ブラジル居住者	56	73	67	73	60	-17.8%	7.1%
ロシア居住者	156	139	88	69	41	-40.6%	-73.7%
インド居住者	118	162	163	144	150	4.2%	27.1%
ベトナム居住者	65	77	96	113	156	38.1%	140.0%
合計	32,891	37,821	31,180	29,107	30,784	5.8%	-6.4%

表 2-2-2 日本居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移（2020年～2024年）

出願先国・機関	国 コード	マドリッド 協定締定書	2020	2021	2022	2023	2024	合計	増加率 2024/2023	増加率 2024/2020
日本	JP	○	自国							
米国	US	○	3,981	4,018	4,122	3,596	3,874	19,591	7.7%	-2.7%
EUIPO	EM	○	2,840	2,780	2,660	2,287	2,341	12,908	2.4%	-17.6%
英国	GB	○	1,642	2,488	2,073	1,711	1,709	9,623	-0.1%	4.1%
スイス	CH	○	565	568	535	379	417	2,464	10.0%	-26.2%
中国	CN	○	23,058	24,914	18,979	14,461	13,907	95,319	-3.8%	-39.7%
韓国	KR	○	2,971	2,804	2,810	2,526	2,712	13,823	7.4%	-8.7%
ブラジル	* BR	○	859	925	1,192	695	914	4,585	31.5%	6.4%
ロシア	RU	○	888	812	531	424	477	3,132	12.5%	-46.3%
インド	IN	○	1,132	1,356	1,051	1,315	1,288	6,142	-2.1%	13.8%
ベトナム	VN	○	1,553	1,411	1,459	1,329	1,521	7,273	14.4%	-2.1%
合計			39,489	42,076	35,412	28,723	29,160	174,860	1.5%	-26.2%

表 2-2-3 日本居住の出願人による2024年の出願件数の上位国・機関の出願件数の推移（2020年～2024年）（上位10か国・機関）

2023 順位	2024 順位	出願先国(地域)・機関	2020	2021	2022	2023	2024	合計	増加率 2024/2023	増加率 2024/2020
1	1	中国	23,058	24,914	18,979	14,461	13,907	95,319	-3.8%	-39.7%
2	2	米国	3,981	4,018	4,122	3,596	3,874	19,591	7.7%	-2.7%
3	3	台湾	4,026	3,400	3,554	2,871	3,372	17,223	17.5%	-16.2%
4	4	韓国	2,971	2,804	2,810	2,526	2,712	13,823	7.4%	-8.7%
5	5	EUIPO	2,840	2,780	2,660	2,287	2,341	12,908	2.4%	-17.6%
7	6	タイ	2,240	2,102	2,164	1,915	2,046	10,467	6.8%	-8.7%
6	7	香港	2,361	2,363	2,078	1,976	1,966	10,744	-0.5%	-16.7%
11	8	マレーシア	2,205	1,910	1,643	1,427	1,819	9,004	27.5%	-17.5%
8	10	英国	1,642	2,488	2,073	1,711	1,709	9,623	-0.1%	4.1%

2024年の日本居住の出願人による他の主要国・機関への出願ルートを図2-2-5、図2-2-6に示す。日本居住者の他国・機関への出願ルートを見ると、全体としては、主要国・機関への直接出願が67.2%を占めており、国際登録出願は32.8%となっている。これを主要国・機関で見ると、スイス、英国へは65%以上、EUIPOへは60%以上、ロシア、インド、ベトナムへは約50%が国際登録出願となっている。一方、中国への出願は、約90%が直接出願を利用している。

図2-2-5 日本居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート（2024年）

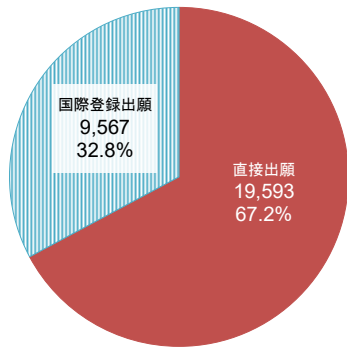
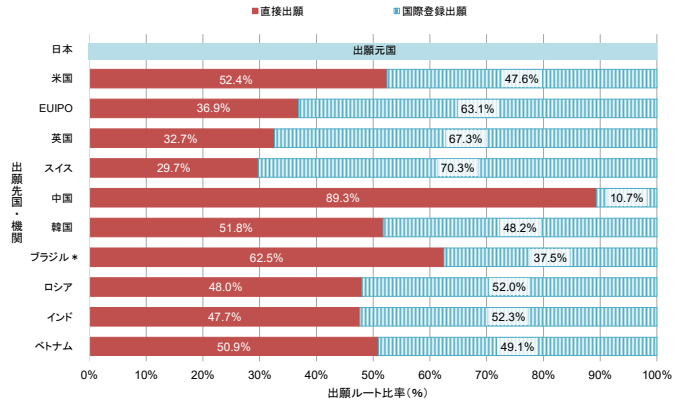


図2-2-6 日本居住の出願人による他の主各国・機関への商標出願ルートの割合（2024年）



2020年から2024年の日本における出願人数、出願件数、出願区分数及び出願人一人当たりの平均出願件数、出願人一人当たりの平均出願区分数の推移を表2-2-4に示す。

日本における出願件数及び出願区分数と出願人数の関連においては、出願人数と出願件数は2021年の増加をピークに減少に転じ、2024年まで減少を続けている。出願区分数は、2020年をピークに2024年まで減少を続けている。過去5年間の推移では、出願人数の動向と出願件数の動向には相関が認められる一方、出願人数の動向と出願区分数の動向には一致しない点が認められる。出願人一人当たりの平均出願件数と平均出願区分数は、いずれも2020年をピークに減少を続けており、2024年の出願人一人当たりの平均出願件数は2.10件、出願人一人当たりの平均出願区分数は4.13を示している。

表2-2-4 日本における出願人数、出願件数、出願区分数及び出願人一人当たりの平均出願件数、出願人一人当たりの平均出願区分数の推移（2020年～2024年）

	2020	2021	2022	2023	2024	増加率 (2024/2023)	増加率 (2024/2020)
出願人数	77,456	85,527	78,638	76,791	75,110	-2.19%	-3.03%
出願件数	181,769	184,107	167,784	161,744	157,550	-2.59%	-13.32%
出願区分数	422,757	359,554	339,826	325,292	310,313	-4.60%	-26.60%
出願人一人当たりの平均出願件数	2.35	2.15	2.13	2.11	2.10	-0.41%	-10.62%
出願人一人当たりの平均出願区分数	5.46	4.20	4.32	4.24	4.13	-2.47%	-24.31%

2. 米国

2020年から2024年までの米国における自国・他国からの商標出願状況及び他国出願比率（全体の出願区分数に対する他国居住者の出願区分数の割合）の推移を図2-2-7に示す。また、2024年の米国における米国居住者以外の出願人居住地別出願区分数の居住地別の割合を図2-2-8に示す。

自国出願区分数、他国出願区分数、他国出願比率は、2021年の増加をピークに減少に転じ、2023年まで減少を続けたが、2024年には大きく増加に転じている。一方、2024年には自国出願区分数が前年比2.5%増であるのに対し、他国出願区分数と他国出願比率はそれぞれ前年比38.3%増と同20.1%増を示しており、他国からの出願が同年の出願区分数合計の大幅増に大きく影響していることが認められる。

2024年の米国における米国居住者以外の出願人居住地別出願区分数の居住地別の割合を図2-2-8に示す。米国における米国居住者以外からの出願区分数は、中国、英国の居住者の順となっている。

2020年から2024年までの米国における産業分野別の出願区分数推移を図2-2-9、2024年の割合を図2-2-10に示す。産業分野別の出願区分数では役務分野の出願が最も多く、次いで機械分野となっている。

米国居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移と比較を表2-2-5に示す。米国居住の出願人による他の主要国・機関への出願は、過去5年間の合計では、米国居住の出願人が最も多く出願している国・機関は中国であり、次いでEUIPO、英国と続いている。

図2-2-7 米国における自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2020年～2024年）

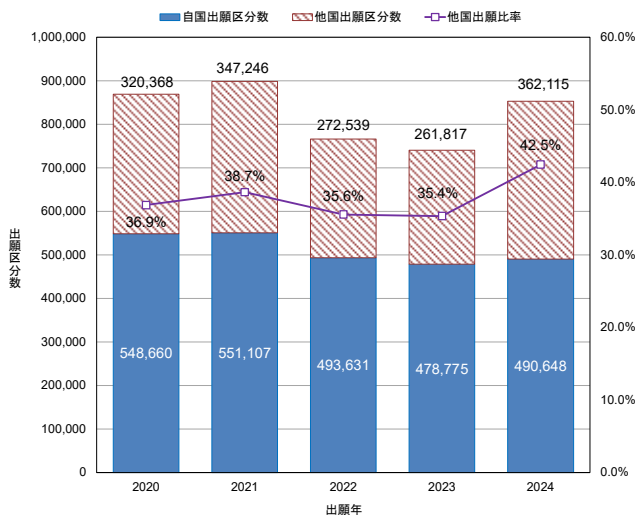


図2-2-8 米国における米国居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2024年）

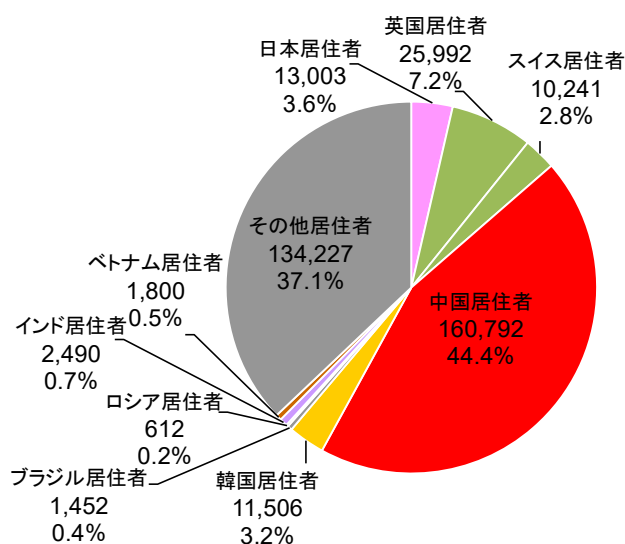


図 2-2-9 米国における産業分野別の出願区分数の推移 (2020年~2024年)

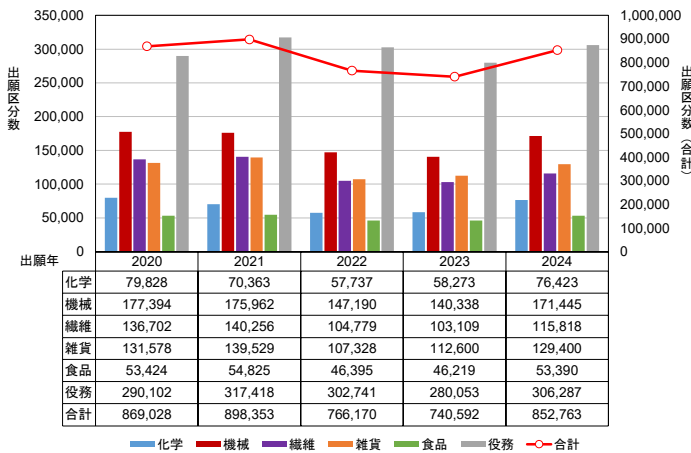


図 2-2-10 米国における産業分野別の出願区分数の割合 (2024年)

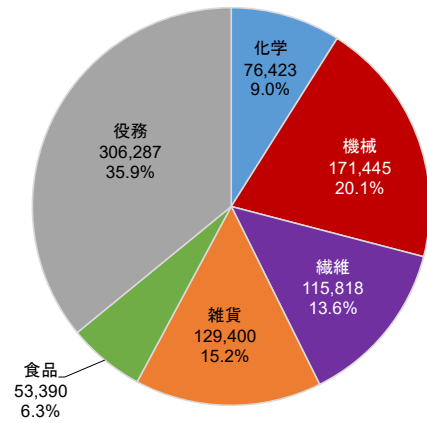


表 2-2-5 米国居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移 (2020年~2024年)

出願先国・機関	国コード	マドリッド協定締結国	2020	2021	2022	2023	2024	合計	増加率 2024/2023	増加率 2024/2020	
主要国・機関	日本	JP	○	8,504	10,427	9,243	7,893	7,649	43,716	-3.1%	-10.1%
	米国	US	○	自国							
	EUIPO	EM	○	17,390	20,589	19,168	16,939	17,211	91,297	1.6%	-1.0%
	英国	GB	○	11,261	21,285	17,424	15,125	15,527	80,622	2.7%	37.9%
	スイス	CH	○	3,115	3,770	3,480	2,959	2,880	16,204	-2.7%	-7.5%
	中国	CN	○	45,395	58,706	43,341	33,203	31,105	211,750	-6.3%	-31.5%
	韓国	KR	○	6,270	7,317	7,005	6,074	5,875	32,541	-3.3%	-6.3%
	ブラジル	* BR	○	7,863	9,738	9,347	7,332	7,606	41,886	3.7%	-3.3%
	ロシア	RU	○	3,767	4,426	2,301	1,496	1,542	13,532	3.1%	-59.1%
	インド	IN	○	6,451	8,961	7,713	8,311	6,634	38,070	-20.2%	2.8%
ベトナム	VN	○	2,225	2,474	2,304	2,058	2,270	11,331	10.3%	2.0%	
合計			103,737	137,266	112,083	93,497	90,650	537,233	-3.0%	-12.6%	

2024年の米国居住の出願人による他の主要国・機関への出願ルートを図 2-2-11、図 2-2-12 に示す。直接出願と国際登録出願の利用比率では、直接出願が 65.4%を占めており、国際登録出願の利用は 34.6%となっている。国際登録出願が比較的多く利用されている国・機関としては、スイス (54.9%)、日本 (51.3%)、韓国 (48.2%)、英国 (46.8%)、ロシア (45.7%)、ベトナム (45.0%)、EUIPO (43.9%) が挙げられる。

図 2-2-11 米国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート (2024年)

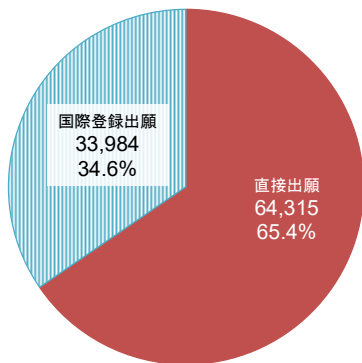
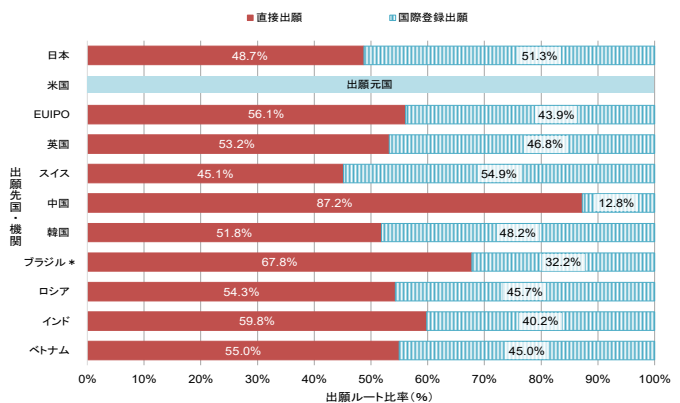


図 2-2-12 米国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合 (2024年)



3. EUIPO

2020年から2024年までのEUIPOにおけるEU加盟国（自国居住者とする）とEU加盟国以外（他国居住者とする）の商標出願状況及び他国出願比率（全体の出願区分数に対する他国居住者の出願区分数の割合）の推移を図2-2-13に示す。

自国出願区分数、他国出願区分数、他国出願比率は、2021年の増加をピークに減少に転じ、2023年まで減少を続けたが、2024年には増加に転じている。2024年のEUIPOにおける欧州居住者以外の出願人居住地別出願区分数の居住地別の割合を図2-2-14に示す。EUIPOにおける欧州居住者以外からの出願区分数は、中国、米国の居住者の順となっている。

2020年から2024年までのEUIPOにおける産業分野別の出願区分数推移を図2-2-15、2024年の割合を図2-2-16に示す。産業分野別の出願区分数では役務分野の出願が最も多く、次いで機械分野となっている。

欧州居住の出願人による主要国・機関への出願件数の推移と比較を表2-2-6に示す。欧州居住の出願人とは、EU加盟国に居住する出願人及び英国居住者を示す。過去5年の合計では、欧州居住の出願人が最も多く出願している国・機関はEUIPOであり、次いで英国、中国と続いている。2024年に前年よりも出願件数が増加した主要国・機関は、EUIPOと英国のみであり、逆に減少が顕著な国はインドとロシアである。

図2-2-13 EUIPOにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2020年～2024年）

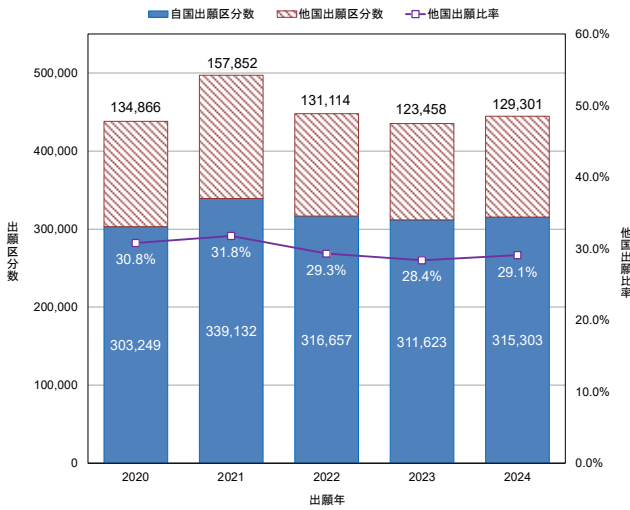


図2-2-14 EUIPOにおける欧州居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2024年）

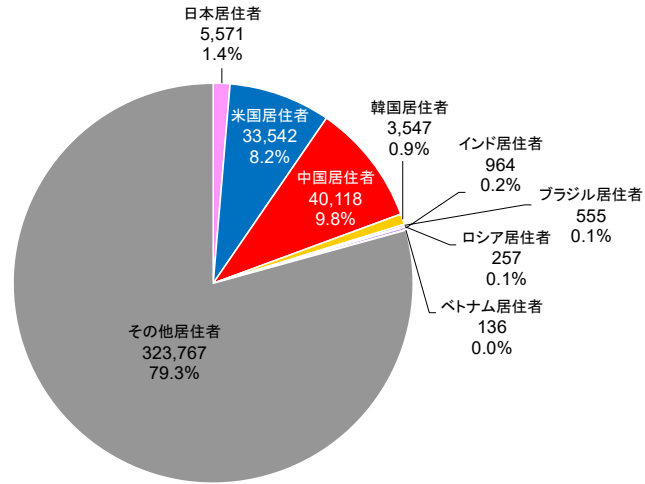


図 2-2-15 EUIPO における産業分野別の出願区分数の推移 (2020 年~2024 年)

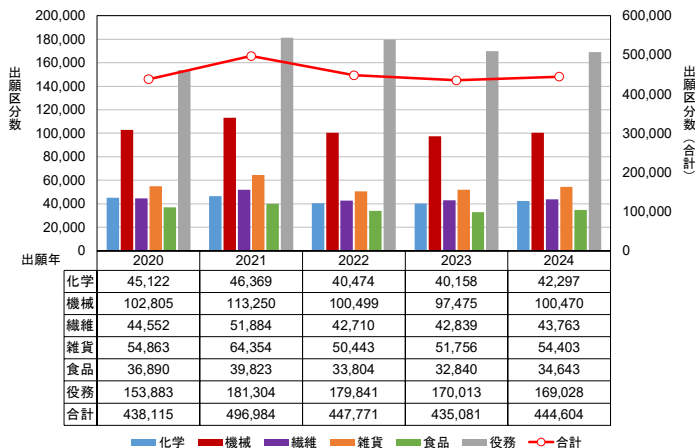


図 2-2-16 EUIPO における産業分野別の出願区分数の割合 (2024 年)

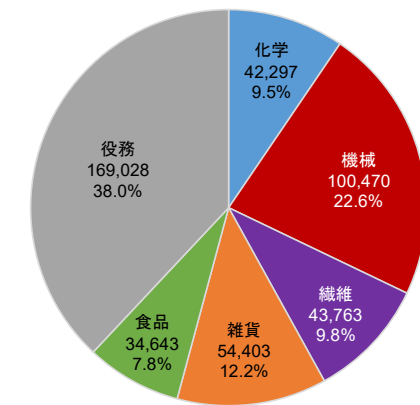


表 2-2-6 欧州居住の出願人による他の主要各国・機関への出願件数の推移 (2020 年~2024 年)

出願先国・機関	国コード	マドリッド協定締定書	2020	2021	2022	2023	2024	合計	増加率 2024/2023	増加率 2024/2020	
主要国・機関	日本	JP	○	8,651	9,673	8,689	7,428	7,012	41,453	-5.6%	-18.9%
	米国	US	○	27,918	32,218	30,067	28,475	28,043	146,721	-1.5%	0.4%
	EUIPO	EM	○	108,119	119,384	107,550	110,352	111,898	557,303	1.4%	3.5%
	英国	GB	○	101,427	126,047	100,131	104,359	108,719	540,683	4.2%	7.2%
	スイス	CH	○	12,664	15,813	14,573	12,852	12,055	67,957	-6.2%	-4.8%
	中国	CN	○	53,604	59,832	46,196	57,389	52,840	269,861	-7.9%	-1.4%
	韓国	KR	○	6,279	6,985	6,269	5,593	5,300	30,426	-5.2%	-15.6%
	ブラジル	* BR	○	7,416	8,126	10,149	6,959	6,953	39,603	-0.1%	-6.2%
	ロシア	RU	○	10,066	11,029	6,752	5,158	4,543	37,548	-11.9%	-54.9%
	インド	IN	○	6,595	7,840	6,807	7,833	6,444	35,519	-17.7%	-2.3%
ベトナム	VN	○	2,650	2,916	2,633	2,704	2,687	13,590	-0.6%	1.4%	
合計			336,738	390,190	331,127	341,674	339,482	1,739,211	-0.6%	0.8%	

2024 年の EU 加盟国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートを図 2-2-17、図 2-2-18 に示す。直接出願と国際登録出願の利用比率を見ると、全体としては主要各国・機関への直接出願が 78.0%を占めており、国際登録出願の利用は 22.0%となっている。国際登録出願が比較的多く利用されている主要国・機関は、スイス (83.7%)、ベトナム (80.3%)、日本 (77.8%)、韓国 (76.2%)、ロシア (70.4%) であり、逆に直接出願が多く利用されている主要国・機関は、EUIPO (91.2%)、英国 (89.1%)、中国 (84.8%) となっている。

図 2-2-17 EU 加盟国居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願ルート (2024 年)

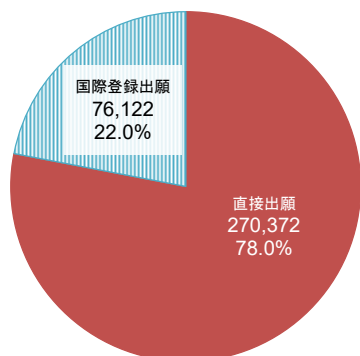
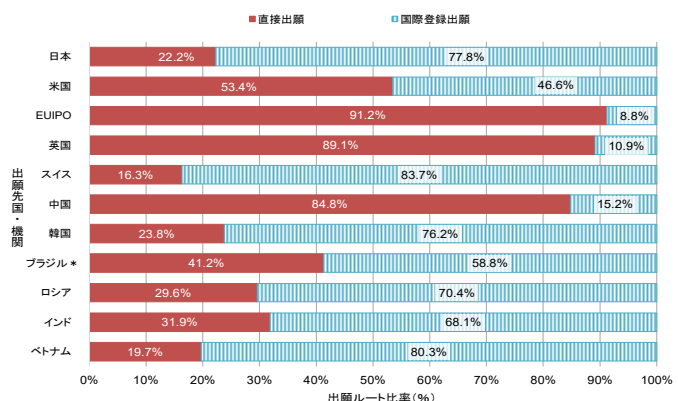


図 2-2-18 EU 加盟国居住の出願人による他の主要各国・機関への商標出願ルートの割合 (2024 年)



4. 英国

2020年から2024年までの英国における自国・他国からの商標出願状況及び他国出願比率（全体の出願区分数に対する他国居住者の出願区分数の割合）の推移を図2-2-19に示す。自国出願区分数は、2021年の大幅増をピークに2022年に前年の大幅増と同程度の大幅減に転じたが、2023年に再び増加に転じ、2024年も増加を続けている。他国出願区分数は、2021年の大幅増をピークに2022年に大きく減少に転じ、2023年も減少を続けたが、2024年には再び増加に転じている。他国出願比率は、2021年の大幅増をピークに減少に転じ、2023年まで減少を続けたが、2024年には微増し44.3%を示している。

2024年の英国における英国居住者以外の出願人居住地別出願区分数の居住地別の割合を図2-2-20に示す。英国における他国居住者からの出願区分数は、中国、米国の居住者の順となっている。

2020年から2024年までの英国における産業分野別の出願区分数推移を図2-2-21、2024年の割合を図2-2-22に示す。産業分野別の出願区分数では役務分野の出願が最も多く、次いで機械分野となっている。

英国居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移を表2-2-7に示す。過去5年の合計では、英国居住の出願人が最も多く出願している国・機関は中国であり、次いでEUIPO、米国と続いている。

図2-2-19 英国における自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2020年～2024年）

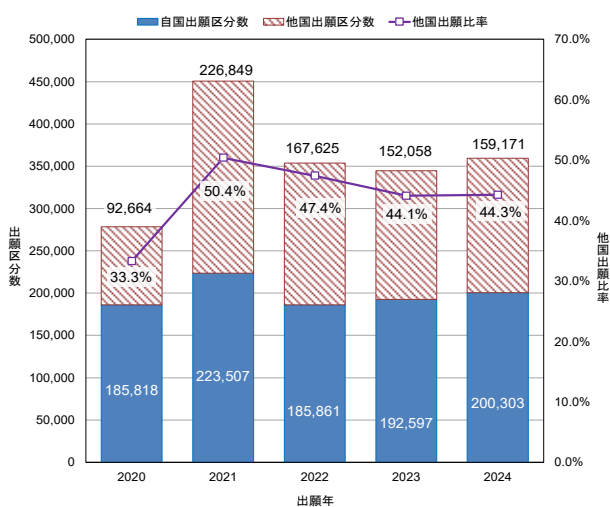


図2-2-20 英国における英国居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2024年）

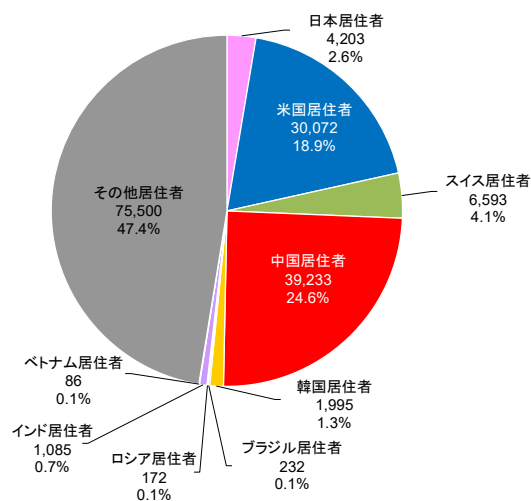


図 2-2-21 英国における産業分野別の出願区分数の推移 (2020年~2024年)

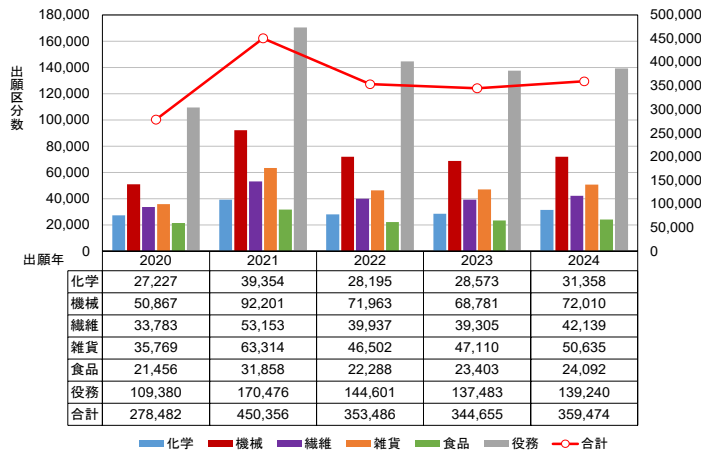


図 2-2-22 英国における産業分野別の出願区分数の割合 (2024年)

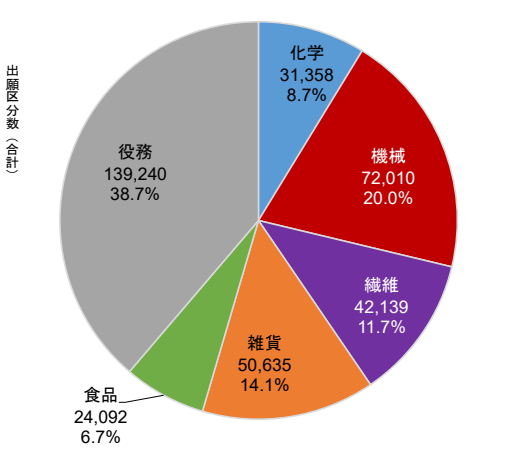


表 2-2-7 英国居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移 (2020年~2024年)

出願先国・機関	国コード	マドリッド協定議定書	2020	2021	2022	2023	2024	合計	増加率 2024/2023	増加率 2024/2020	
主要国・機関	日本	JP	1,671	1,770	1,652	1,422	1,242	7,757	-12.7%	-25.7%	
	米国	US	8,290	9,640	8,924	8,534	8,533	43,921	0.0%	2.9%	
	EUIPO	EM	11,770	9,443	8,848	8,321	8,262	46,644	-0.7%	-29.8%	
	英国	GB	自国								
	スイス	CH	1,174	1,313	1,147	953	829	5,416	-13.0%	-29.4%	
	中国	CN	18,991	20,250	13,377	28,690	24,873	106,181	-13.3%	31.0%	
	韓国	KR	1,151	1,195	1,179	960	908	5,393	-5.4%	-21.1%	
	ブラジル	* BR	1,193	1,270	2,007	937	770	6,177	-17.8%	-35.5%	
	ロシア	RU	1,054	1,222	664	423	363	3,726	-14.2%	-65.6%	
	インド	IN	1,553	1,815	1,640	1,961	1,469	8,438	-25.1%	-5.4%	
ベトナム	VN	479	544	451	407	373	2,254	-8.4%	-22.1%		
合計			47,326	48,462	39,889	52,608	47,622	235,907	-9.5%	0.6%	

2024年の英国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートを図 2-2-23、図 2-2-24 に示す。英国居住者の他国・機関への出願ルートを見ると、全体としては、主要国・機関への直接出願が 80.0%を占めており、国際登録出願は 20.0%となっている。各国・機関別に見ると、中国へは 95.7%、米国と EUIPO へは 70%前後、インドへは 50%超が直接出願を利用している。一方、日本、スイス、韓国、ベトナムへは、国際登録出願の割合が 60%超と他の主要国よりも比較的高くなっている。

図 2-2-23 英国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート (2024年)

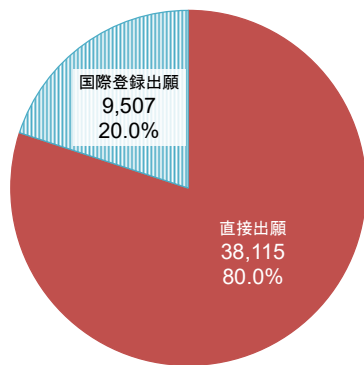
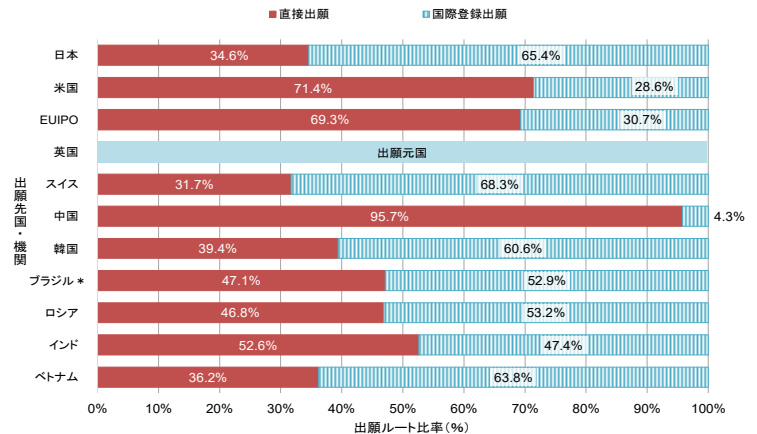


図 2-2-24 英国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合 (2024年)



5. スイス

2020年から2024年までのスイスにおける自国・他国からの商標出願状況及び他国出願比率（全体の出願区分数に対する他国居住者の出願区分数の割合）の推移を図2-2-25に示す。スイスは他国出願区分数が自国出願区分数より多いという特徴がある。自国出願件数は、2021年の増加をピークに2022年に減少したが、2023年に増加に転じ、2024年も増加を続けている。他国出願比率は、2022年までの増加をピークに減少に転じ、2024年まで減少を続けている。他国出願区分数は、2021年の増加をピークに減少に転じ、2024年まで減少を続けている。他国出願比率は、2022年までの増加をピークに減少に転じ、2024年まで減少を続けている

2024年のスイスにおけるスイス居住者以外の出願人居住地別出願区分数の居住地別の割合を図2-2-26に示す。スイスにおける他国居住者からの出願区分数は、米国、中国の居住者の順となっている。

2020年から2024年までのスイスにおける産業分野別の出願区分数推移を図2-2-27、2024年の割合を図2-2-28に示す。産業分野別の出願区分数では役務分野の出願が最も多く、次いで機械分野となっている。

スイス居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移を表2-2-8に示す。過去5年の合計では、スイス居住の出願人が最も多く出願しているのは中国であり、次いでEUIPO、米国と続いている。

図2-2-25 スイスにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2020年～2024年）

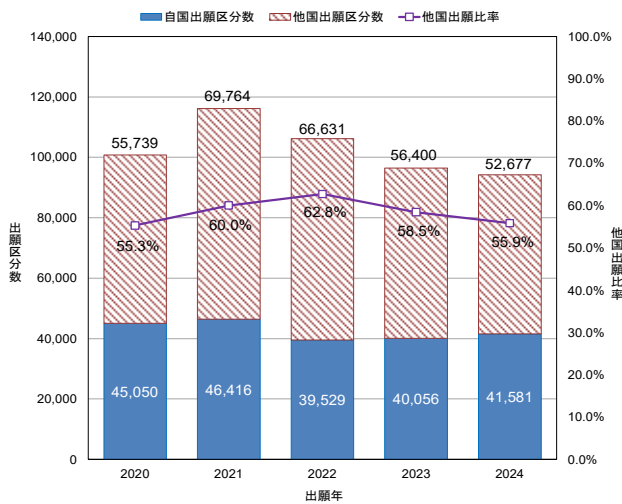


図2-2-26 スイスにおけるスイス居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2024年）

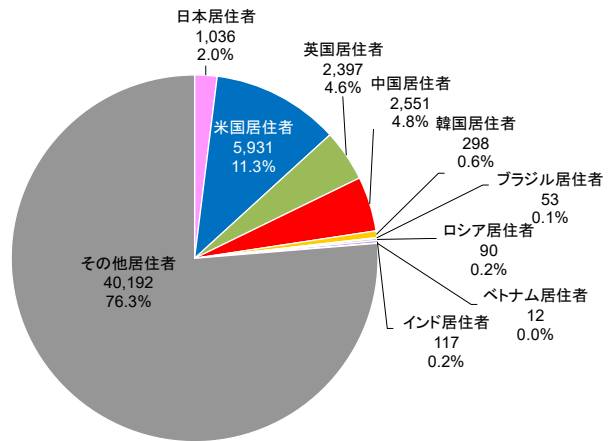


図 2-2-27 スイスにおける産業分野別の出願区分数の推移 (2020 年～2024 年)

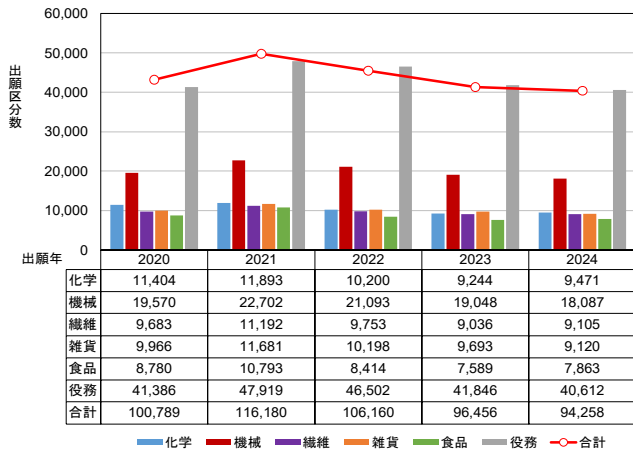


図 2-2-28 スイスにおける産業分野別の出願区分数の割合 (2024 年)

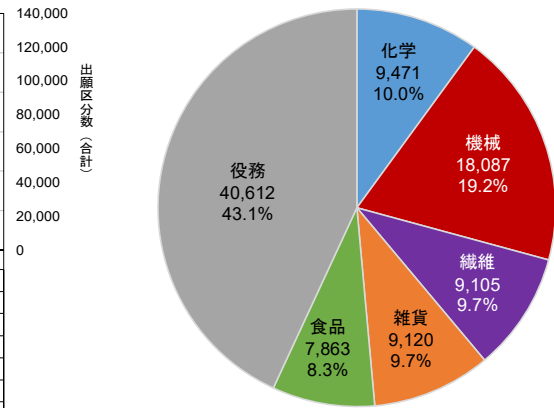


表 2-2-8 スイス居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移 (2020 年～2024 年)

出願先国・機関	国コード	マドリッド協定議定書	2020	2021	2022	2023	2024	合計	増加率 2024/2023	増加率 2024/2020		
主要国・機関	日本	JP	○	1,455	1,383	1,326	1,174	1,221	6,559	4.0%	-16.1%	
	米国	US	○	2,626	2,724	2,706	2,484	2,554	13,094	2.8%	-2.7%	
	EUIPO	EM	○	4,366	4,551	4,378	4,131	3,995	21,421	-3.3%	-8.5%	
	英国	GB	○	1,807	3,152	2,609	2,216	2,298	12,082	3.7%	27.2%	
	スイス	CH	○	自国								
	中国	CN	○	4,763	5,257	4,544	3,716	3,903	22,183	5.0%	-18.1%	
	韓国	KR	○	914	997	838	837	885	4,471	5.7%	-3.2%	
	ブラジル *	BR	○	1,241	1,262	1,409	1,017	1,197	6,126	17.7%	-3.5%	
	ロシア	RU	○	1,424	1,449	890	608	823	5,194	35.4%	-42.2%	
	インド	IN	○	935	1,264	878	959	943	4,979	-1.7%	0.9%	
ベトナム	VN	○	401	445	342	331	392	1,911	18.4%	-2.2%		
合計			19,932	22,484	19,920	17,473	18,211	98,020	4.2%	-8.6%		

2024 年のスイス居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートを図 2-2-29、図 2-2-30 に示す。スイス居住者の他国・機関への出願ルートを見ると、全体としては、主要国・機関への直接出願が 43.5%の割合に対して、国際登録出願は 56.5%の割合を占めており、国際登録出願が多く利用されている国の 1 つとなっている。各国・機関別に見ると、日本、英国、韓国、インド、ベトナムへは国際登録出願の利用が約 70%～80%と多く見られる一方、中国では 28.1%にとどまっている。その他の主要国・機関では、50%～60%の利用率となっている。

図 2-2-29 スイス居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート (2024 年)

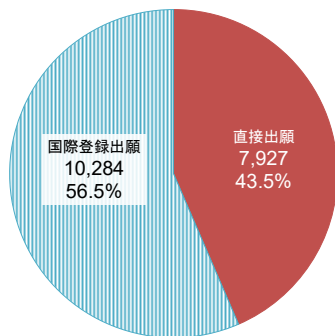
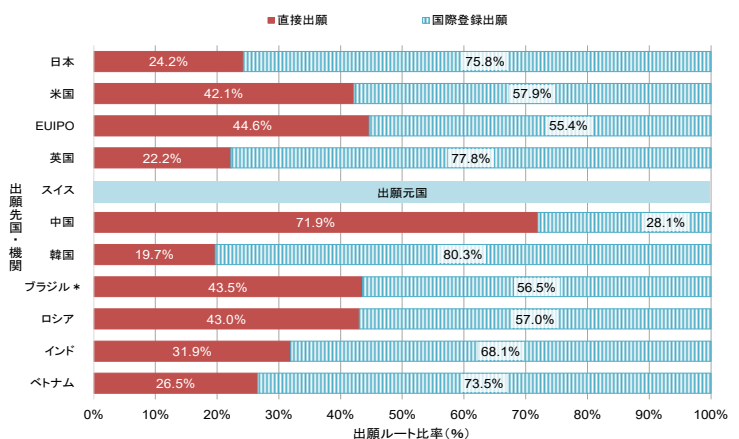


図 2-2-30 スイス居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合 (2024 年)



6. 中国

2020年から2024年までの中国における自国・他国からの商標出願状況及び他国出願比率（全体の出願区分数に対する他国居住者の出願区分数の割合）の推移を図2-2-31に示す。自国出願区分数は、2021年の増加をピークに2022年に約200万件規模の大幅減に転じ、2023年も減少を続け、2024年には約30万件規模の減少により、過去5年の最低値を示している。他国出願区分数は、出願区分数全体から見ると極めて少ない割合だが、出願区分数全体と同様の傾向を示している。他国出願比率は、2021年と2022年の3.4%をピークに減少を続けており、2024年は3.2%を示している。

2024年の中国における中国居住者以外の出願人居住地別出願区分数の居住地別の割合を図2-2-32に示す。中国における他国居住者からの出願区分数は、米国、英国の居住者の順となっている。

2020年から2024年までの中国における産業分野別の出願区分数推移を図2-2-33、2024年の割合を図2-2-34に示す。産業分野別の出願区分数では役務分野の出願が最も多く、次いで食品分野となっている。

中国居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移を表2-2-9に示す。過去5年の合計では、中国居住の出願人が最も多く出願している国・機関は米国であり、次いでEUIPO、英国と続いている。

図2-2-31 中国における自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2020年～2024年）

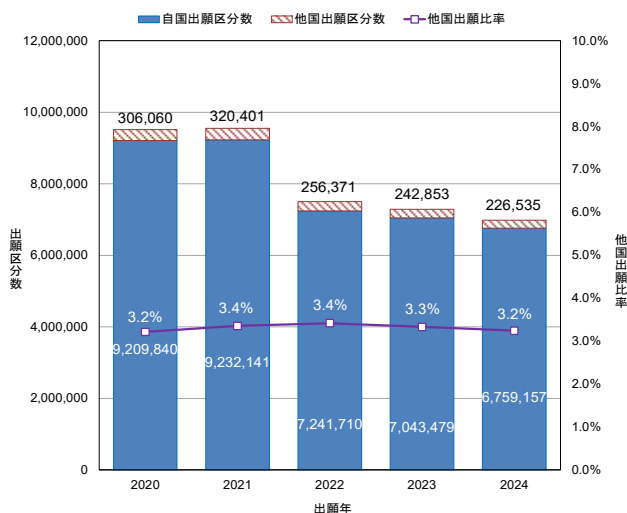


図2-2-32 中国における中国居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2024年）

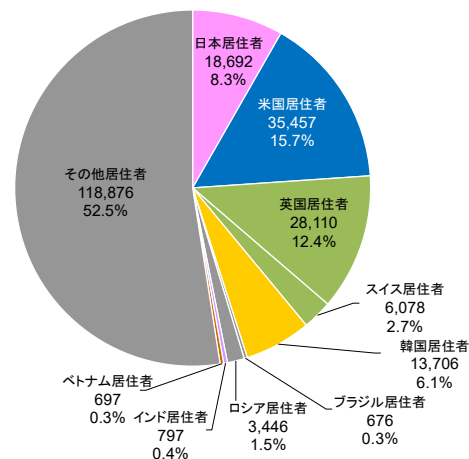


図 2-2-33 中国における産業分野別の出願区分数の推移 (2020年~2024年)

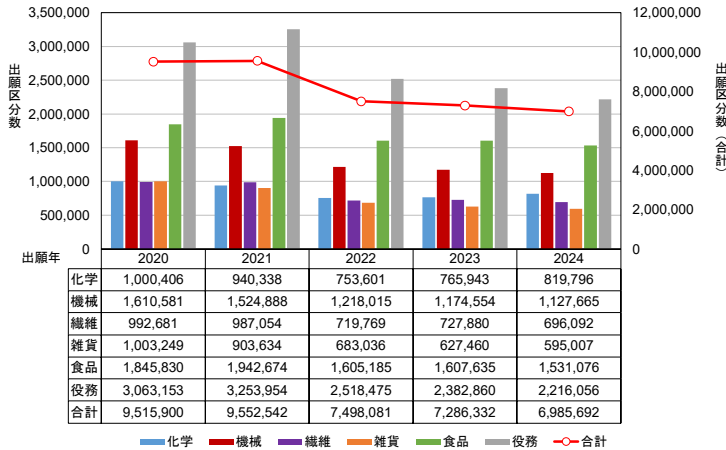


図 2-2-34 中国における産業分野別の出願区分数の割合 (2024年)

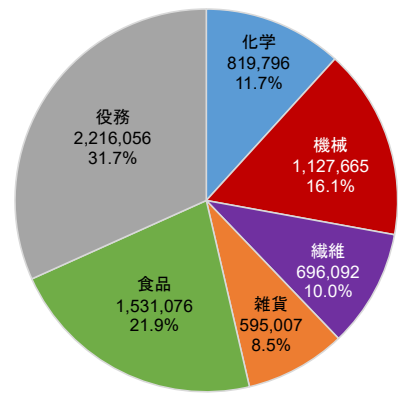


表 2-2-9 中国居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移 (2020年~2024年)

出願先国・機関	国コード	マドリッド協定議定書	2020	2021	2022	2023	2024	合計	増加率 2024/2023	増加率 2024/2020	
主要国・機関	日本	JP	○	17,875	20,107	14,990	14,520	15,720	83,212	8.3%	-12.1%
	米国	US	○	174,498	180,266	114,116	115,578	153,622	738,080	32.9%	-12.0%
	EUIPO	EM	○	28,632	34,291	21,720	23,833	27,562	136,038	15.6%	-3.7%
	英国	GB	○	13,376	30,382	21,750	24,977	31,761	122,246	27.2%	137.4%
	スイス	CH	○	1,437	1,475	1,131	1,165	1,332	6,540	14.3%	-7.3%
	中国	CN	○	自国							
	韓国	KR	○	7,005	7,783	7,170	7,246	8,899	38,103	22.8%	27.0%
	ブラジル*	BR	○	2,617	3,120	2,942	3,790	5,396	17,865	42.4%	106.2%
	ロシア	RU	○	3,817	3,765	3,949	6,004	6,886	24,421	14.7%	80.4%
	インド	IN	○	4,245	3,715	3,359	4,045	4,008	19,372	-0.9%	-5.6%
ベトナム	VN	○	4,021	3,854	4,073	5,880	8,527	26,355	45.0%	112.1%	
合計			257,523	288,758	195,200	207,038	263,713	1,212,232	27.4%	2.4%	

2024年の中国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートを図 2-2-35、図 2-2-36 に示す。中国居住者の他国・機関への出願ルートを見ると、全体としては、主要国・機関への直接出願は 92.6%の割合、国際登録出願は 7.4%の割合となっており、国際登録出願はあまり利用されていない。これを各国別に見ると、スイスへは 63.4%が国際登録出願の利用率としては最多であり、その他の国の利用率は 45%未満である。米国への出願では 98.5%、EUIPO、英国、日本への出願では 90%前後が直接出願であり、国際登録出願の利用は他の主要国と比較すると少ない。

図 2-2-35 中国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート (2024年)

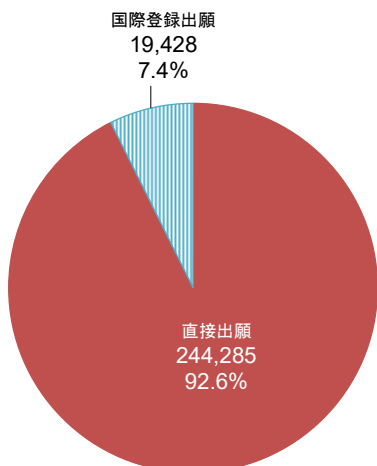
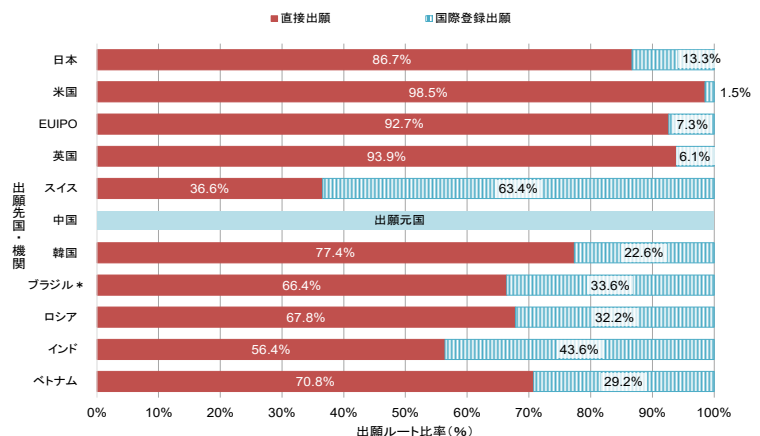


図 2-2-36 中国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合 (2024年)



7. 韓国

2020年から2024年までの韓国における自国・他国からの商標出願状況及び他国出願比率（全体の出願区分数に対する他国居住者の出願区分数の割合）の推移を図2-2-37に示す。自国出願区分数と他国出願区分数は、2021年の増加をピークに減少に転じ、2023年まで減少を続けたが、2024年は微増している。他国出願比率は、2022年までの増加をピークに2023年に減少に転じたが、2024年に再び増加に転じている。

2024年の韓国における韓国居住者以外の出願人居住地別出願区分数の居住地別の割合を図2-2-38に示す。韓国における他国居住者からの出願区分数は、中国、米国の居住者の順となっている。

2020年から2024年までの韓国における産業分野別の出願区分数推移を図2-2-39、2024年の割合を図2-2-40に示す。産業分野別の出願区分数では役務分野が最も多く、次いで機械分野となっている。

韓国居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移を表2-2-10に示す。過去5年の合計では、韓国居住の出願人が最も多く出願している国は中国であり、次いで米国、日本と続いている。

図 2-2-37 韓国における自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2020年～2024年）

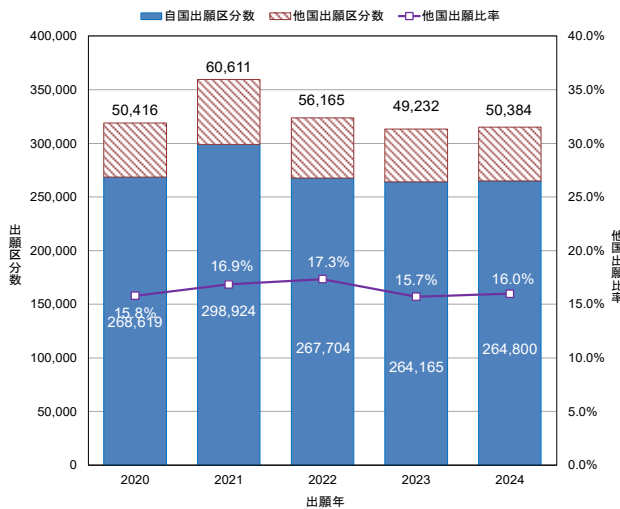


図 2-2-38 韓国における韓国居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2024年）

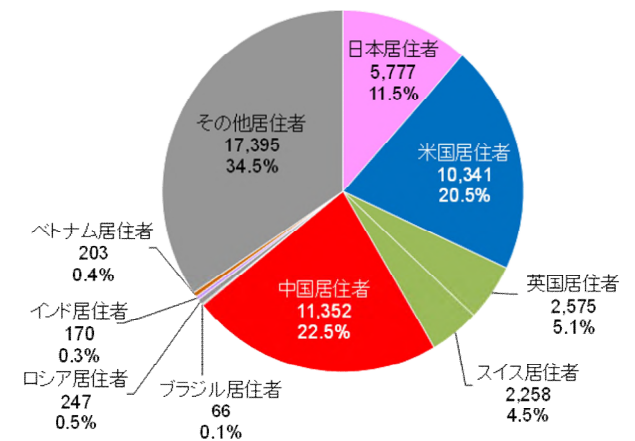


図 2-2-39 韓国における産業分野別の出願区分数の推移（2020年～2024年）

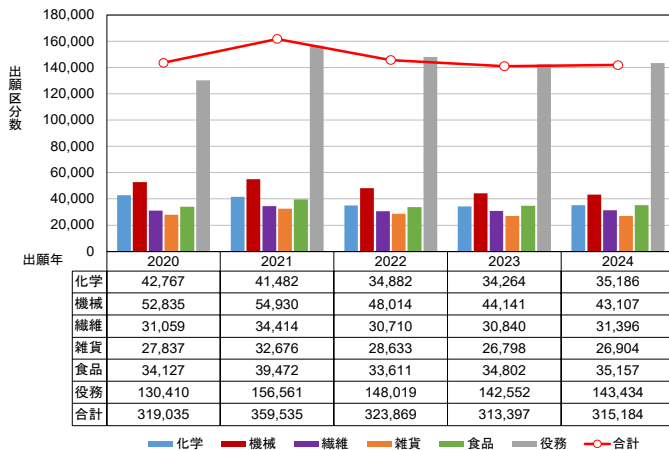


図 2-2-40 韓国における産業分野別の出願区分数の割合（2024年）

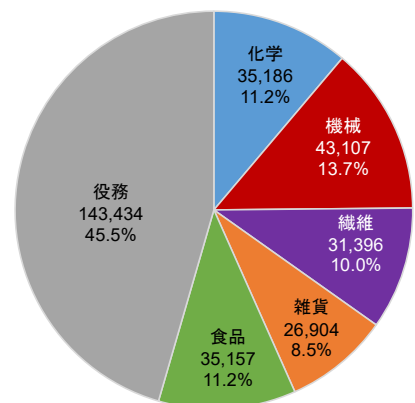


表 2-2-10 韓国居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移
(2020年～2024年)

出願先国・機関		国 コード	マドリッド 協定議定書	2020	2021	2022	2023	2024	合計	増加率 2024/2023	増加率 2024/2020	
主要国・ 機関	日本	JP	○	2,991	3,683	3,555	3,699	4,545	18,473	22.9%	52.0%	
	米国	US	○	5,386	5,929	5,661	5,202	5,977	28,155	14.9%	11.0%	
	EUIPO	EM	○	1,968	2,301	2,175	1,990	2,077	10,511	4.4%	5.5%	
	英国	GB	○	804	1,494	1,312	1,152	1,124	5,886	-2.4%	-39.8%	
	スイス	CH	○	244	227	253	159	187	1,070	17.6%	-23.4%	
	中国	CN	○	16,611	16,745	13,255	12,752	12,124	71,487	-4.9%	-27.0%	
	韓国	KR	○	自国								
	ブラジル*	BR	○	543	627	440	576	606	2,792	5.2%	11.6%	
	ロシア	RU	○	880	987	889	731	1,207	4,694	65.1%	37.2%	
	インド	IN	○	861	454	877	771	966	3,929	25.3%	12.2%	
ベトナム	VN	○	2,030	1,901	1,978	2,043	2,221	10,173	8.7%	9.4%		
合計				32,318	34,348	30,395	29,075	31,034	157,170	6.7%	-4.0%	

2024年の韓国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートを図2-2-41、図2-2-42に示す。韓国居住者の他国・機関への出願ルートを見ると、全体としては、主要国・機関への直接出願が73.5%を占め、国際登録出願は26.5%となっており、各国・機関への直接出願が多く利用されている。各国・機関別に見ると、中国へは90.5%、米国へは74.0%、日本へは69.4%が直接出願を利用しており、国際登録出願はあまり利用されていない。一方、スイスへは71.7%が国際登録出願を利用している。

図 2-2-41 韓国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート (2024年)

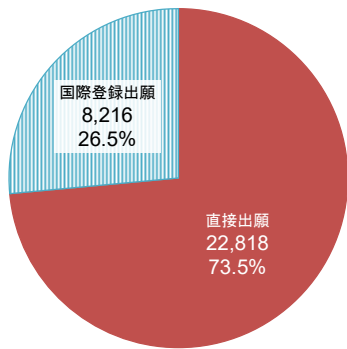
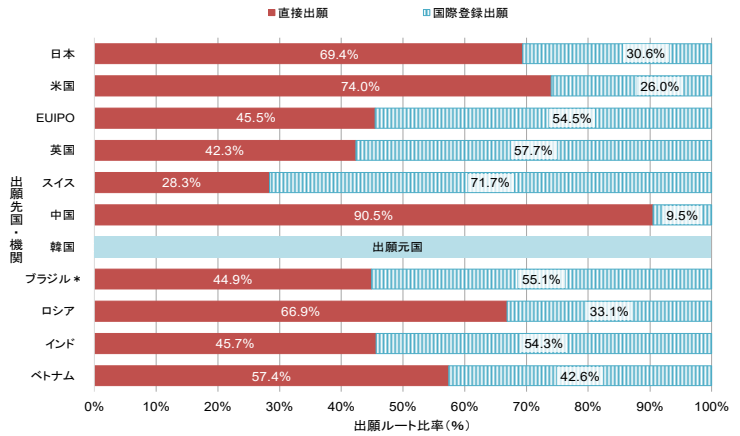


図 2-2-42 韓国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合 (2024年)



8. ブラジル

2020年から2024年までのブラジルにおける自国・他国からの商標出願状況及び他国出願比率（全体の出願区分数に対する他国居住者の出願区分数の割合）の推移を図2-2-43に示す。自国出願区分数は、2024年まで増加を続けており、特に2021年には大幅に増加している。他国出願区分数は、2021年の大幅増と2022年の増加から、2023年には大幅減に転じたが、2024年には再び増加に転じている。他国出願比率は、2020年をピークに2024年まで減少を続けている。

2024年のブラジルにおけるブラジル居住者以外の出願人居住地別出願区分数の居住地別の割合を図2-2-44に示す。ブラジルにおける他国居住者からの出願区分数は、米国、中国の居住者の順となっている。

2020年から2024年までのブラジルにおける産業分野別の出願区分数推移を図2-2-45、2024年の割合を図2-2-46に示す。産業分野別の出願区分数では役務分野の出願が最も多く、次いで機械分野となっている。

ブラジル居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移を表2-2-11に示す。過去5年の合計では、ブラジル居住の出願人が最も多く出願している主要国は米国であり、次いで中国、EUIPOと続いている。

図2-2-43 ブラジルにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2020年～2024年）

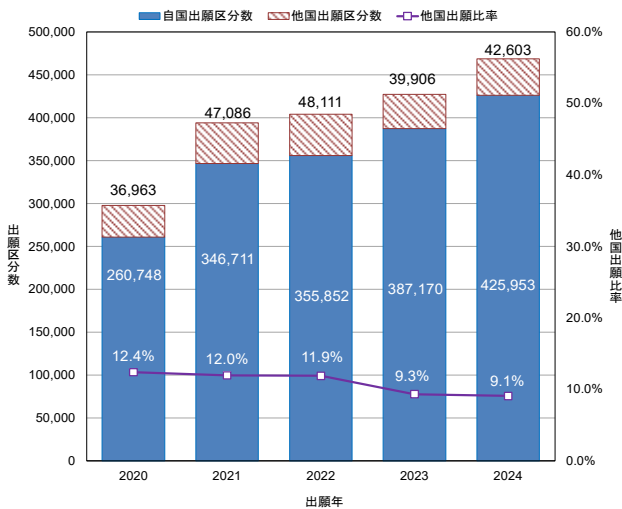


図2-2-44 ブラジルにおけるブラジル居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2024年）

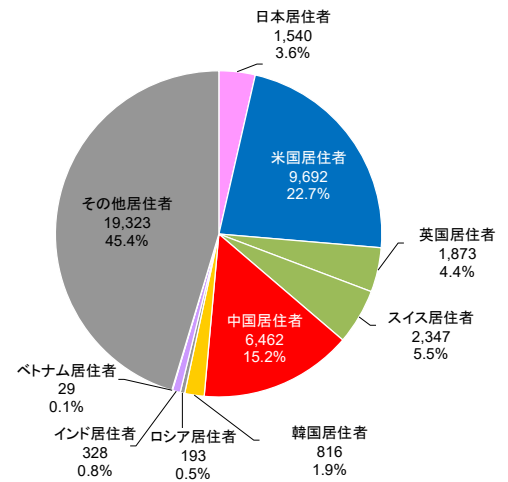


図2-2-45 ブラジルにおける産業分野別の出願区分数の推移（2020年～2024年）

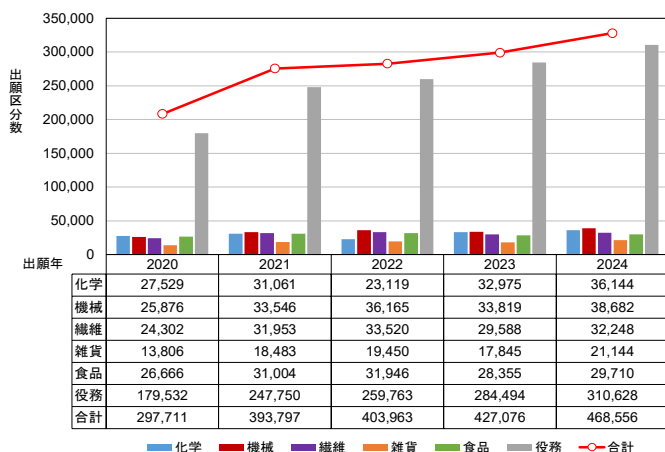


図2-2-46 ブラジルにおける産業分野別の出願区分数の割合（2024年）

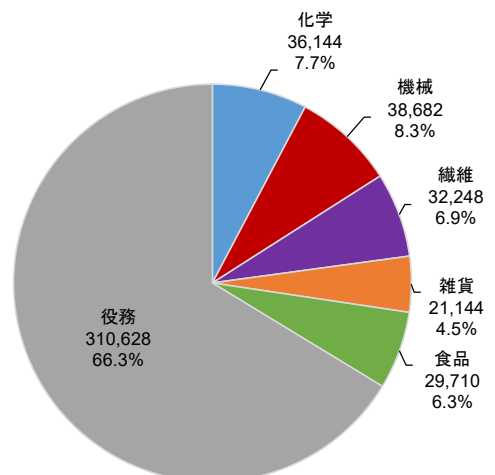


表 2-2-11 ブラジル居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移
(2020年～2024年)

出願先国・機関		国コード	マドリッド協定議定書	2020	2021	2022	2023	2024	合計	増加率 2024/2023	増加率 2024/2020
主要国・機関	日本	JP	○	56	73	67	73	60	329	-17.8%	7.1%
	米国	US	○	467	625	654	673	838	3,257	24.5%	79.4%
	EUIPO	EM	○	232	338	338	338	351	1,597	3.8%	51.3%
	英国	GB	○	54	184	121	151	146	656	-3.3%	170.4%
	スイス	CH	○	32	18	27	37	30	144	-18.9%	-6.3%
	中国	CN	○	516	451	563	553	600	2,683	8.5%	16.3%
	韓国	KR	○	35	30	20	42	38	165	-9.5%	8.6%
	ブラジル*	BR	○	自国							
	ロシア	RU	○	40	37	32	36	42	187	16.7%	5.0%
	インド	IN	○	70	42	72	95	120	399	26.3%	71.4%
ベトナム	VN	○	20	12	35	31	52	150	67.7%	160.0%	
合計				1,522	1,810	1,929	2,029	2,277	9,567	12.2%	49.6%

2024年のブラジル居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートを図 2-2-47、図 2-2-48 に示す。ブラジル居住者の他国・機関への出願ルートを見ると、全体としては、主要国・機関への直接出願が 79.8%を占め、国際登録出願は 20.2%となっており、国際登録出願の利用率は低く、各国・機関への直接出願が主流となっている。各国・機関別では、国際登録出願の利用率 50%超の英国とスイスが上位となっており、韓国は国際登録出願と直接出願がちょうど 50%ずつとなっている。その他の主要国・機関では、直接出願が 50%を超えており、特に中国は 93.0%と突出して高い利用率を示している。

図 2-2-47 ブラジル居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート (2024年)

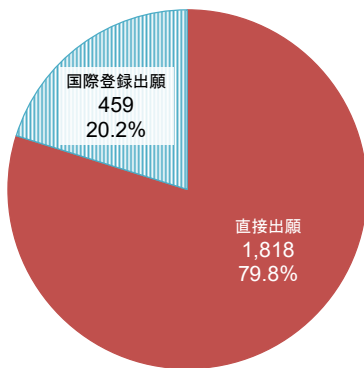
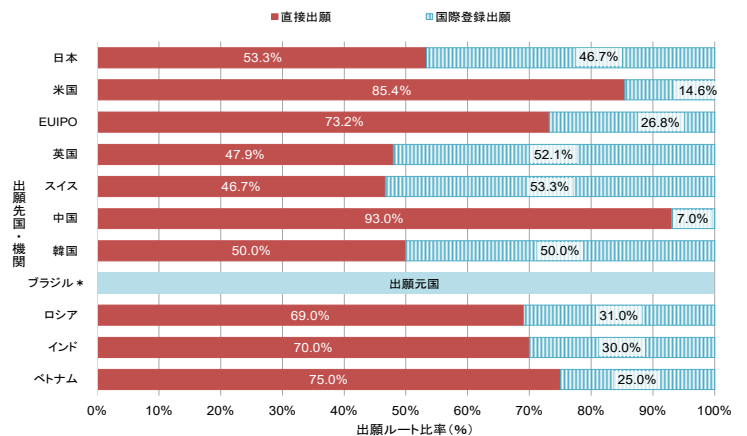


図 2-2-48 ブラジル居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合 (2024年)



9. ロシア

2020年から2024年までのロシアにおける自国・他国からの商標出願状況及び他国出願比率（全体の出願区分数に対する他国居住者の出願区分数の割合）の推移を図2-2-49に示す。自国出願区分数も出願区分数合計は、2021年の減少から2022年に増加に転じ、2024年まで増加を続けており、2020年との比較では、2024年の出願区分数は42.5%と大幅に増加している。他国出願比率は、2021年の増加から減少に転じ、2023年まで減少を続けたが、2024年には増加している。

2024年のロシアにおけるロシア居住者以外の出願人居住地別出願区分数の居住地別の割合を図2-2-50に示す。ロシアにおける他国居住者からの出願区分数は、中国、米国の居住者の順となっている。

2020年から2024年までのロシアにおける産業分野別の出願区分数推移を図2-2-51、2024年の割合を図2-2-52に示す。産業分野別の出願区分数では役務分野の出願が最も多く、次いで機械分野となっている。

ロシア居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移を表2-2-12に示す。過去5年の合計では、ロシア居住の出願人が最も多く出願している国・機関は中国であり、次いで米国、EUIPOと続いている。

図2-2-49 ロシアにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2020年～2024年）

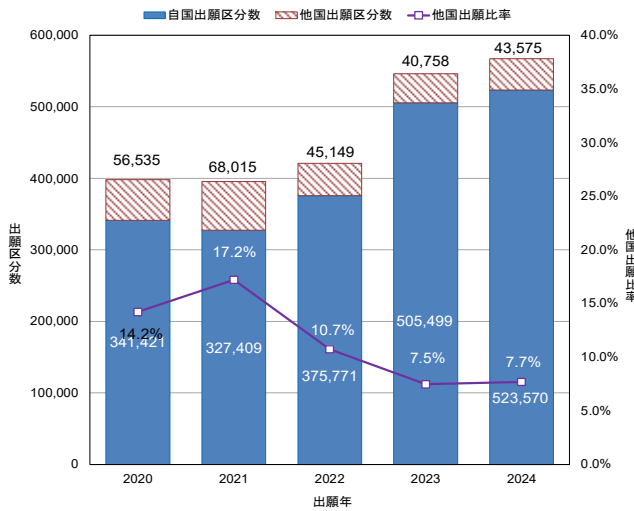


図2-2-50 ロシアにおけるロシア居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2024年）

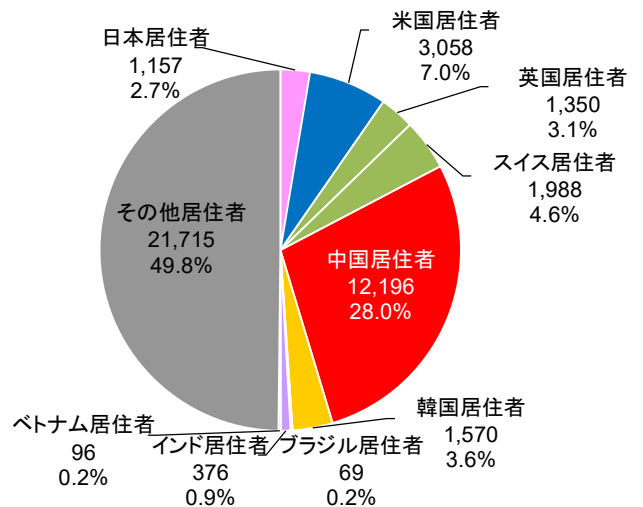


図2-2-51 ロシアにおける産業分野別の出願区分数の推移（2020年～2024年）

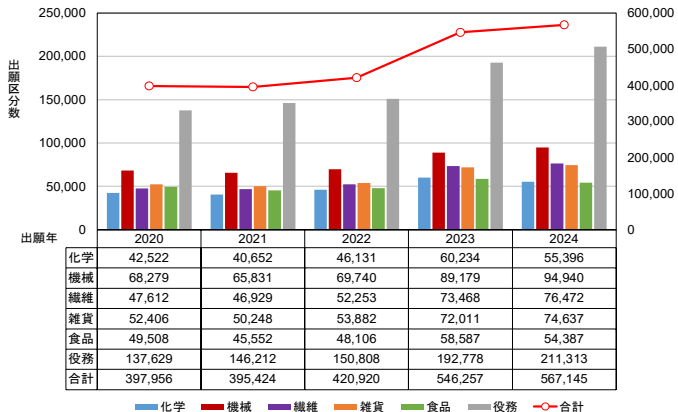


図2-2-52 ロシアにおける産業分野別の出願区分数の割合（2024年）

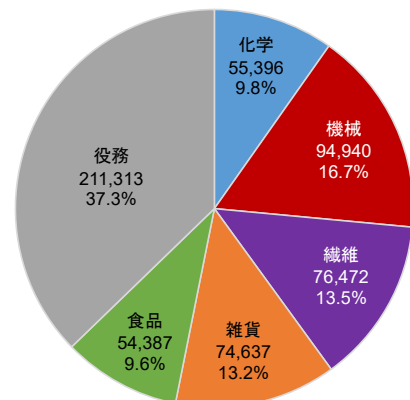


表 2-2-12 ロシア居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移 (2020年～2024年)

出願先国・機関	国コード	マドリッド協定議定書	2020	2021	2022	2023	2024	合計	増加率 2024/2023	増加率 2024/2020	
主要国・機関	日本	JP	○	156	139	88	69	41	493	-40.6%	-73.7%
	米国	US	○	661	602	275	201	167	1,906	-16.9%	-74.7%
	EUIPO	EM	○	542	488	293	187	94	1,604	-49.7%	-82.7%
	英国	GB	○	221	356	155	100	69	901	-31.0%	-68.8%
	スイス	CH	○	161	138	84	42	37	462	-11.9%	-77.0%
	中国	CN	○	1,796	1,734	1,743	2,119	2,348	9,740	10.8%	30.7%
	韓国	KR	○	139	174	97	105	89	604	-15.2%	-36.0%
	ブラジル*	BR	○	120	126	180	111	90	627	-18.9%	-25.0%
	ロシア	RU	○	自国							
	インド	IN	○	201	198	172	223	154	948	-30.9%	-23.4%
ベトナム	VN	○	149	162	126	145	164	746	13.1%	10.1%	
合計			4,146	4,117	3,213	3,302	3,253	18,031	-1.5%	-21.5%	

2024年のロシア居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートを図 2-2-53、図 2-2-54 に示す。ロシア居住者の他国・機関への出願ルートを見ると、全体としては、主要国・機関への直接出願が 61.5%、国際登録出願は 38.5% となっており、直接出願の利用割合が高い。国際登録出願の割合が多い国・機関としては、100%のスイス、90%超の日本、EUIPO、英国、80%超のインド、ベトナム、80%弱の韓国が挙げられる。一方、中国への出願は 79.9%が直接出願となっている。

図 2-2-53 ロシア居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート (2024年)

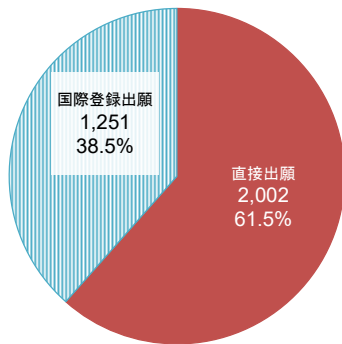
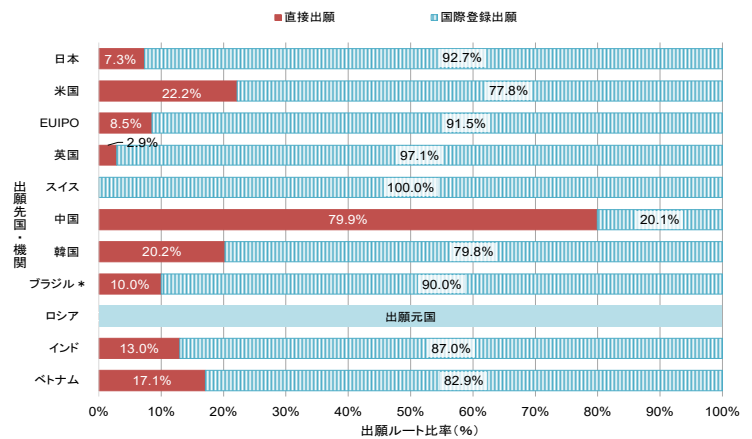


図 2-2-54 ロシア居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合 (2024年)



14. インド

2020年から2024年までのインドにおける自国・他国からの商標出願状況及び他国出願比率（全体の出願区分数に対する他国居住者の出願区分数の割合）の推移を図2-2-55に示す。自国出願区分数は、2024年まで増加を続けている。他国出願区分数は、2021年の大幅増をピークに2022年に減少に転じ、2024年まで顕著な減少を続けている。他国出願比率は、2021年の増加から減少を続けており、2024年には過去5年の最低値まで大きく減少を続けている。

2024年のインドにおけるインド居住者以外の出願人居住地別出願区分数の居住地別の割合を図2-2-56に示す。インドにおける他国居住者からの出願区分数は、米国、中国の居住者の順となっている。

2020年から2024年までのインドにおける産業分野別の出願区分数推移を図2-2-57、2024年の割合を図2-2-58に示す。産業分野別の出願区分数では役務分野の出願が最も多く、次いで化学分野となっている。

インド居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移を表2-2-13に示す。過去5年の合計では、インド居住の出願人が最も多く出願している国・機関は米国であり、次いで中国、英国と続いている。

図2-2-55 インドにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2020年～2024年）

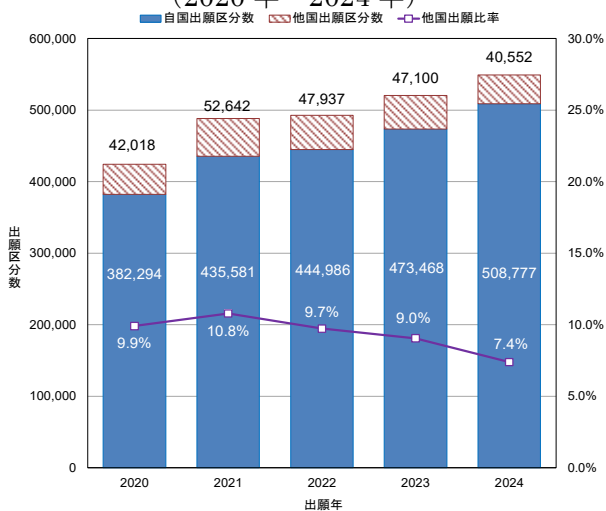


図2-2-56 インドにおけるインド居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2024年）

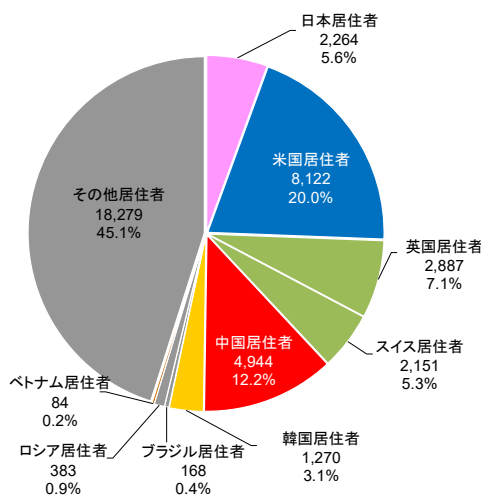


図2-2-57 インドにおける産業分野別の出願区分数の推移（2020年～2024年）

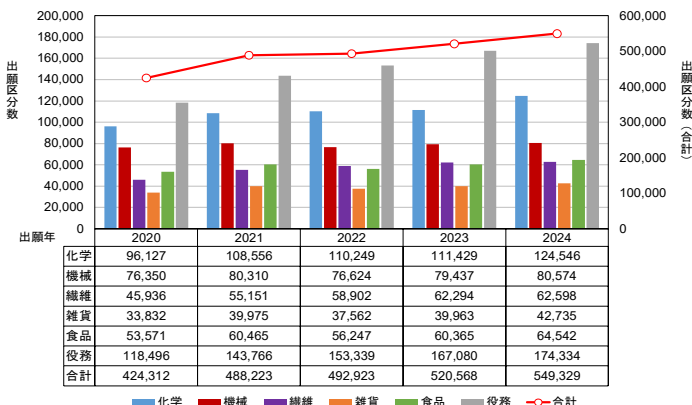


図2-2-58 インドにおける産業分野別の出願区分数の割合（2024年）

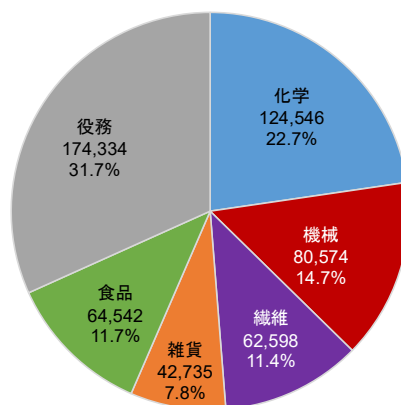


表 2-2-13 インド居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移
(2020年～2024年)

出願先国・機関	国コード	マドリッド協定議定書	2020	2021	2022	2023	2024	合計	増加率 2024/2023	増加率 2024/2020	
主要国・機関	日本	JP	○	118	162	163	144	150	737	4.2%	27.1%
	米国	US	○	1,019	1,156	1,277	1,292	1,510	6,254	16.9%	48.2%
	EUIPO	EM	○	401	443	514	530	522	2,410	-1.5%	30.2%
	英国	GB	○	366	560	513	552	609	2,600	10.3%	66.4%
	スイス	CH	○	54	55	116	85	70	380	-17.6%	29.6%
	中国	CN	○	616	530	590	843	728	3,307	-13.6%	18.2%
	韓国	KR	○	66	86	97	114	119	482	4.4%	80.3%
	ブラジル*	BR	○	146	194	330	240	271	1,181	12.9%	85.6%
	ロシア	RU	○	168	207	58	229	252	914	10.0%	50.0%
	インド	IN	○	自国							
ベトナム	VN	○	208	268	300	239	216	1,231	-9.6%	3.8%	
合計			3,162	3,661	3,958	4,268	4,447	19,496	4.2%	40.6%	

2024年のインド居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートを図 2-2-59、図 2-2-60 に示す。インド居住者の他国・機関への出願ルートを見ると、全体としては主要国・機関への直接出願が 72.9%を占めており、国際登録出願の利用は 27.1%となっている。各国・機関別では、米国の 83.5%、中国の 87.6%の出願において直接出願が多く利用されている。一方、スイスへの出願では国際登録出願の利用率が 64.3%と比較的高い値を示している。

図 2-2-59 インド居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート (2024年)

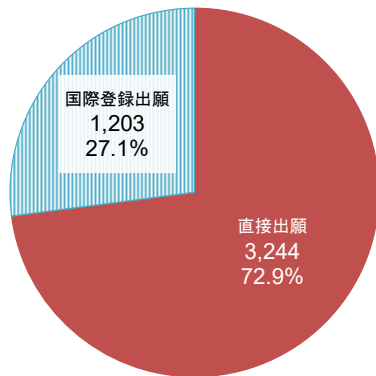
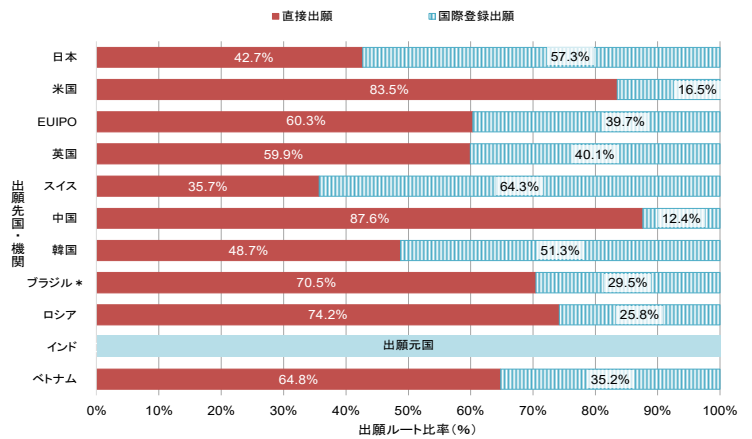


図 2-2-60 インド居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合 (2024年)



1.1. ベトナム

2020年から2024年までのベトナムにおける自国・他国からの商標出願状況及び他国出願比率（全体の出願区分数に対する他国居住者の出願区分数の割合）の推移を図2-2-61に示す。自国出願区分数は、2024年まで増加を続けている。一方、他国出願区分数と他国出願比率は、2021年の増加から2022年に減少に転じたが、2023年に再び増加に転じ、2024年には過去5年の最高値まで大きく増加している。

2024年のベトナムにおけるベトナム居住者以外の出願人居住地別出願区分数の居住地別の割合を図2-2-62に示す。ベトナムにおける他国居住者からの出願区分数は、中国、米国の居住者の順となっている。

2020年から2024年までのベトナムにおける産業分野別の出願区分数推移を図2-2-63、2024年の割合を図2-2-64に示す。産業分野別の出願区分数では役務分野の出願が最も多く、次いで化学分野となっている。

ベトナム居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移を表2-2-14に示す。過去5年の合計では、ベトナム居住の出願人が最も多く出願している国は米国であり、次いで、中国、韓国と続いている。

図2-2-61 ベトナムにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2020年～2024年）

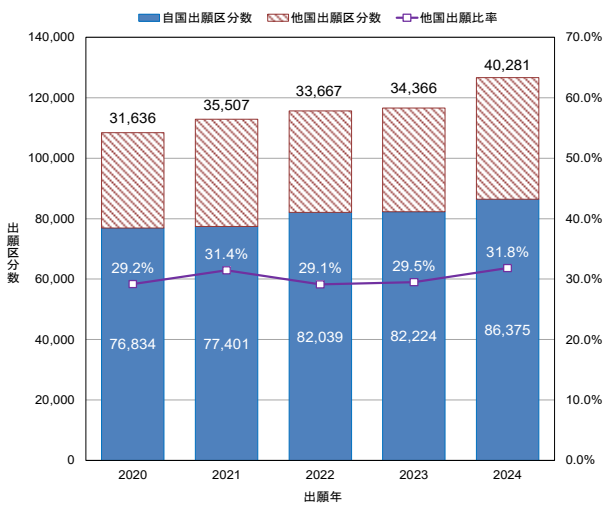


図2-2-62 ベトナムにおけるベトナム居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合（2024年）

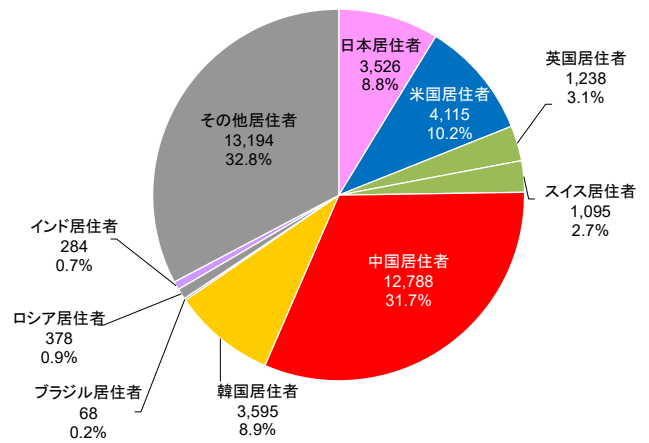


図2-2-63 ベトナムにおける産業分野別の出願区分数の推移（2020年～2024年）

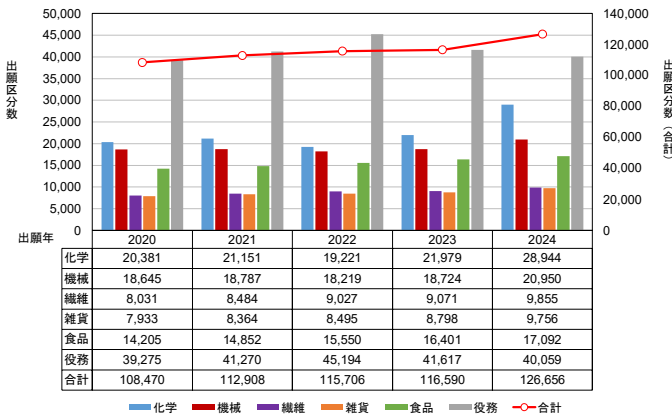


図2-2-64 ベトナムにおける産業分野別の出願区分数の割合（2024年）

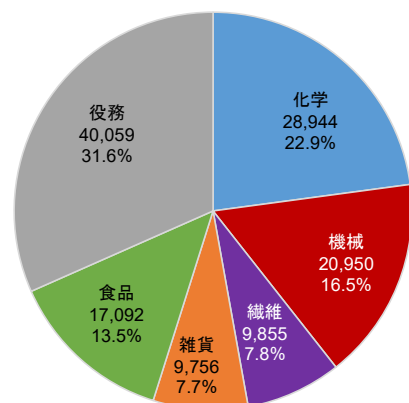


表 2-2-14 ベトナム居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移
(2020年～2024年)

出願先国・機関	国コード	マドリッド協定議定書	2020	2021	2022	2023	2024	合計	増加率 2024/2023	増加率 2024/2020	
主要国・機関	日本	JP	○	65	77	96	113	156	507	38.1%	140.0%
	米国	US	○	351	795	1,049	1,203	1,479	4,877	22.9%	321.4%
	EUIPO	EM	○	51	85	83	72	86	377	19.4%	68.6%
	英国	GB	○	41	123	39	57	53	313	-7.0%	29.3%
	スイス	CH	○	6	9	11	10	10	46	0.0%	66.7%
	中国	CN	○	288	265	268	430	618	1,869	43.7%	114.6%
	韓国	KR	○	101	82	104	105	143	535	36.2%	41.6%
	ブラジル*	BR	○	2	13	8	16	16	55	0.0%	700.0%
	ロシア	RU	○	40	46	35	51	61	233	19.6%	52.5%
インド	IN	○	19	41	32	37	55	184	48.6%	189.5%	
ベトナム	VN	○	自国								
合計			964	1,536	1,725	2,094	2,677	8,996	27.8%	177.7%	

2024年のベトナム居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートを図 2-2-65、図 2-2-66 に示す。ベトナム居住者の他国・機関への出願ルートを見ると、全体としては、主要国・機関への直接出願が 80.8%を占め、国際登録出願は 19.2%となっており、各国・機関への直接出願が多く利用されている。各国・機関別に見ると、米国へは 93.1%、中国へは 87.7%の出願が直接出願であり、国際登録出願はあまり利用されていない。一方、スイスには 90.0%、英国には 75.5%、EUIPO、ブラジル、ロシア、インドには約 65%が国際登録出願を利用している。

図 2-2-65 ベトナム居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート (2024年)

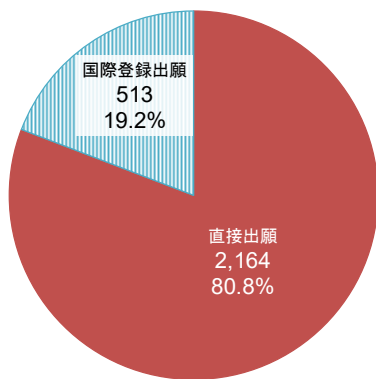
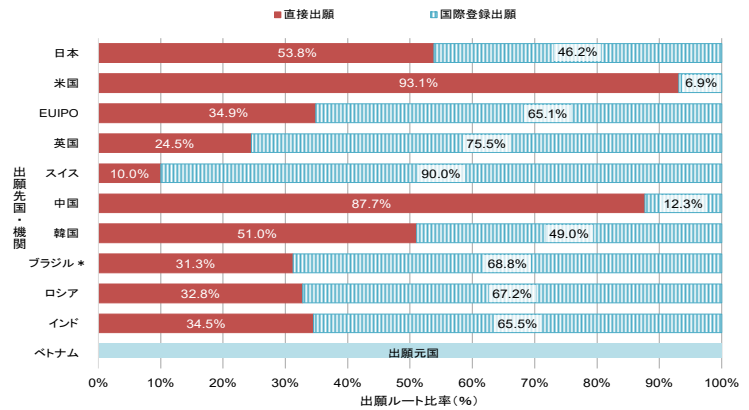


図 2-2-66 ベトナム居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合 (2024年)



各国・機関別の商標出願動向の図表の出典一覧(1)

図表番号	タイトル	出典
図2-2-1-1	日本における自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2020年～2024年）	WIPOの統計資料
図2-2-1-2	日本における自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2020年～2024年） （日本における一部の料金未納により却下される出願を除いた場合）	WIPOの統計資料 ※一部の料金未納により却下される出願件数はClarivate Analyticsのデータから取得
図2-2-2	日本における日本居住者以外の出願人居住別出願区分数の割合（2024年） （日本における一部の料金未納により却下される出願を除いた場合）	WIPOの統計資料 ※一部の料金未納により却下される出願件数はClarivate Analyticsのデータから取得
図2-2-3-1	日本における産業分野別の出願区分数の推移（2020年～2024年）	特許庁 特許行政年次報告書
図2-2-4-1	日本における産業分野別の出願区分数の割合（2024年）	特許庁 特許行政年次報告書
表2-2-1	主要国居住者による日本への出願件数の推移（2020年～2024年）	WIPOの統計資料
表2-2-2	日本居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移（2020年～2024年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
表2-2-3	日本居住の出願人による2022年の出願件数の上位国・機関の出願件数の推移 （2020年～2024年）（上位10か国・機関）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国、台湾 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-5	日本居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート（2024年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-6	日本居住の出願人による他の主各国・機関への商標出願ルートの割合（2024年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
表2-2-4	日本における出願人数、出願件数、出願区分数及び出願人一人当たりの平均出願件数、出願人一人当たりの平均出願区分数の推移（2020年～2024年）	Clarivate Analyticsのデータ
図2-2-7	米国における自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2020年～2024年）	WIPOの統計資料
図2-2-8	米国における米国居住者以外の出願人居住別出願区分数の割合（2024年）	WIPOの統計資料
図2-2-9	米国における産業分野別の出願区分数の推移（2020年～2024年）	WIPOの統計資料
図2-2-10	米国における産業分野別の出願区分数の割合（2024年）	WIPOの統計資料
表2-2-5	米国居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移（2020年～2024年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-11	米国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート（2024年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-12	米国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合（2024年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-13	EUIPOにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2020年～2024年）	WIPOの統計資料
図2-2-14	EUIPOにおける欧州居住者以外の出願人居住別出願区分数の割合（2024年）	WIPOの統計資料
図2-2-15	EUIPOにおける産業分野別の出願区分数の推移（2020年～2024年）	WIPOの統計資料
図2-2-16	EUIPOにおける産業分野別の出願区分数の割合（2024年）	WIPOの統計資料
表2-2-6	欧州居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移（2020年～2024年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-17	EU加盟国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート（2024年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-18	EU加盟国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合（2024年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-19	英国における自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2020年～2024年）	WIPOの統計資料
図2-2-20	英国における英国居住者以外の出願人居住別出願区分数の割合（2024年）	WIPOの統計資料
図2-2-21	英国における産業分野別の出願区分数の推移（2020年～2024年）	WIPOの統計資料
図2-2-22	英国における産業分野別の出願区分数の割合（2024年）	WIPOの統計資料
表2-2-7	英国居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移（2020年～2024年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-23	英国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート（2024年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-24	英国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合（2024年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-25	スイスにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移	WIPOの統計資料
図2-2-26	スイスにおけるスイス居住者以外の出願人居住別出願区分数の割合（2024年）	WIPOの統計資料
図2-2-27	スイスにおける産業分野別の出願区分数の推移（2020年～2024年）	WIPOの統計資料
図2-2-28	スイスにおける産業分野別の出願区分数の割合（2024年）	WIPOの統計資料
表2-2-8	スイス居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移（2020年～2024年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-29	スイス居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート（2024年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-30	スイス居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合（2024年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-31	中国における自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2020年～2024年）	Clarivate Analyticsのデータ
図2-2-32	中国における中国居住者以外の出願人居住別出願区分数の割合（2024年）	Clarivate Analyticsのデータ
図2-2-33	中国における産業分野別の出願区分数の推移（2020年～2024年）	Clarivate Analyticsのデータ
図2-2-34	中国における産業分野別の出願区分数の割合（2024年）	Clarivate Analyticsのデータ
表2-2-9	中国居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移（2020年～2024年）	WIPOの統計資料
図2-2-35	中国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート（2024年）	WIPOの統計資料
図2-2-36	中国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合（2024年）	WIPOの統計資料
図2-2-37	韓国における自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移（2020年～2024年）	WIPOの統計資料
図2-2-38	韓国における韓国居住者以外の出願人居住別出願区分数の割合（2024年）	WIPOの統計資料
図2-2-39	韓国における産業分野別の出願区分数の推移（2020年～2024年）	WIPOの統計資料
図2-2-40	韓国における産業分野別の出願区分数の割合（2024年）	WIPOの統計資料
表2-2-10	韓国居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移（2020年～2024年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-41	韓国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート（2024年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-42	韓国居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合（2024年）	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外

各国・機関別の商標出願動向の図表の出典一覧(2)

図表番号	タイトル	出典
図2-2-43	ブラジルにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移 (2020年～2024年)	WIPOの統計資料
図2-2-44	ブラジルにおけるブラジル居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合 (2024年)	WIPOの統計資料
図2-2-45	ブラジルにおける産業分野別の出願区分数の推移 (2020年～2024年)	WIPOの統計資料
図2-2-46	ブラジルにおける産業分野別の出願区分数の割合 (2024年)	WIPOの統計資料
表2-2-11	ブラジル居住の出願人による他の主要各国・機関への出願件数の推移 (2020年～2024年)	①Clarivate Analyticsのデータ：日本、中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-47	ブラジル居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート (2024年)	①Clarivate Analyticsのデータ：日本、中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-48	ブラジル居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合 (2024年)	①Clarivate Analyticsのデータ：日本、中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-49	ロシアにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移 (2020年～2024年)	WIPOの統計資料
図2-2-50	ロシアにおけるロシア居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合 (2024年)	WIPOの統計資料
図2-2-51	ロシアにおける産業分野別の出願区分数の推移 (2020年～2024年)	WIPOの統計資料
図2-2-52	ロシアにおける産業分野別の出願区分数の割合 (2024年)	WIPOの統計資料
表2-2-12	ロシア居住の出願人による他の主要各国・機関への出願件数の推移 (2020年～2024年)	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-53	ロシア居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート (2024年)	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-54	ロシア居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合 (2024年)	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-55	インドにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移 (2020年～2024年)	WIPOの統計資料
図2-2-56	インドにおけるインド居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合 (2024年)	WIPOの統計資料
図2-2-57	インドにおける産業分野別の出願区分数の推移 (2020年～2024年)	WIPOの統計資料
図2-2-58	インドにおける産業分野別の出願区分数の割合 (2024年)	WIPOの統計資料
表2-2-13	インド居住の出願人による他の主要国・機関への出願件数の推移 (2020年～2024年)	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-59	インド居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート (2024年)	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-60	インド居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合 (2024年)	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-61	ベトナムにおける自国・他国からの出願区分数と他国出願比率の推移 (2020年～2024年)	WIPOの統計資料
図2-2-62	ベトナムにおけるベトナム居住者以外の出願人居住地別出願区分数の割合 (2024年)	WIPOの統計資料
図2-2-63	ベトナムにおける産業分野別の出願区分数の推移 (2020年～2024年)	WIPOの統計資料
図2-2-64	ベトナムにおける産業分野別の出願区分数の割合 (2024年)	WIPOの統計資料
表2-2-14	ベトナム居住の出願人による他の主要各国・機関への出願件数の推移 (2020年～2024年)	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-65	ベトナム居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルート (2024年)	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外
図2-2-66	ベトナム居住の出願人による他の主要国・機関への商標出願ルートの割合 (2024年)	①Clarivate Analyticsのデータ：中国 ②WIPOの統計資料：上記以外

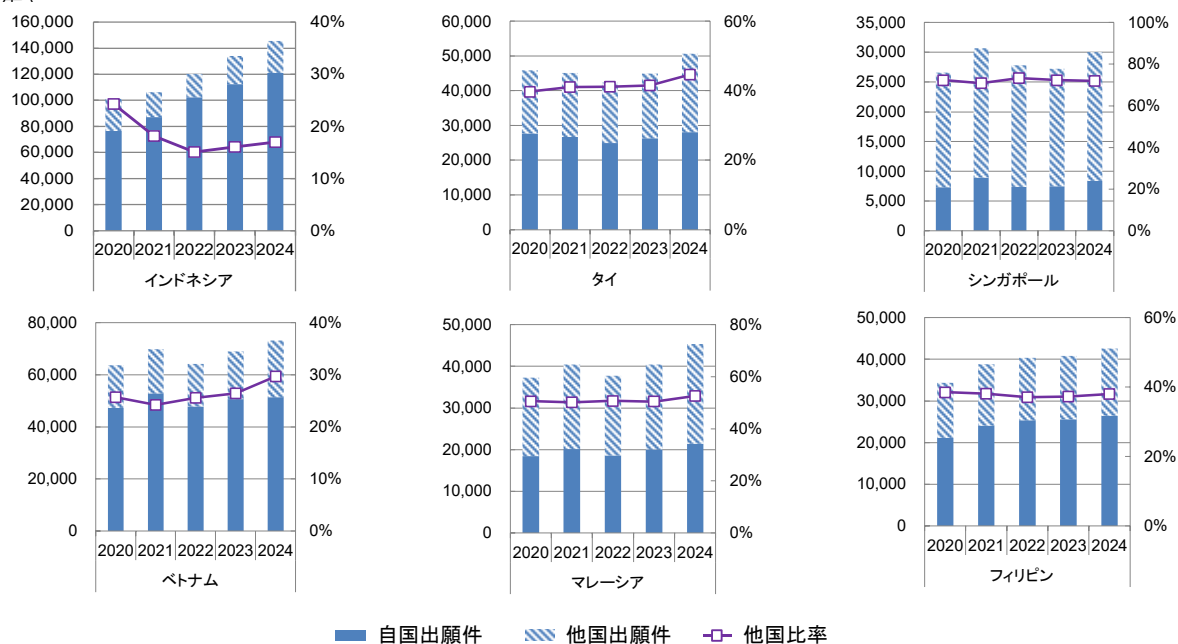
第3節 アジア諸国（地域）における商標出願動向

1. ASEAN 参加国における商標出願動向

ASEAN 参加国であるインドネシア、タイ、シンガポール、ベトナム、マレーシア、フィリピンにおける 2020 年から 2024 年までの自国と他国の出願件数、他国比率の推移を図 2-3-1-1 に示す。

ASEAN 参加国であるインドネシア、タイ、シンガポール、ベトナム、マレーシア、フィリピンへの 2024 年の出願件数は、前年より増加している。シンガポールを除く全ての国において 2024 年の出願件数は過去 5 年の最高値まで増加しており、中でも 2020 年との比較で 44.0%増のインドネシアへの出願件数の伸びは顕著である。2024 年に申請が多い ASEAN 参加国は、インドネシア、ベトナム、タイ、フィリピンの順となっており、第 1 位と第 2 位には 2 倍近い開きがある。インドネシアの他国出願件数は、2022 年まで減少を続けた後 2023 年に増加に転じ、2024 年も増加を続けている。この動きは中国からの出願の影響が大きく、特に 2023 年と 2024 年の同国からの出願増は顕著である。2023 年と 2024 年にはすべての国で中国からの出願の大幅増が見られる。タイ、ベトナム、マレーシア、フィリピンの他国出願件数は、2021 年の増加からフィリピンを除き 2022 年に減少に転じたが、シンガポールを除き 2023 年には増加に転じ、2024 年にはいずれの国でも増加を続けた。2024 年に他国比率が高い国は、71.9%のシンガポール、52.6%のマレーシア、44.6%のタイである。2024 年に日本居住者による申請が多い ASEAN 参加国は、タイ、マレーシア、インドネシア、シンガポールの順となっている。また、同年に日本居住者の出願割合が高い国は、5.4%のシンガポール、4.0%のタイとマレーシアの順になっている。

図 2-3-1-1 ASEAN 参加国における自国と他国の出願件数と他国比率の推移（2020 年～2024 年）



出典：①WIPO の統計資料

2. その他のアジア諸国（地域）における商標出願動向

その他のアジア諸国（地域）として台湾と香港における 2020 年から 2024 年までの自国と他国の出願件数、他国比率の推移を図 2-3-2 に示す。

その他のアジア諸国（地域）では、台湾の出願件数は 2021 年の増加から 2022 年に減少に転じ、2024 年まで減少を続けており、2024 年には過去 5 年の最低値 90,341 件を示している。香港への出願は、2021 年の増加から 2022 年に減少に転じたが、2023 年に再び増加に転じ、2024 年も増加を続けており、その値は 33,149 件となっている。

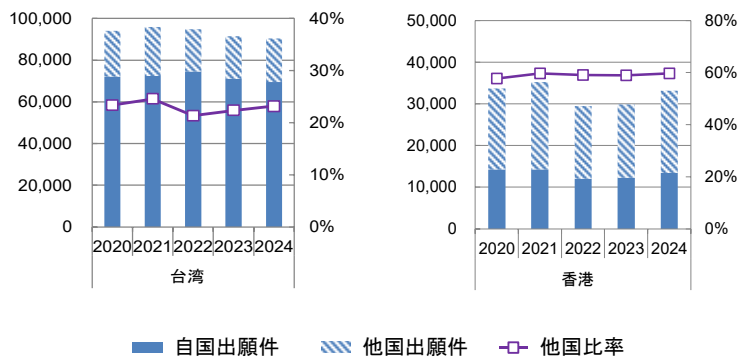
自国出願件数を見ると、台湾では 2022 年までの増加から 2023 年に減少に転じ、2024 年には過去 5 年の最低値まで減少を続けている。香港では、2022 年までの減少から 2023 年に増加に転じ、2024 年も微増を続けている。

他国出願件数を見ると、台湾では 2021 年の増加から 2022 年に減少したが、2023 年に微増に転じ、2024 年も微増を続けている。香港では、2021 年の増加から 2022 年に減少したが、2023 年に増加に転じ、2024 年も増加を続けている。

2024 年の他国比率を見ると、台湾では 23.2%、香港では 59.6%を示しており、香港への出願では台湾と比較して他国からの出願が多いことが分かる。

2024 年の日本居住者の台湾への出願は 3,372 件であり、香港への出願は 1,966 件となっている。台湾への出願は、2020 年をピークに増減を繰り返しながら 2023 年まで減少傾向であったが、2024 年には大きく増加に転じている。香港への出願は、2021 年の微増をピークに 2022 年に減少に転じ、2024 年まで減少を続けている。

図 2-3-2 その他のアジア諸国（地域）における自国と他国の出願件数と他国比率の推移（2020 年～2024 年）



出典：①Clarivate Analytics のデータ：台湾
②WIPO の統計資料：上記以外

第4節 その他の国・機関における商標出願動向

1. オセアニア、北米・中米・南米における商標出願動向

その他の国・機関のうち、オセアニアと北米に含まれるメキシコ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドにおける2020年から2024年までの自国と他国の出願件数、他国比率の推移を図2-4-1-1に示す。

オセアニア、北米の国において2024年の出願件数が最も多い国は、メキシコであり、次いでオーストラリア、カナダ、ニュージーランドの順となっている。過去5年間の出願件数の増加率が最も大きい国はメキシコであり、35.3%を示している。

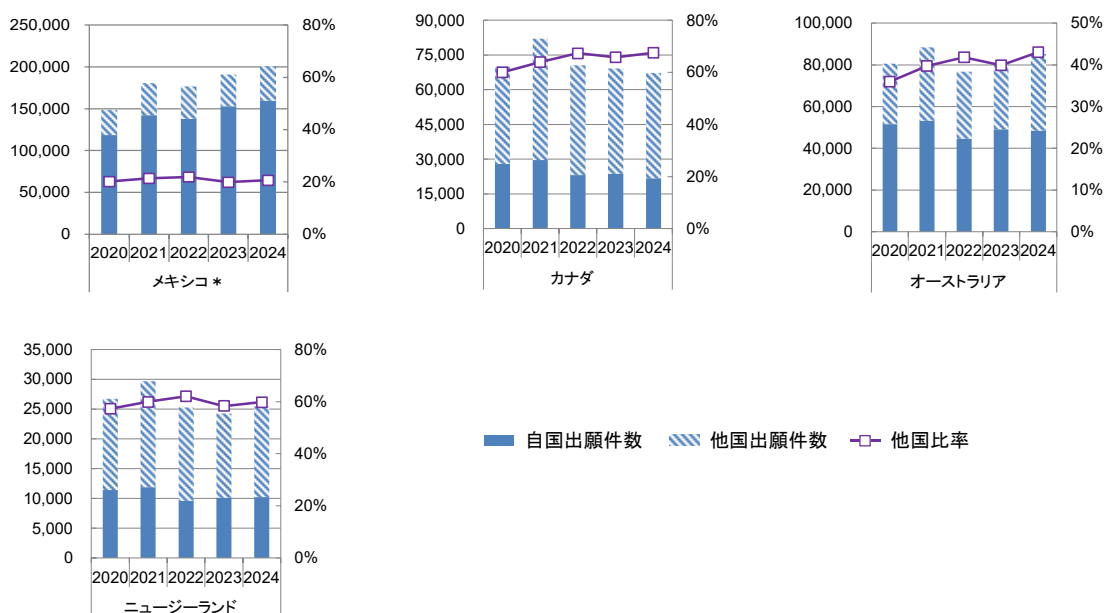
自国出願件数が最も多いメキシコは、出願件数合計と同じ推移を示している。次に自国出願件数が多いオーストラリアは、2023年までは出願件数合計と同じ推移を示していたが、2024年には出願件数合計と異なり、減少に転じている。2024年に前年より自国出願件数が増加した国は、メキシコとニュージーランドである。

他国出願件数を見ると、メキシコとオーストラリアは増減を繰り返しながら増加傾向であり、2024年にはいずれも過去5年の最高値を示している。他国から両国への出願では、特に2023年と2024年の中国からの出願の大幅増が顕著である。また、2024年に他国出願件数が増加したニュージーランドについても、2024年には中国からの出願が顕著に増加している。

2024年に他国比率が最も高い国はカナダであり、次いでニュージーランド、オーストラリア、メキシコの順となっている。カナダとオーストラリアへの出願の他国比率は、2020年から増減を繰り返しながら増加傾向であり、2024年には過去5年の最高値を示している。ニュージーランドへの出願の他国比率は、2022年までの増加をピークに2023年に減少に転じたが、2024年は再び増加に転じている。

2024年に日本居住者の出願件数が最も多い国はカナダであり、次いでオーストラリアの順となっており、1,000件から1,200件程度で推移している。

図2-4-1-1 北米、オセアニアにおける自国と他国の出願件数と他国比率の推移 (2020年～2024年)



出典：WIPOの統計資料

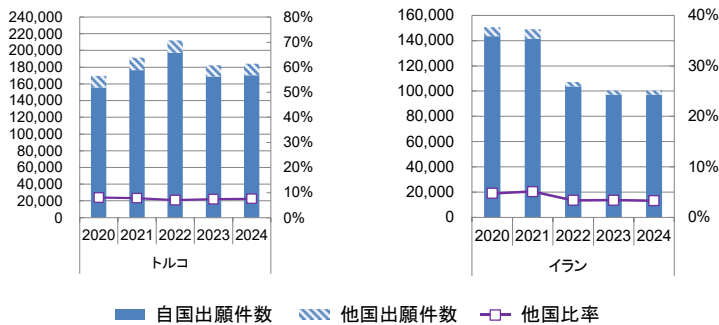
2. 中近東における商標出願動向

その他の国・機関のうち、中近東に含まれるトルコとイランにおける 2020 年から 2024 年までの自国と他国の出願件数、他国比率の推移を図 2-4-2 に示す。

2024 年に中近東、アフリカの国・機関への出願件数が最も多い国はトルコであり、次いでイラン、OAPI の順となっている。イランを除き、いずれも 2024 年の出願件数は 2020 年より増加しており、特に ARIPO の増加率は 100% を超えている。2024 年には、トルコと OAPI において前年より出願件数が増加している。

調査対象国・機関の中で 2024 年の出願件数が最も多いトルコは、2022 年までの顕著な増加をピークに 2023 年に大きく減少に転じたが、2024 年には再び増加に転じている。次に 2024 年の出願件数が多いイランは、2020 年をピークに 2024 年まで減少を続けているが、2024 年はほぼ横ばいであり、減少幅は過去 5 年で最も小さい。日本居住者からトルコへの出願は、2020 年をピークに増減を繰り返しながら 2023 年まで減少傾向であったが、2024 年には増加し、371 件となっている。一方、日本居住者からイランへの出願は、2021 年の増加をピークに 2022 年と 2023 年に大きく減少したが、2024 年には再び増加に転じている。

図 2-4-2 中近東における自国と他国の出願件数と他国比率の推移（2020 年～2024 年）



出典：WIPO の統計資料

第3章 主要各国・機関の商標制度と商標出願動向

第1節 新しいタイプの商標について

日本では、2015年4月1日より新しいタイプの商標（音、動き、ホログラム、色彩、位置）が保護対象として追加された。ここでは、主要国・機関における新しいタイプの商標の出願件数と登録件数の推移を調査した。主要国・機関における2020年から2024年の音の商標の出願・登録件数を表3-1-1に、色彩の商標の出願・登録件数を表3-1-2に、動きの商標の出願・登録件数を表3-1-3に、位置商標の出願・登録件数を表3-1-4に、ホログラム商標の出願・登録件数を表3-1-5に、立体商標の出願・登録件数を表3-1-6に示す。

表3-1-1 音の商標の出願件数・登録件数

音の商標		2020	2021	2022	2023	2024	合計
日本	出願	20	22	19	21	31	113
	登録	28	18	11	16	12	85
米国	出願	58	57	45	68	38	266
	登録	10	28	38	18	18	112
EUIPO	出願	31	26	24	32	38	151
	登録	28	27	15	20	28	118
英国	出願	14	7	6	8	13	48
	登録	28	7	5	8	13	61
スイス	出願	4	2	0	5	13	24
	登録	1	3	0	4	9	17
中国	出願	98	73	32	34	35	272
	登録	5	3	0	0	0	8
韓国	出願	19	10	22	13	8	72
	登録	21	6	16	4	4	51
ブラジル	出願						
	登録						
ロシア	出願	6	0	0	0	0	6
	登録	3	8	0	0	0	11
インド	出願	1	12	0	0	0	13
	登録	1	12	0	0	0	13
ベトナム	出願	0	0	0	1	0	1
	登録	0	0	0	0	1	1

表3-1-2 色彩の商標の出願件数・登録件数

色彩の商標		2020	2021	2022	2023	2024	合計
日本	出願	5	8	7	11	6	37
	登録	0	0	1	0	2	3
米国	出願	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
	登録	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
EUIPO	出願	23	30	24	19	28	124
	登録	16	11	8	6	8	49
英国	出願	5	5	3	1	2	16
	登録	24	3	3	2	4	36
スイス	出願	1	0	0	3	1	5
	登録	0	0	0	0	1	1
中国	出願	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
	登録	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
韓国	出願	8	12	15	7	6	48
	登録	0	0	2	0	3	5
ブラジル	出願						
	登録						
ロシア	出願	0	2	0	0	0	2
	登録	0	1	1	0	0	2
インド	出願	1,267	483	136	0	0	1,886
	登録	1,263	481	162	0	0	1,906
ベトナム	出願	0	0	0	0	0	0
	登録	0	0	0	0	0	0

出典：詳細は表3-1-7「各国・機関のデータベースでの新しいタイプの商標への調査対応状況の詳細」を参照。

但し、中国については上記のデータベースからの検索が困難なため、中国の現地代理人より情報を取得している。

備考：表3-1-1から表3-1-6において出典内に「制度あり」との明確な記述が見いだせず「制度なし」としている国、商標タイプは、「斜線」で示す。ただし、当該国、商標タイプであっても、データベースの検索結果から出願、登録の実績があった場合は当該数字を示した。また、データが取得できなかった国については「n/a」としている。

表 3-1-3 動きの商標の出願件数・登録件数

動きの商標		2020	2021	2022	2023	2024	合計
日本	出願	18	22	18	20	18	96
	登録	20	16	27	10	19	92
米国	出願	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
	登録	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
EUIPO	出願	36	32	44	43	62	217
	登録	33	29	42	28	44	176
英国	出願	30	34	17	28	32	141
	登録	37	20	27	24	33	141
スイス	出願	5	1	4	17	4	31
	登録	3	1	4	7	0	15
中国	出願	/	/	/	/	/	/
	登録	/	/	/	/	/	/
韓国	出願	4	26	101	19	11	161
	登録	7	2	12	65	53	139
ブラジル	出願	/	/	/	/	/	/
	登録	/	/	/	/	/	/
ロシア	出願	0	0	0	0	0	0
	登録	0	0	0	0	0	0
インド	出願	0	0	0	0	0	0
	登録	0	0	0	0	0	0
ベトナム	出願	/	/	/	/	/	/
	登録	/	/	/	/	/	/

表3-1-4 位置商標の出願件数・登録件数

位置商標		2020	2021	2022	2023	2024	合計
日本	出願	40	44	30	32	40	186
	登録	15	13	28	27	17	100
米国	出願	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
	登録	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
EUIPO	出願	46	65	100	54	99	364
	登録	26	29	25	31	48	159
英国	出願	0	0	0	0	0	0
	登録	0	0	0	0	0	0
スイス	出願	2	5	2	4	11	24
	登録	1	0	1	0	3	5
中国	出願	/	/	/	/	/	/
	登録	/	/	/	/	/	/
韓国	出願	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
	登録	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a
ブラジル	出願	0	0	0	0	0	0
	登録	0	0	0	0	0	0
ロシア	出願	0	0	0	0	0	0
	登録	0	0	0	0	0	0
インド	出願	/	/	/	/	/	/
	登録	/	/	/	/	/	/
ベトナム	出願	/	/	/	/	/	/
	登録	/	/	/	/	/	/

表 3-1-5 ホログラム商標の出願件数・登録件数

ホログラム商標		2020	2021	2022	2023	2024	合計
日本	出願	0	0	1	0	0	1
	登録	1	0	1	0	0	2
米国	出願	3	2	1	5	0	11
	登録	2	1	1	1	0	5
EUIPO	出願	1	1	0	0	1	3
	登録	0	1	0	0	1	2
英国	出願	0	0	0	0	0	0
	登録	0	0	0	0	0	0
スイス	出願	0	0	1	1	0	2
	登録	0	0	1	1	0	2
中国	出願	/	/	/	/	/	/
	登録	/	/	/	/	/	/
韓国	出願	0	4	0	2	0	6
	登録	0	0	0	0	0	0
ブラジル	出願	/	/	/	/	/	/
	登録	/	/	/	/	/	/
ロシア	出願	0	0	0	0	0	0
	登録	1	0	0	0	0	1
インド	出願	0	0	0	0	0	0
	登録	0	0	0	0	0	0
ベトナム	出願	/	/	/	/	/	/
	登録	/	/	/	/	/	/

表3-1-6 立体商標の出願件数・登録件数

立体商標		2020	2021	2022	2023	2024	合計
日本	出願	253	309	269	244	231	1,306
	登録	133	144	183	142	136	738
米国	出願	478	520	480	532	547	2,557
	登録	318	273	283	257	400	1,531
EUIPO	出願	337	424	321	446	545	2,073
	登録	254	360	267	299	378	1,558
英国	出願	213	115	62	97	138	625
	登録	364	78	89	78	121	730
スイス	出願	22	20	48	52	62	204
	登録	10	12	24	47	43	136
中国	出願	1,691	1,739	2,124	1,381	1,526	8,461
	登録	1,737	866	741	545	690	4,579
韓国	出願	111	70	79	149	151	560
	登録	88	73	64	63	89	377
ブラジル	出願	0	110	128	161	18	417
	登録	7	12	19	13	18	69
ロシア	出願	107	21	0	0	0	128
	登録	114	87	19	0	0	220
インド	出願	452	245	75	0	0	772
	登録	452	243	75	0	0	770
ベトナム	出願	0	0	3	3	2	8
	登録	0	0	0	0	1	1

出典：詳細は表 3-1-7 「各国・機関のデータベースでの新しいタイプの商標への調査対応状況の詳細」を参照。

但し、中国については上記のデータベースからの検索が困難なため、中国の現地代理人より情報を取得している。

備考：表 3-1-1 から表 3-1-6 において出典内に「制度あり」との明確な記述が見いだせず「制度なし」としている国、商標タイプは、「斜線」で示す。ただし、当該国、商標タイプであっても、データベースの検索結果から出願、登録の実績があった場合は当該数字を示した。また、データが取得できなかった国については「n/a」としている。

表 3-1-7 主要各国・機関のデータベースでの新しいタイプの商標への調査対応状況の詳細
(2025年12月現在)

日本	データベース	提供元	INPIT(独立行政法人工業所有権情報・研修館)
		名称	J-Plat Pat
		URL	https://www.j-platpat.inpit.go.jp/t0100
	検索可能な新しい商標タイプ	音、色彩のみ、ホログラム、動き、位置	
説明	他国と比べ非常に検索しやすくデータの整理がなされている。 『立体』、『音』、『動き』、『ホログラム』、『色彩のみ』、『位置』商標について、チェックボックスへチェックを入れることで検索したいタイプの商標のみ抽出できるようになっている。 検索結果の参照は大変しやすい。 また、前年までの出願件数等の情報は、特許庁から発行される特許行政年次報告書にも掲載されている。 なお、日本では『香り(匂い)』と『トレードドレス』について新商標として採用をしていない。		
米国	データベース	提供元	USPTO(United States Patent and Trademark Office)
		名称	Trademark Search
		URL	https://tmsearch.uspto.gov/search/search-information
	検索可能な新しい商標タイプ	音、ホログラム	
説明	Trademark Searchは非常に様々な検索方法を実行することができるが、検索に使用するコード表に該当するコード(項目)がないと、各案件に欲しい情報が記載されていても抽出ができない。Mark Discription(MD)には商標の説明が記載されており、ここに記載されている情報を文字列検索で必要な商標を抽出することが可能となっている。しかしながら、色彩のみの商標や動きの商標を検索するために、キーワードとして『Color』や『Movement』などを指定して検索を行っても、商標の説明文中にこれらの文字が含まれるものが全て抽出されてしまい、必要でないものまで検索されてしまうことになる。実際に検索を行った結果、色と動きの商標については調査不可能であった。 位置商標は登録可能であるが、検索キーとしての項目はなく、検索を行うことはできない。		
EUIPO 英国 スイス ブラジル ロシア インド ベトナム	データベース	提供元	EUIPO(European Union Intellectual Property Office: 欧州連合知的財産庁)
		名称	TM View
		URL	https://www.tmdn.org/tmview/welcome
	検索可能な新しい商標タイプ	音、色彩のみ、ホログラム、動き、位置	
説明	検索可能な商標タイプには『3-D』、『色』、『ホログラム』、『モーション』、『Position』、『音』など多数のキーワードが用意されている。数多くの国の商標を検索できるので有用であるが、国によって検索結果にプレがあるため現在のところ検索して一覧を目検するという対応を取る必要がある場合もある。各国の定義が様々なため項目が用意されていても合致しない場合には検索結果が得られないところが難点である。		
韓国	データベース	提供元	KIPO(韓国特許庁)& KIPI(韓国特許情報院)
		名称	KIPRIS(Korea Intellectual Property Rights Information Service)
		URL	http://engdtj.kipris.or.kr/engdtj/searchLogina.do?method=loginTM
	検索可能な新しい商標タイプ	音、色彩のみ、香り(匂い)、ホログラム、動き	
説明	Advance searchを使用して検索を行うことができる。 検索可能な商標タイプとして『Sounds』、『Smell』、『Only Color』、『Three-dimensional』、『Hologram』、『Action』などが用意されている。 多種の検索が可能であるが、実際抽出してみると、付与されているキーが整備されていないものもあるため、検索結果に意図するもの以外も含まれている場合が見受けられる。 しかし、検索機能としては、詳細な検索も可能な仕様となっており、今後データが整備されることで精度の高い検索が可能になることが期待できる。位置商標は検索キーとして用意されていないため検索することはできない。		
中国	データベース	提供元	国家知识产权局商标局
		名称	中国商标网
		URL	http://wcjs.sbj.cnipa.gov.cn/home
	検索可能な新しい商標タイプ	音	
説明	データベース「SGTM」を利用し、検索項目「Trademark content」に「声音商標」を指定することで音商標を検索することは可能であるが、出願日付での絞り込みを行うことができないために、検索された結果から必要な部分を目視により確認する必要がある。 また、登録日付などでの絞り込みも行えず、検索結果にも登録日付等の情報が出力されないために登録商標の検索を行うことはできない。		

新しいタイプの商標は、日本以外では米国及び EUIPO で多くの出願が行われている。2024 年の出願件数において、「音」の商標では日本、米国、EUIPO、中国、韓国で多くの出願が認められ、「色彩」の商標では、日本以外にインド、EUIPO で多くの出願が行われているという結果が得られたが、その結果の中には「色彩」の商標以外のもの（着色された商標など）も含まれていることが判明した。また、「動き」の商標では日本、EUIPO、英国、韓国で出願が多く、「位置」の商標では日本、EUIPO で出願が多く、「ホログラム」の商標出願は全体として極めて少なく、その中で最多の米国においてさえ、2024 年の出願は 0 件となっている。

日本における新しいタイプの商標（音、動き、ホログラム、色彩、位置）の 2025 年 1 月から 12 月までの出願件数及び登録件数の推移を表 3-1-8 に示す。

表 3-1-8 日本における新しいタイプの商標の出願及び登録状況（2025 年）

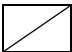
2025		立体	音	動き	位置	ホログラム	色彩のみ	合計
1月	出願	12	0	5	0	0	0	17
	登録	3	0	1	6	0	0	10
2月	出願	11	0	1	6	0	1	19
	登録	10	1	1	1	0	0	13
3月	出願	17	1	0	1	0	0	19
	登録	13	1	2	2	0	0	18
4月	出願	15	0	0	4	1	0	20
	登録	9	1	2	1	0	0	13
5月	出願	26	2	0	2	0	0	30
	登録	17	1	3	0	0	0	21
6月	出願	14	4	0	0	6	0	24
	登録	2	1	1	0	0	0	4
7月	出願	19	3	3	2	0	0	27
	登録	10	2	0	0	0	0	12
8月	出願	11	3	4	3	0	0	21
	登録	10	1	1	0	0	0	12
9月	出願	39	3	2	1	0	0	45
	登録	10	1	0	0	0	0	11
10月	出願	42	0	2	1	0	2	47
	登録	11	1	0	1	0	0	13
11月	出願	18	3	1	3	0	0	25
	登録	6	2	1	0	0	0	9
12月	出願	12	1	1	5	0	0	19
	登録	22	3	0	0	0	1	26
合計	出願	236	20	19	28	7	3	313
	登録	123	15	12	11	0	1	162

出典：独立行政法人 工業所有権情報・研修館運営の特許情報プラットフォーム「J-Plat Pat」のデータ（2026 年 2 月 6 日現在）

主要国・機関の新しいタイプの商標の出願状況を取得する方法として主要国・機関のデータベースの利用が挙げられる。主要国・機関のデータベースでは主要国・機関の商標のタイプに対する項目（Mark Type やカテゴリ）のタグ付けが様々なため、検索が困難なものも存在する。本調査において新しいタイプの商標に関する出願・登録状況の情報取得を試みた国のデータベースでの新しいタイプの商標への調査対応状況を表 3-1-9 に示す。

表 3-1-9 主要国・機関のデータベースでの新しいタイプの商標への調査対応状況
(2025年12月現在)

国名	データベース	音	色彩	香り(匂い)	動き	位置	ホログラム	トレードドレス
日本	J-Plat Pat	○	○	／	○	○	○	／
米国	Trademark Search	○	×	○	×	×	○	○
EUPO	TM View	○	○	／	○	○	○	×
英国	TM View	○	△	○	○	○	○	×
スイス	TM View	○	△	／	○	○	○	／
中国	中国商标网	△	×	／	／	／	／	／
韓国	KIPRIS	○	○	○	○	×	○	／
ブラジル	TM View	／	／	／	／	／	／	／
ロシア	TM View	○	△	×	○	○	○	×
インド	TM View	○	△	×	／	／	／	／
ベトナム	TM View	○	○	／	／	○	○	／

- 凡例：
- 検索可能
 - △ 制度あり、検索困難
 - × 制度あり、検索不可
 -  制度なし

第2節 異議申立件数について

異議申立制度について、日本においては権利付与後に設定されているが、諸外国においては、権利付与前に設定されている国も多い。ここでは2015年から2024年における日本、米国、EUIPO、中国、韓国における異議申立件数の推移及び登録件数に対する異議申立件数の割合を調査した。日本、米国、EUIPO、中国、韓国における異議申立件数の推移を表3-2-1と図3-2-1に示す。

登録件数に対する異議申立件数の割合では、EUIPOが他国より高い特徴があるが、割合自体は減少を続けており、2024年には過去10年の最低値を示している。EUIPOでは方式審査と絶対的拒絶理由の審査のみが行われ、先行商標との相対的拒絶理由の審査はされず、異議申立を待って審査が行われるため、異議申立件数が他国より多い点が出願手続を行う際の留意点として挙げられる。

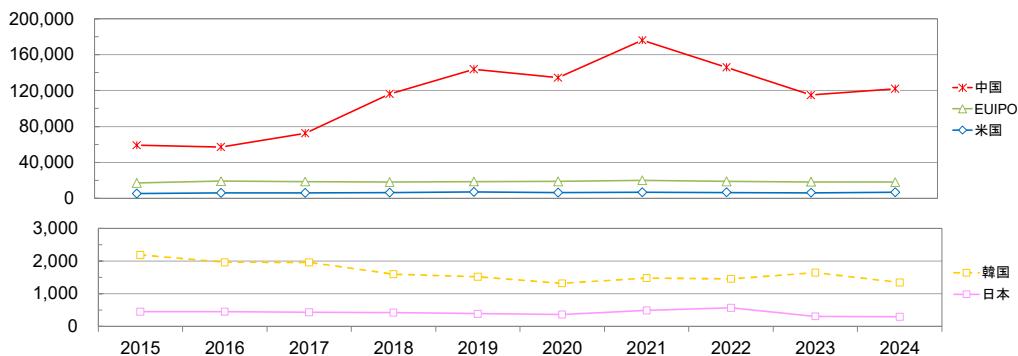
中国では異議申立件数も登録件数も膨大であり、登録件数に対する異議申立件数の割合は米国に近い傾向となっている。

日本の登録件数に対する異議申立件数の割合は、2015年から2019年では0.4%-0.5%で推移していたが、2020年から2024年では0.3%で推移している。日本の登録件数に対する異議申立件数の割合は他の調査対象国・機関と比較しても非常に低いことがわかる。

表3-2-1 日本、米国、EUIPO、中国、韓国における異議申立件数の推移（2015年～2024年）

		2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
日本	異議	449	449	426	417	384	360	487	565	304	291
	登録	86,596	93,167	98,417	104,939	100,651	124,166	158,066	164,718	109,089	115,141
	割合	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%
米国	異議	4,756	5,690	6,126	6,399	7,143	6,453	6,745	6,619	6,291	6,854
	登録	198,879	214,626	233,911	253,471	293,942	262,853	349,458	315,627	298,068	349,784
	割合	2.4%	2.7%	2.6%	2.5%	2.4%	2.5%	1.9%	2.1%	2.1%	2.0%
EUIPO	異議	17,218	19,123	18,646	18,350	18,684	18,881	20,130	19,020	18,419	18,070
	登録	93,083	101,260	105,553	110,626	113,821	126,420	154,075	133,452	131,573	138,837
	割合	18.5%	18.9%	17.7%	16.6%	16.4%	14.9%	13.1%	14.3%	14.0%	13.0%
中国	異議	59,122	57,274	72,559	116,428	143,725	134,326	176,045	145,821	115,051	121,938
	登録	2,154,710	2,235,017	2,790,817	5,097,129	6,252,340	5,639,667	7,572,015	5,594,171	4,126,161	4,618,499
	割合	2.7%	2.6%	2.6%	2.3%	2.3%	2.4%	2.3%	2.6%	2.8%	2.6%
韓国	異議	2,190	1,964	1,960	1,597	1,521	1,318	1,478	1,454	1,646	1,343
	登録	106,935	110,431	107,359	105,340	113,906	104,955	125,731	124,057	162,322	145,831
	割合	2.0%	1.8%	1.8%	1.5%	1.3%	1.3%	1.2%	1.2%	1.0%	0.9%

図3-2-1 日本、米国、EUIPO、中国、韓国における異議申立件数の推移（2015年～2024年）



出典：①登録件数

年次報告書：日本

WIPOの統計データ：米国、EUIPO、韓国

Clarivate Analyticsのデータ：中国

②異議申立件数

年次報告書：日本、EUIPO

Clarivate Analyticsのデータ：米国

現地代理人より取得：中国、韓国（表中は括弧付きの数字で記載している。）

第3節 主要各国等の仮想空間における商標の保護実態等と商標出願動向

本調査では主要各国における仮想空間関連の商標の出願状況の調査を実施し、仮想空間関連の商標の出願件数と登録件数の推移や出願区分と登録区分の分布状況、仮想空間関連の商標を出願している出願人のランキングなどについて分析を行うことで仮想空間関連の商標の出願に関する現状の把握を行った。

調査対象国は、主要国・機関の中でも仮想空間関連の商標の出願が多く行われていると想定される日本、米国、EUIPO、中国、韓国（各国を指定する国際登録出願含む）の5か国・機関を対象として行った。

調査方法としては、仮想空間関連の商標であることを示すと考えられるキーワードを指定商品名又は役務名に含む商標を抽出し、その出願件数の集計を行った。

また、そのキーワードが含まれる指定商品名及び役務名の商品・役務区分に着目し、それらの商標の出願区分の分布状況についても集計を行った。

調査に使用した、仮想空間関連の商標であることを示すと考えられるキーワードを表3-3-1に示す。なお、出願件数の推移状況やキーワードが示す内容の特徴から、それぞれ3つのグループに分類し分析を行った。

表 3-3-1 仮想空間関連の商標であることを示すと考えられるキーワードの分類

グループ	キーワード	
1	仮想現実	VIRTUAL REALITY
2	拡張現実	AUGMENTED REALITY
	仮想環境	VIRTUAL ENVIRONMENT
	仮想コミュニティ	VIRTUAL COMMUNITY
	仮想世界	VIRTUAL WORLD
	メタバース	METaverse
	複合現実	MIXED REALITY
	仮想空間	VIRTUAL SPACE
3	仮想商品	VIRTUAL GOODS
	仮想製品	VIRTUAL PRODUCT
	アバター	AVATAR
	仮想キャラクター	VIRTUAL CHARACTER
	ダウンロード可能な仮想	DOWNLOADABLE VIRTUAL

まず、仮想空間関連の商標の各調査対象国における出願件数の推移について調査した結果、以下のことが判明した。

グループ1の調査結果（表3-3-2、図3-3-1）を見てみると、2020年から2024年の出願件数合計（直接出願と国際登録出願の合計）では中国が突出して多く、次いで米国、EUIPO、韓国の順となっている。中国における出願件数合計は、2021年の大幅増と2022年の微増から2023年に急落したが、2024年には再び大きく増加に転じている。米国、EUIPO、韓国は、2022年までの顕著な増加をピークに2023年に減少に転じ、2024年も減少を続けている。特に2024年の韓国の減少が著しく、同年には日本を下回っている。日本は2022年までの顕著な増加から2023年に減少に転じ、2024年まで減少を続けている。一方、表3-3-2における過去5年間の登録件数では、中国が突出して多く、次いでEUIPO、韓国、米国という順になっている。中国は2021年の大幅増をピークに2022年に減少に転じ、2023年も大きく減少したが、2024年には再び増加に転じ、2020年の水準を示している。EUIPOは2023年まで顕著な増加を続けたが、2024年には減少してい

る。韓国は2024年まで増加を続けている。米国は2021年の増加後、2022年に大きく減少したが、その後2024年まで増加を続けている。日本は、2022年までの顕著な増加から2023年に減少に転じたが、2024年には再び増加している。グループ1の結果は、「VIRTUAL REALITY」というキーワードを使用して調査を行った結果であり、抽出された出願商標の指定商品又は指定役務名を確認したところ、仮想通貨関連の指定商品又は指定役務名を有するものが一定数含まれていることが判明した。また、中国では基準書に記載されている指定商品又は指定役務名以外の名称を用いた積極表示が従来から避けられる傾向が強いため、基準書に記載されている「VIRTUAL REALITY」を指定商品又は指定役務名に含む商標が多く検索されたものと考えられる。なお、グループ2と3に含まれるキーワード全てと比較して、全ての調査対象国・機関において、「VIRTUAL REALITY」を指定商品又は指定役務名に含む商標出願が最も多い。

表 3-3-2(a) グループ1における直接及び国際出願件数の推移（2020年～2024年）

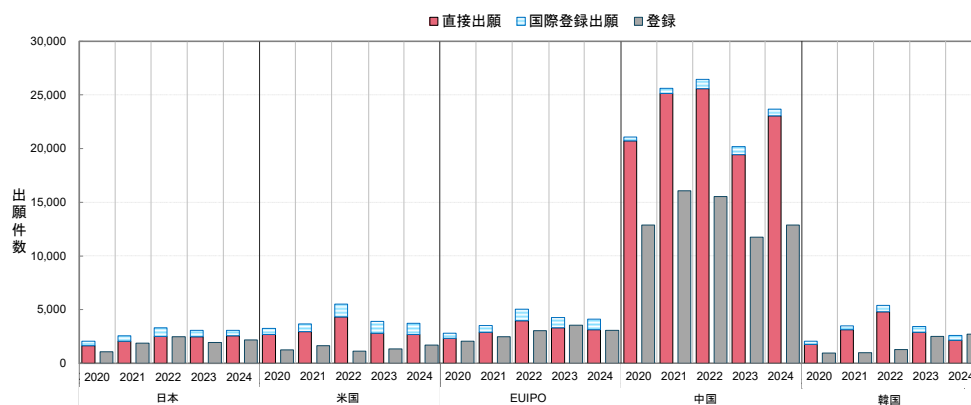
	2020	2021	2022	2023	2024
日本	2,055	2,571	3,310	3,068	3,053
米国	3,243	3,662	5,507	3,894	3,717
EUIPO	2,806	3,508	5,044	4,265	4,125
中国	21,066	25,596	26,436	20,190	23,662
韓国	2,046	3,504	5,396	3,421	2,600
合計	31,216	38,841	45,693	34,838	37,157

表 3-3-2(b) グループ1における登録件数の推移（2020年～2024年）

	2020	2021	2022	2023	2024
日本	1,079	1,880	2,470	1,925	2,177
米国	1,236	1,626	1,118	1,338	1,684
EUIPO	2,041	2,460	3,031	3,538	3,056
中国	12,869	16,079	15,537	11,751	12,868
韓国	943	969	1,289	2,497	2,702
合計	18,168	23,014	23,445	21,049	22,487

分析に使用したデータ：Clarivate Analytics のデータベース

図 3-3-1 グループ1における出願及び登録件数の推移（2020年～2024年）



分析に使用したデータ：Clarivate Analytics のデータベース

グループ 2 の調査結果（表 3-3-3、図 3-3-2）を見てみると、過去 5 年間の出願件数の合計（直接出願と国際登録出願の合計）では、中国、米国、韓国、EUIPO という順になっているが、期間を 2020 年から 2023 年にした場合の順位は大きく変わり、韓国、米国、EUIPO、日本という順になり、中国は最下位となる。これは、中国で 2024 年に「VIRTUAL ENVIRONMENT」を指定商品又は指定役務名に含む商標の出願が急伸（前年比 3024.08% 増）したためである。過去 5 年間におけるグループ 2 の出願件数合計の推移を見ると、中国では 2023 年の減少を除き大きく増加傾向であり、特に前年比 236.13% 増の 2022 年と前年比 1623.17% 増の 2024 年が際立っている。「VIRTUAL ENVIRONMENT」以外のキーワードにおいて、2024 年に中国で顕著に伸びたグループ 2 のキーワードとしては、「AUGMENTED REALITY」（前年比 144.18% 増）、「VIRTUAL WORLD」（同 93.35% 増）、「VIRTUAL SPACE」（同 713.73% 増）が挙げられ、その他のキーワードは前年よりも減少している。米国、韓国、EUIPO では、2021 年と 2022 年の顕著な増加をピークに 2023 年に大きく減少に転じ、米国と韓国では 2024 年も減少を続けている。一方、EUIPO では 2024 年に再び増加に転じている。日本は、2022 年までの顕著な増加から 2023 年にやや減少したものの、2024 年には過去 5 年の最高値まで大きく増加に転じている。一方、表 3-5-4(d)における過去 5 年間の登録件数合計では、EUIPO が最も多く、次いで韓国、米国、中国の順となっている。過去 5 年間の推移を見ると、EUIPO の登録件数は 2023 年まで増加を続けたが、2024 年には減少に転じている。米国では 2022 年までの減少から 2023 年に増加に転じ、2024 年には過去 5 年の最高値まで増加している。韓国、中国、日本では 2024 年まで増加を続けており、いずれも 2024 年に大きく増加しているが、中でも前年比 2116.11% 増の中国が際立っている。グループ 2 の結果は、仮想空間自体を表す 7 種類のキーワードに基づく調査結果の合計値である。しかし、キーワード別に調査対象国・機関の値を精査すると、出願に用いられるキーワードに関して各国・機関ごとの特徴があることが分かる。2024 年に中国で急伸した「VIRTUAL ENVIRONMENT」は、韓国では 2023 年比 134.16% 増、EUIPO では同 44.25% 増と伸びている中、米国は同年から微増、日本は減少という傾向の違いが見られる。2024 年に中国で大きく伸びた「VIRTUAL WORLD」、「AUGMENTED REALITY」は、その他の調査対象国・機関では 2022 年をピークに顕著な減少を続けている。2024 年に中国で大きく伸びた「VIRTUAL SPACE」は、同年に米国、EUIPO、韓国では顕著な減少をしている一方、日本では前年比 205.83% の大幅増となっている点が特徴的である。「VIRTUAL COMMUNITY」、「METaverse」、「MIXED REALITY」は、全ての調査対象国・機関において、ほとんどのキーワードが 2022 年をピークに減少を続けている。

表 3-3-3(a) グループ 2 における直接及び国際出願件数の推移（2020 年～2024 年）
※各グループ内の各キーワードでの結果を重複排除した結果

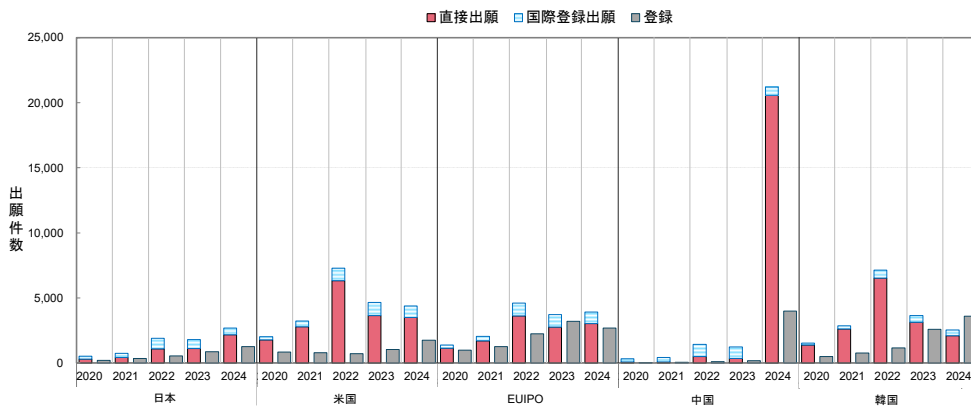
	2020	2021	2022	2023	2024
日本	519	738	1,898	1,802	2,693
米国	2,027	3,222	7,300	4,648	4,386
EUIPO	1,388	2,062	4,614	3,724	3,921
中国	320	429	1,442	1,230	21,205
韓国	1,545	2,875	7,139	3,659	2,546
合計	5,799	9,326	22,393	15,063	34,751

表 3-3-3 (b) グループ 2 における登録件数の推移 (2020 年～2024 年)
 ※各グループ内の各キーワードでの結果を重複排除した結果

	2020	2021	2022	2023	2024
日本	213	357	560	873	1,251
米国	852	787	728	1,040	1,760
EUIPO	989	1,257	2,243	3,204	2,687
中国	35	64	97	180	3,989
韓国	503	763	1,179	2,592	3,592
合計	2,592	3,228	4,807	7,889	13,279

分析に使用したデータ：Clarivate Analytics のデータベース
 備考：各グループにおいて、該当するキーワードの検索結果の重複を排除した件数

図 3-3-2 グループ 2 における出願及び登録件数の推移 (2020 年～2024 年)
 ※グループ 2 の各キーワードの出願件数の重複排除後の結果



分析に使用したデータ：Clarivate Analytics のデータベース
 備考：グループ 2 の各キーワードの出願件数の重複を排除した結果

過去 5 年間の出願件数の合計（直接出願と国際登録出願の合計）では米国が最も多く、次いで EUIPO、韓国、日本の順となっている。米国における出願件数合計は、2021 年の顕著な増加と 2022 年の更なる大幅増をピークに、2023 年に前年比 41.24% の大幅減に転じ、2024 年も減少を続けている。EUIPO、韓国、日本も米国と同様の動きで推移している。

一方、表 3-3-3 における過去 5 年間の登録件数合計では、EUIPO が最も多く、次いで米国、韓国、日本の順となっている。EUIPO における登録件数は、2023 年まで顕著に増加を続けたが、2024 年には約 6 割まで減少している。米国の登録件数は 2022 年の減少を除き増加傾向であり、特に 2024 年には前年比 102.81% の大幅増となっている。韓国では 2024 年まで増加を続けており、特に 2024 年には前年比 69.49% の大幅増となっている。日本では 2023 年まで増加を続けたが、2024 年に減少に転じている。グループ 3 の結果は、仮想空間における具体的な商品等を表す 5 種類のキーワードに関する調査結果の合計値であるが、キーワード別に調査対象国・機関の値を精査すると、2024 年に前年より出願件数が増加したキーワードは、日本と中国における「DOWNLOADABLE VIRTUAL」のみであり、前年比増加率はそれぞれ 0.98% と 7.07% と決して高くないことが分かる。その他のキーワードである「VIRTUAL GOODS」、「VIRTUAL PRODUCTS」、「AVATAR」、

「VIRTUAL CHARACTER」は、全ての調査対象国・機関において、ほとんどのキーワードが 2022 年又は 2023 年をピークに大きく減少している。

表 3-3-4(a) グループ 3 における直接及び国際出願件数の推移 (2020 年～2024 年)
※各グループ内の各キーワードでの結果を重複排除した結果

	2020	2021	2022	2023	2024
日本	161	309	1,264	1,110	922
米国	856	1,768	5,408	3,178	2,357
EUIPO	228	502	3,126	2,161	1,724
中国	86	112	1,018	851	885
韓国	301	935	2,734	1,349	812
合計	1,632	3,626	13,550	8,649	6,700

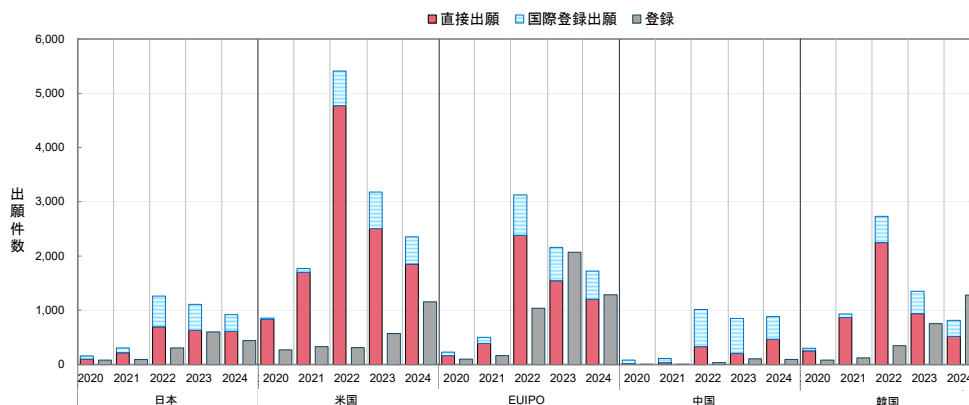
表 3-3-4(b) グループ 3 における登録件数の推移 (2020 年～2024 年)
※各グループ内の各キーワードでの結果を重複排除した結果

	2020	2021	2022	2023	2024
日本	83	94	307	600	442
米国	271	330	315	569	1,154
EUIPO	101	168	1,038	2,069	1,287
中国	6	7	35	106	97
韓国	85	124	348	757	1,283
合計	546	723	2,043	4,101	4,263

分析に使用したデータ：Clarivate Analytics のデータベース

備考：各グループにおいて、該当するキーワードの検索結果の重複を排除した件数

図 3-3-3 グループ 3 における出願及び登録件数の推移 (2020 年～2024 年)
※グループ 3 の各キーワードの出願件数の重複排除後の結果



分析に使用したデータ：Clarivate Analytics のデータベース

備考：各グループにおいて、該当するキーワードの検索結果の重複を排除した件数

次に仮想空間関連の商標が調査対象国において、どのような区分に出願されているかについて調査した結果 (表 3-3-5、表 3-3-6、表 3-3-7、表 3-3-8、図 3-3-4、図 3-3-5、図 3-3-6、図 3-3-7)、以下のことが判明した。

仮想空間関連の商標の 2020 年から 2024 年の出願区分数において、直接出願と国際登録出願の合計は、グループ 1 では中国の出願区分数が最も多く、次いで EUIPO、米国の順となっている (表 3-3-5)。グループ 2 では、米国の出願区分数が最も多く、次いで中国、

EUIPO の順となっている（表 3-3-6）。グループ 3 では、米国の出願区分数が最も多く、次いで EUIPO、韓国の順となっている（表 3-3-7）。なお、全てのキーワードにおける出願区分数では、中国が最も多く、次いで米国、EUIPO、韓国、日本の順となっている（表 3-3-8）。

仮想空間関連のキーワードを指定商品及び指定役務に含む商標が出願されている区分は、商品分野（第 01 類～第 34 類）においては、いずれのグループでも第 9 類への出願が大半となっているが、第 9 類に次ぐ国際分類としては、グループ 1 と 2 では第 28 類、第 25 類の順である一方、グループ 3 では第 25 類、第 28 類の順となっている。役務分野（第 35 類～第 45 類）においては幅広く出願されており、グループ 1 では、第 41 類への出願が 43,559 件で最も多く、次いで 35,877 件の第 42 類、5,197 件の第 35 類、1,037 件の第 38 類への出願という順になっており、その他の役務分野の国際分類への出願は、多くても 300 件未満と極めて少ない。グループ 2 でも、最も多い国際分類は 18,247 件の第 41 類であり、次いで 14,907 件の第 42 類、10,136 件の第 35 類の順となっているが、第 35 類に次ぐ国際分類は 6,117 件の第 38 類と 1,411 件の第 36 類となっており、その他の役務分野の国際分類への出願は、多くても 600 件未満と極めて少ない。グループ 3 では、10,844 件の第 35 類への出願が最も多く、次いで 9,580 件の第 42 類、5,554 の第 41 類という順になっており、その他の役務分野の国際分類への出願は、多くても 500 件未満と極めて少ない。

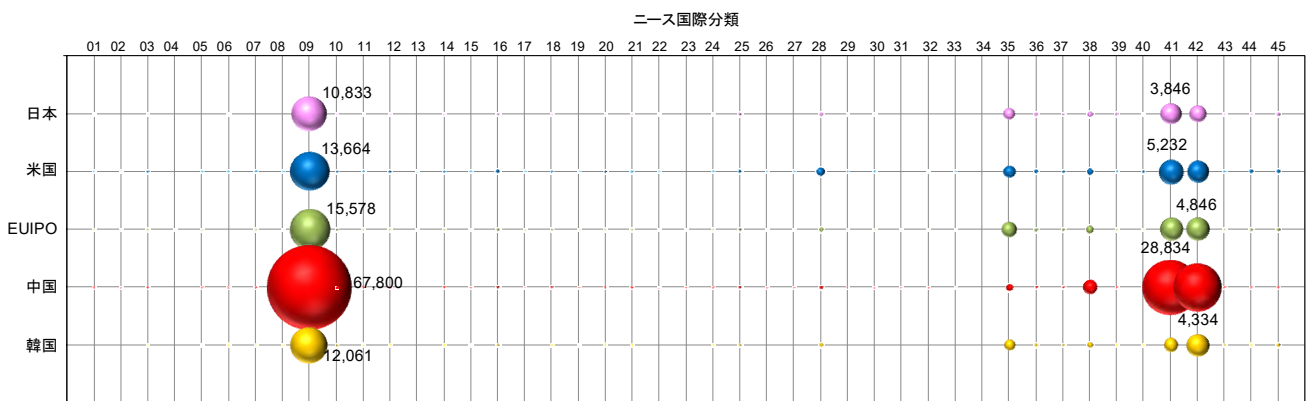
役務分野への出願においては、仮想空間上で提供するサービスの内容によって、その内容に該当する役務区分に出願されていることが分かる。

表 3-3-5 グループ 1 における調査対象国の出願区分ごとの直接及び国際登録出願区分数
(2020 年から 2024 年の合計)

グループ	調査対象国	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	日本	2	1	5	0	1	2	2	1	10,833	11
	米国	3	2	19	1	6	9	13	5	13,664	27
	EUIPO	5	2	14	3	7	1	11	4	15,578	30
	中国	7	3	12	2	7	6	11	7	67,800	14
	韓国	1	1	3	0	2	5	5	4	12,061	28
	合計	18	9	53	6	23	23	42	21	119,936	110
グループ	調査対象国	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
1	日本	3	7	0	9	0	22	1	12	0	3
	米国	13	28	2	18	6	64	4	21	4	19
	EUIPO	10	11	2	14	4	36	6	18	5	9
	中国	14	17	1	18	5	37	2	25	4	12
	韓国	4	7	1	8	2	20	1	11	2	8
	合計	44	70	6	67	17	179	14	87	15	51
グループ	調査対象国	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
1	日本	8	2	1	5	29	1	0	68	3	3
	米国	17	3	0	8	51	3	4	572	6	11
	EUIPO	15	2	2	9	34	3	2	119	4	5
	中国	16	2	4	10	36	6	5	69	5	5
	韓国	7	0	0	5	22	1	0	73	0	0
	合計	63	9	7	37	172	14	11	901	18	24
グループ	調査対象国	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
1	日本	0	1	1	0	989	70	21	180	29	2
	米国	0	2	4	0	1,140	76	31	297	11	23
	EUIPO	2	3	2	0	1,776	59	40	386	13	5
	中国	3	5	2	1	377	25	18	1,758	7	6
	韓国	0	1	1	0	917	41	19	203	9	5
	合計	5	12	10	1	5,199	271	129	2,824	69	41
グループ	調査対象国	41	42	43	44	45	Total				
1	日本	3,846	2,308	13	16	61	18,572				
	米国	5,232	4,194	9	80	72	25,774				
	EUIPO	4,672	4,846	12	39	54	27,874				
	中国	28,834	21,246	9	7	15	120,475				
	韓国	1,602	4,334	20	12	60	19,506				
	合計	44,186	36,928	63	154	262	212,201				

分析に使用したデータ：Clarivate Analytics のデータベース

図 3-3-4 グループ 1 における調査対象国の出願区分ごとの直接及び国際登録出願区分数
(バブル図) (2020 年から 2024 年の合計)



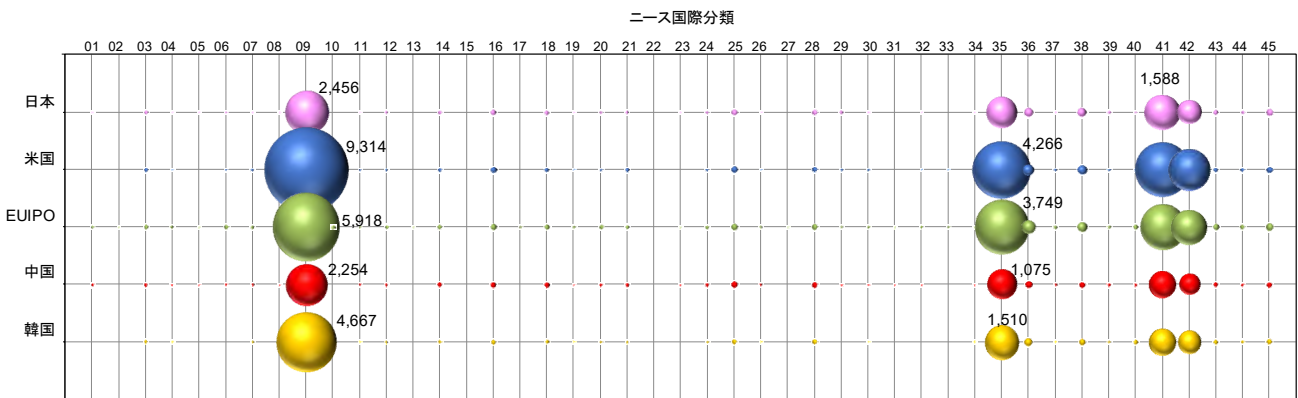
分析に使用したデータ：Clarivate Analytics のデータベース

表 3-3-7 グループ 3 における調査対象国の出願区分ごとの直接及び国際登録出願区分数
(2020 年から 2024 年の合計)

グループ	調査対象国	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
3	日本	1	0	11	1	1	3	2	1	2,456	0
	米国	0	0	17	1	0	3	6	1	9,314	0
	EUIPO	6	1	16	6	1	15	8	5	5,918	5
	中国	5	0	10	2	1	3	4	1	2,254	0
	韓国	0	0	7	1	0	0	3	1	4,667	0
	合計	12	1	61	11	3	24	23	9	24,609	5
グループ	調査対象国	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
3	日本	1	6	0	11	0	25	0	15	1	4
	米国	4	5	0	12	0	39	0	17	1	5
	EUIPO	4	10	1	15	0	28	4	20	4	16
	中国	4	7	0	15	0	25	0	22	1	5
	韓国	1	4	0	6	0	14	0	9	1	3
	合計	14	32	1	59	0	131	4	83	8	33
グループ	調査対象国	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
3	日本	8	0	1	5	31	1	0	23	9	2
	米国	16	0	0	6	41	1	0	26	5	5
	EUIPO	10	0	1	9	37	4	1	28	3	5
	中国	10	0	2	9	38	4	0	29	2	2
	韓国	4	0	0	3	20	1	0	19	0	1
	合計	48	0	4	32	167	11	1	125	19	15
グループ	調査対象国	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
3	日本	0	1	0	1	1,232	74	2	73	6	3
	米国	0	1	1	1	4,266	140	6	87	5	6
	EUIPO	1	5	3	1	3,749	193	9	101	7	22
	中国	1	2	0	1	1,075	53	4	30	6	5
	韓国	0	0	0	1	1,510	60	2	34	3	16
	合計	2	9	4	5	11,832	520	23	325	27	52
グループ	調査対象国	41	42	43	44	45	Total				
3	日本	1,588	727	17	7	38	6,388				
	米国	3,957	2,131	15	11	39	20,191				
	EUIPO	2,678	1,574	43	17	52	14,636				
	中国	913	552	15	6	22	5,140				
	韓国	901	648	14	6	22	7,982				
	合計	10,037	5,632	104	47	173	54,337				

分析に使用したデータ：Clarivate Analytics のデータベース
備考：重複排除後の結果

図 3-3-6 グループ 3 における調査対象国の出願区分ごとの直接及び国際登録出願区分数
(バブル図) (2020 年から 2024 年の合計)



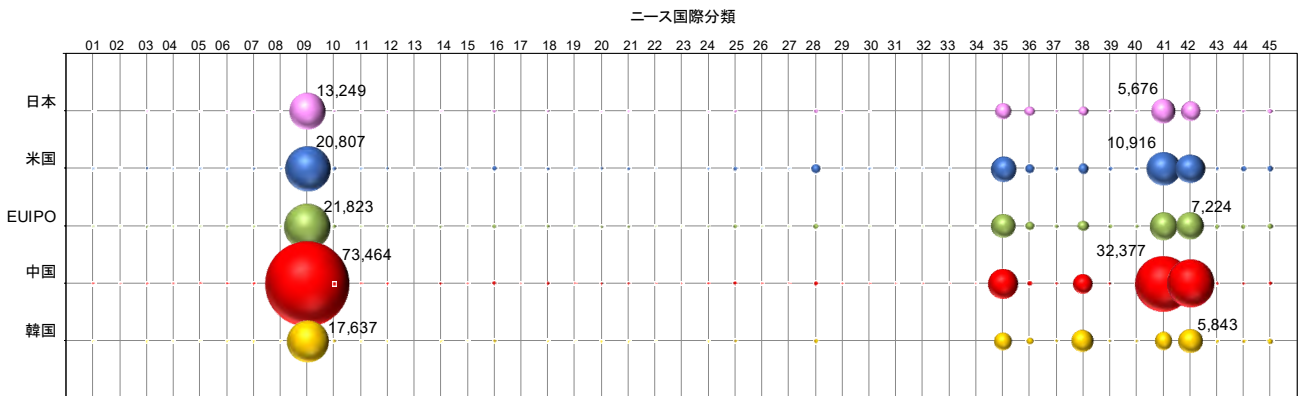
分析に使用したデータ：Clarivate Analytics のデータベース
備考：重複排除後の結果

表 3-3-8 全キーワードにおける調査対象国の出願区分ごとの直接及び国際登録出願区分数 (2020年から2024年の合計)

グループ	調査対象国	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
全キーワード	日本	4	1	13	2	2	6	9	3	13,249	20
	米国	8	2	36	5	8	15	20	11	20,807	64
	EUIPO	12	4	24	12	9	22	18	13	21,823	51
	中国	13	3	16	7	7	11	17	10	73,464	24
	韓国	3	1	12	3	2	7	13	7	17,637	34
	合計	40	11	101	29	28	61	77	44	146,980	193
全キーワード	日本	5	7	0	14	0	54	1	21	3	9
	米国	16	29	2	31	6	125	5	38	9	28
	EUIPO	14	20	4	29	7	80	11	44	10	31
	中国	16	17	1	28	5	66	3	40	7	20
	韓国	6	7	1	12	2	35	1	17	4	14
	合計	57	80	8	114	20	360	21	160	33	102
全キーワード	日本	15	5	1	7	52	1	0	93	11	4
	米国	38	5	1	16	99	4	5	626	10	15
	EUIPO	30	9	3	19	82	8	6	159	5	7
	中国	26	6	4	16	67	7	6	100	5	5
	韓国	11	2	0	7	37	1	1	98	0	1
	合計	120	27	9	65	337	21	18	1,076	31	32
全キーワード	日本	0	1	1	1	2,522	791	30	698	46	19
	米国	3	3	5	1	6,152	594	57	813	79	43
	EUIPO	2	6	5	2	5,558	575	71	972	82	51
	中国	3	5	2	2	8,779	144	26	3,750	32	22
	韓国	0	1	1	1	2,770	304	29	4,599	23	30
	合計	8	16	14	7	25,781	2,408	213	10,832	262	165
全キーワード	日本	5,676	3,637	50	46	149	Total				
	米国	10,916	8353	60	179	242	27,279				
	EUIPO	7,525	7224	121	103	176	49,584				
	中国	32,377	22624	36	33	60	45,039				
	韓国	2,874	5843	61	55	161	141,912				
	合計	59,368	47,681	328	416	788	34,728				
										Total	
										298,542	

分析に使用したデータ：Clarivate Analytics のデータベース
備考：重複排除後の結果

図 3-3-7 全キーワードにおける調査対象国の出願区分ごとの直接及び国際登録出願区分数 (バブル図) (2020年から2024年の合計)



分析に使用したデータ：Clarivate Analytics のデータベース
備考：重複排除後の結果

第4章 グローバル企業の国際的な商標出願動向

グローバルに事業を行っていると思われる企業の商標出願動向等を調査する。その企業について、調査対象国・機関（日本、米国、EUIPO、中国、韓国）に出願している商標の状況を調査し、国際的な商標出願の現状を調査・分析する。

調査対象企業は、「令和6年度商標出願動向調査報告書ーマクロ調査ー」（令和7年3月特許庁）においてグローバル企業として選定した企業のうち、調査対象国・機関である日本、米国、EUIPO、中国、韓国の半数以上（3か国・機関以上）に直接商標出願を5年間の合計で10件以上行っている企業の中から商標出願件数の多い合計10社について商標出願動向を調査した。

日本企業の出願件数を見ると、2020年から2024年の合計では自国への出願が突出して多く、次いで中国の順となっており、EUIPOへの出願は極めて少ない。2024年に限っても、日本の出願が突出して多いこと、それに次いで中国が多いこと、EUIPOへの出願は極めて少ないことは変わらない。自国外においては、中国への出願件数が多く、いずれの企業においても自国外では中国市場への関心度が高いことがうかがえる。

中国企業の出願件数においては、2020年から2024年の合計では自国への出願が突出して多く、他の調査対象国・機関への出願件数に大きな差は見られない。これは2024年に限ってみても同様である。

韓国企業の出願件数においては、2020年から2024年の合計では自国への出願が突出して多い一方、日本への出願はかなり少ないことが挙げられる。これは、2024年の出願に限定しても同様である。調査対象国・機関において、自国外への出願先として、日本は最も関心が低いということがうかがえる。

米国と欧州企業の出願件数においては、2020年から2024年の合計では中国への出願が最も多く、欧米のグローバル企業における中国市場への関心度の高さが示されている。米国企業では、中国への出願に次いで欧州への出願が多く、自国である米国への出願が第3位、次いで日本、韓国の順となっている。欧州企業では、中国への出願に次いで米国への出願が多く、自地域である欧州への出願が第3位、次いで日本、韓国の順となっている。米国・欧州ともに、出願先の第1位と第2位は自国・自地域外への出願となっている点が、日本、中国、韓国企業の動向と大きく異なっている。また、米国・欧州ともに、中国と欧米への注力が見られる一方、日本と韓国への出願は他国・地域と比べてかなり少ない傾向が見られる。2024年に限ってみても、この傾向は概ね同様である。

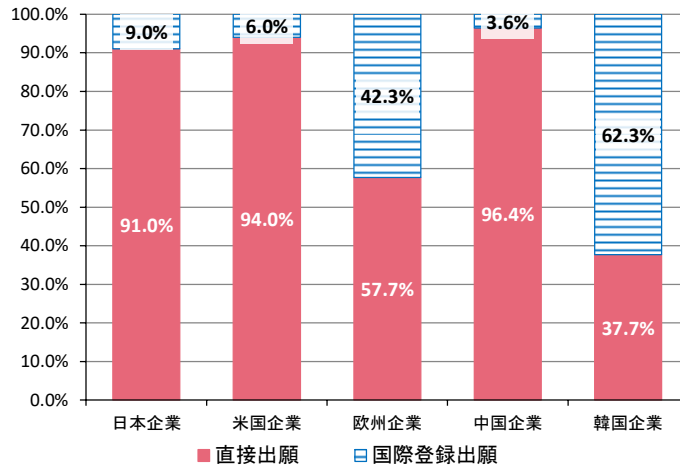
グローバル企業の国際登録出願の利用割合をグローバル企業の国籍別にまとめた結果を表 4-1-1 および図 4-1-1、図 4-1-2 に示す。

表 4-1-1 グローバル企業（国籍別）の直接出願及び国際登録出願の利用割合（2020 年～2024 年）

		2020	2021	2022	2023	2024	5年の累計
日本企業	直接出願	94.4%	86.7%	95.4%	85.2%	81.9%	91.0%
	国際登録出願	5.6%	13.3%	4.6%	14.8%	18.1%	9.0%
米国企業	直接出願	86.9%	95.1%	96.5%	96.5%	100.0%	94.0%
	国際登録出願	13.1%	4.9%	3.5%	3.5%	0.0%	6.0%
欧州企業	直接出願	62.1%	62.6%	65.3%	50.4%	51.4%	57.7%
	国際登録出願	37.9%	37.4%	34.7%	49.6%	48.6%	42.3%
中国企業	直接出願	100.0%	79.1%	100.0%	100.0%	100.0%	96.4%
	国際登録出願	0.0%	20.9%	0.0%	0.0%	0.0%	3.6%
韓国企業	直接出願	44.3%	40.1%	47.0%	35.5%	20.8%	37.7%
	国際登録出願	55.7%	59.9%	53.0%	64.5%	79.2%	62.3%

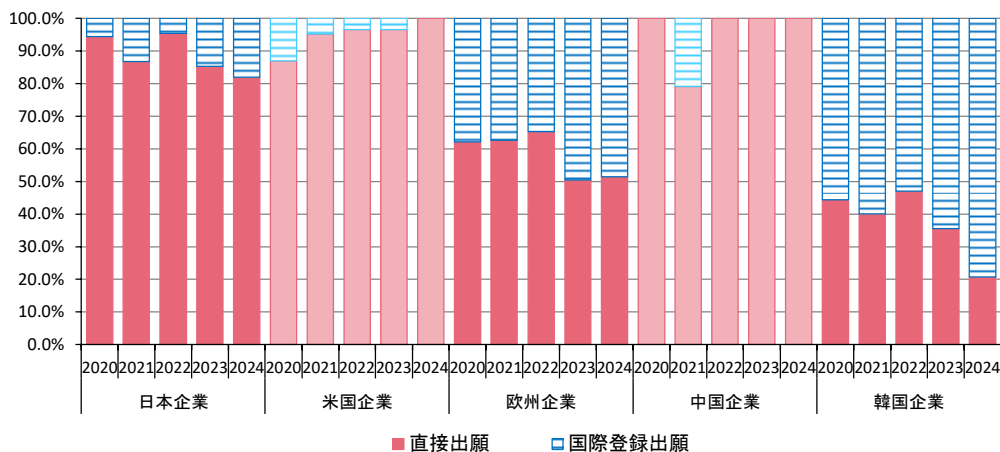
出典：Clarivate Analytics のデータ

図 4-1-1 グローバル企業（国籍別）の直接出願及び国際登録出願の利用割合（2020 年～2024 年の合計）



出典：Clarivate Analytics のデータ

図 4-1-2 グローバル企業（国籍別）の直接出願及び国際登録出願の利用割合の推移（2020 年～2024 年）



出典：Clarivate Analytics のデータ

本調査の調査対象であるグローバル企業 10 社のうち、2024 年の商標出願において国際登録出願の利用率が 5%未満となっている企業が 5 社存在しており、調査対象の半数の企業では国際登録出願がほとんど利用されていないことが分かる。

調査対象となっているグローバル企業について、企業の国籍別に 2020 年から 2024 年までの主要各国への出願件数の合計の割合を分析した結果を表 4-1-2 に示す。

表4-1-2 グローバル企業（国籍別）の主要国・機関への出願割合（2020年～2024年の合計）

		日本	米国	欧州	中国	韓国
日本企業	合計	924	103	25	193	44
	1社当たり	308	34	8	64	15
	出願割合	71.68%	7.99%	1.94%	14.97%	3.41%
米国企業	合計	127	160	174	211	86
	1社当たり	64	80	87	106	43
	出願割合	16.75%	21.11%	22.96%	27.84%	11.35%
欧州企業	合計	178	415	340	559	162
	1社当たり	89	208	170	280	81
	出願割合	10.76%	25.09%	20.56%	33.80%	9.79%
中国企業	合計	35	52	45	2,727	30
	1社当たり	18	26	23	1,364	15
	出願割合	1.21%	1.80%	1.56%	94.39%	1.04%
韓国企業	合計	28	70	67	68	130
	1社当たり	28	70	67	68	130
	出願割合	7.71%	19.28%	18.46%	18.73%	35.81%

出典：Clarivate Analytics のデータ

備考：欧州は EUIPO

中国企業では、自国への出願の割合が他の国籍の企業よりも非常に高いことが分かる。日本企業、韓国企業では、自国への出願割合が最も多く、次いで日本企業では中国への出願割合が多い一方、韓国企業では米国への出願が多い。米国企業、欧州企業では、中国への出願割合が最も多く、次いで米国企業では欧州への出願割合が多い一方、欧州企業では米国への出願割合が多い。米国企業と欧州企業からは比較的主要各国にバランスよく出願されており、グローバル市場を対象とした活動を行っている様子が認められる。

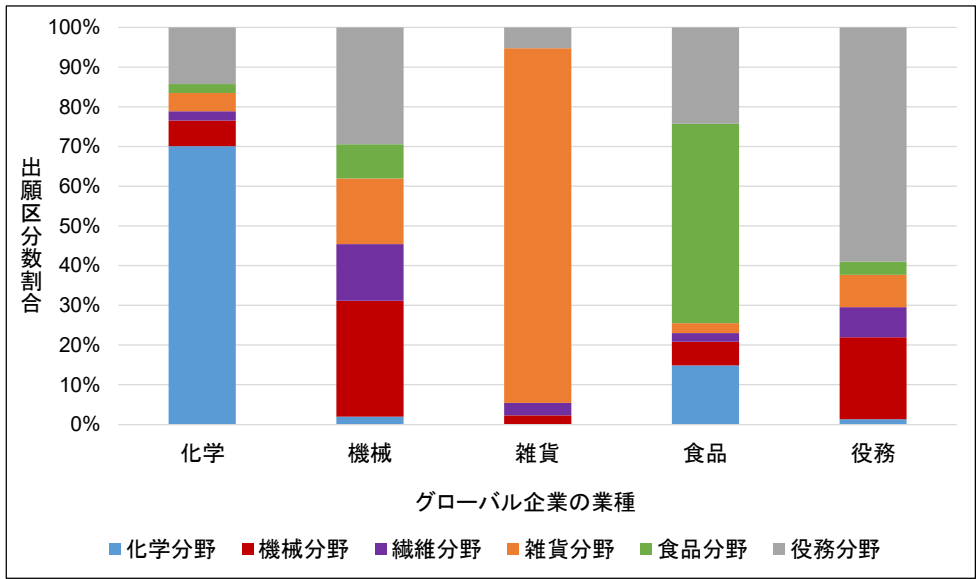
グローバル企業の業種別の各産業分野別の出願区分数及び出願区分数割合を表 4-1-4、図 4-1-3 に示す。

表 4-1-4 グローバル企業の産業分野別出願区分数及び出願区分数割合（業種別）（2024 年）

		出願分野							
		化学分野	機械分野	繊維分野	雑貨分野	食品分野	役務分野	合計	
グローバル企業 の業種	化学	出願区分数	2,071	190	68	136	68	419	2,952
		出願区分数割合	70.2%	6.4%	2.3%	4.6%	2.3%	14.2%	100.0%
	機械	出願区分数	52	765	373	434	225	771	2,620
		出願区分数割合	2.0%	29.2%	14.2%	16.6%	8.6%	29.4%	100.0%
	雑貨	出願区分数	0	8	11	310	0	18	347
		出願区分数割合	0.0%	2.3%	3.2%	89.3%	0.0%	5.2%	100.0%
	食品	出願区分数	143	57	21	24	481	233	959
		出願区分数割合	14.9%	5.9%	2.2%	2.5%	50.2%	24.3%	100.0%
	役務	出願区分数	45	673	248	268	106	1,930	3,270
		出願区分数割合	1.4%	20.6%	7.6%	8.2%	3.2%	59.0%	100.0%

出典：Clarivate Analytics のデータ

図 4-1-3 グローバル企業の産業分野別出願区分数割合（業種別）（2024 年）



2024 年のグローバル企業の出願動向を業種別に見てみると、全業種において、企業の業種に対応する産業分野への出願が最も多いことがわかる。グローバル企業の業種が役務以外の業種に属するグローバル企業では、役務分野への出願が多く認められる。これは、いずれの企業においても主となる業種に加えて、それに関連するサービスへのビジネス展開が行われていることがその一因であると考えられる。役務の業種に属するグローバル企業では、役務分野への出願の次に多く出願が行われているのは機械分野となっている。これは、本調査で調査対象としたグローバル企業の中で役務の業種に属する企業にはインターネット上でのサービスを展開する企業が多く含まれており、そのサービスに関連するソフトウェアなどを対象とした出願が含まれていることが一因であると考えられる。

第5章 経済・産業状況と商標出願動向の関連

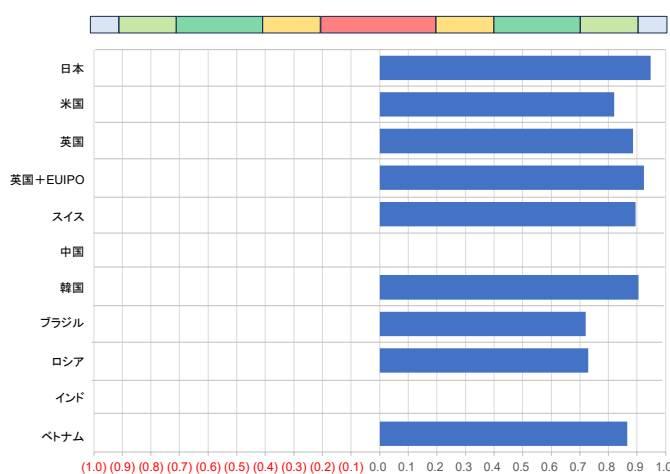
第1節 労働人口と商標出願動向について

【人口の推移と商標出願件数の動向の関連】

多くの主要国において、労働力人口と商標出願件数との対応時期に違いはあっても、労働力人口と商標出願件数との間には強い相関があるという結果が得られた。

強い相関を示している国の多くでは、労働力人口と商標出願件数との対応時期をずらしても大きな差は認められない。主要国のうち、最も強い相関を示す国は日本であり、次いで EUIPO への出願を加算した英国、韓国の順となっており、いずれの国においても（ほぼ）完全な相関が示されている。

図 5-1-1 主要各国における労働力人口と商標出願件数の相関値



分析に使用したデータ

①労働力人口は
ILO(International Labour Organization)の統計資料のデータ

②出願件数は
-米国以外の国・機関：Clarivate Analytics のデータベース

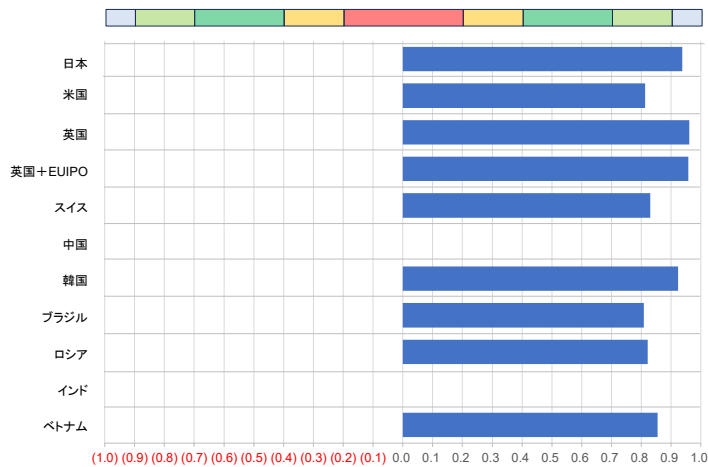
米国：WIPO の統計情報

備考：中国、インドの労働力人口のデータは取得できなかった。

相関値	相関の強さ
0.0~±0.2	(ほとんど)相関がない
±0.2~±0.4	弱い相関がある
±0.4~±0.7	相関がある
±0.7~±0.9	強い相関がある
±0.9~±1.0	(ほぼ)完全な相関がある

次に、自国居住者による商標出願件数と労働力人口の関連についての調査からは、ほとんどの主要国において、労働力人口と自国居住者による商標出願件数との対応時期に違いはあっても、労働力人口と自国居住者による商標出願件数との間には強い相関があるという結果が得られた。強い相関を示している国の多くでは、労働力人口と商標出願件数の対応時期をずらしても大きな差は認められない。主要国のうち最も強い相関を示す国は、EUIPO への出願を加算しない英国であり、次いで EUIPO への出願を加算した英国、日本の順となっており、いずれにおいても（ほぼ）完全な相関が示されている。英国については、自国の労働力人口と自国への商標出願件数の相関値の方が、自国の商標出願件数に EUIPO への出願を加算した総出願件数との相関値よりも強いという結果が得られたが、その差は僅かである。

図 5-1-2 主要各国における労働力人口と自国居住者による商標出願件数の相関値



分析に使用したデータ

①労働力人口は
ILO(International Labour Organization)の統計資料のデータ

②出願件数は
－米国以外の国・機関：Clarivate Analytics のデータベース

米国：WIPO の統計情報

備考：中国、インドの労働力人口のデータは取得できなかった。

相関値	相関の強さ
0.0～±0.2	(ほとんど)相関がない
±0.2～±0.4	弱い相関がある
±0.4～±0.7	相関がある
±0.7～±0.9	強い相関がある
±0.9～±1.0	(ほぼ)完全な相関がある

これらの結果から、労働力人口と自国居住者からの商標出願件数に限定した分析では、労働力人口と商標出願件数による分析結果とほぼ同様の結果を得ることができた。相関値を詳細に見ると、EUIPO への出願を加算しない英国、EUIPO への出願を加算した英国、韓国、ブラジル、ロシアにおいては、労働力人口と商標出願件数全体の相関よりも、労働力人口と自国居住者からの出願件数の相関の方が強いことが示された。一方、日本、米国、スイス、ベトナムでは、労働力人口と自国居住者からの出願件数の相関値よりも、労働力人口と商標出願件数全体との相関値の方が強いことが示されたが、その差は僅かである。結果として、労働力人口は経済・産業状況と商標出願件数との関連を把握する上で、経済指標の一つであると考えられる。

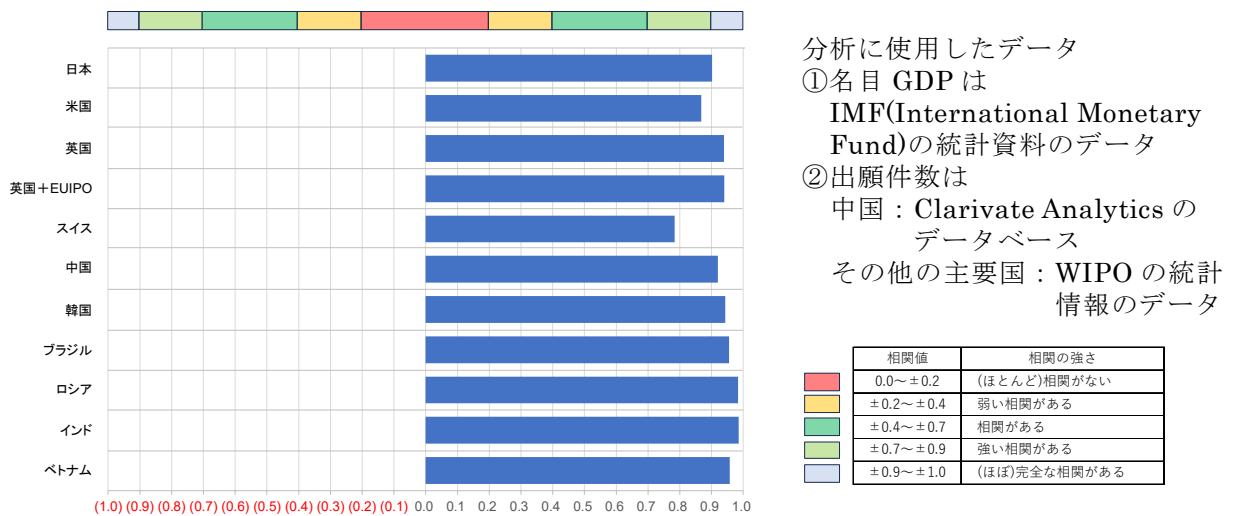
第2節 GDPと商標出願動向について

【名目GDPと商標出願件数の関連】

2009年から2024年の16年間のデータを対象とした調査結果からは、対象国の名目GDP（現地通貨）と出願件数との関連を見ると、全ての主要国において、名目GDP（現地通貨）と出願件数との間には完全な相関あるいは強い相関があることが判明した。

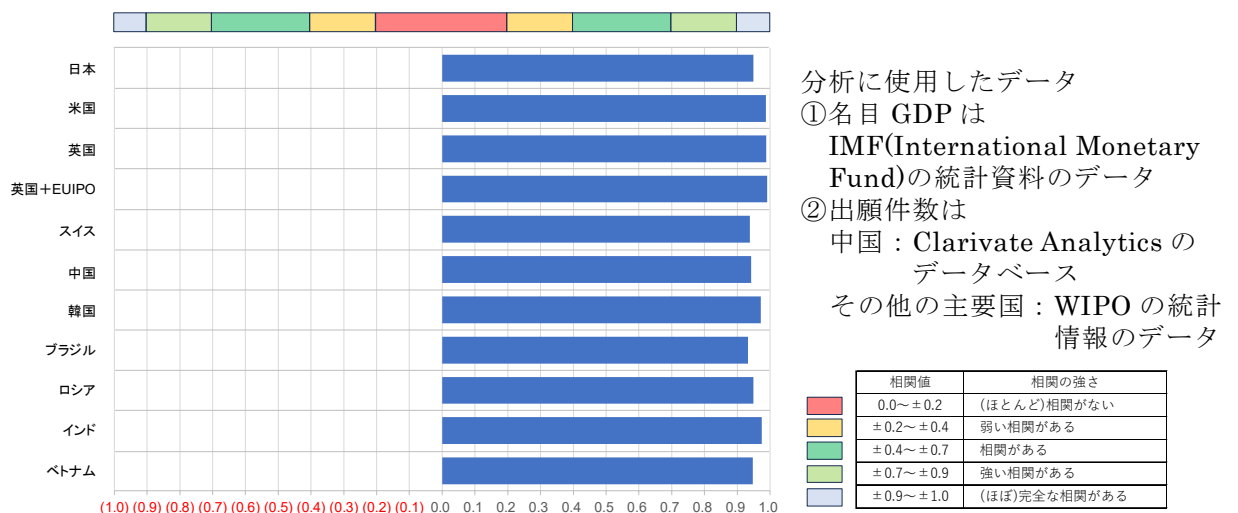
主要国のうち、日本、EUIPOへの出願を加算しない英国、EUIPOへの出願を加算した英国、中国、韓国、ブラジル、ロシア、インド、ベトナムでは（ほぼ）完全な相関が示され、米国、スイスでは強い相関が示された。

図5-2-1 主要各国における名目GDPと商標出願件数の相関値（2009年～2024年のデータ）



次に、リーマンショックや新型コロナウイルスの感染拡大の影響を除外した2010年から2019年の10年間のデータを対象とした調査結果からは、主要国の名目GDP（現地通貨）と出願件数の関連を見ると、全ての主要国において、名目GDP（現地通貨）と出願件数との間には（ほぼ）完全な相関があることが判明し、多くの主要国において2009年から2024年の相関値よりも高い数値が示された。これは、リーマンショックや新型コロナウイルスの感染拡大による主要各国の経済状況への影響を除外したことによるものであると考えることができる。

図5-2-2 主要各国における名目GDPと商標出願件数の相関値（2010年～2019年のデータ）

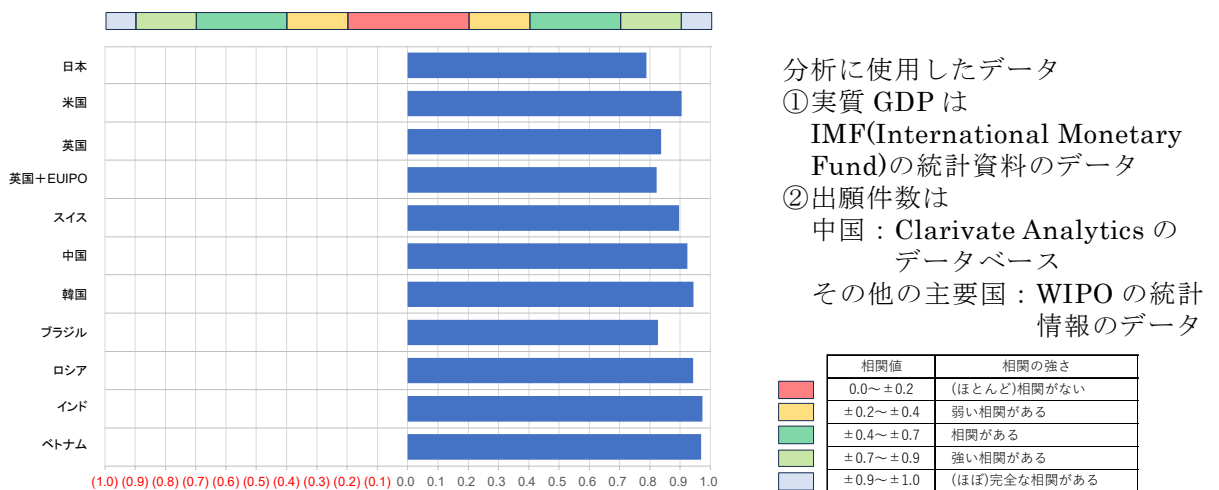


【実質 GDP と商標出願件数の関連】

2009 年から 2024 年の 16 年間のデータを対象とした調査結果からは、対象国の実質 GDP（現地通貨）と出願件数との関連を見ると、ほとんどの主要国において、実質 GDP（現地通貨）と出願件数全体の間には（ほぼ）完全な相関あるいは強い相関があることが判明した。

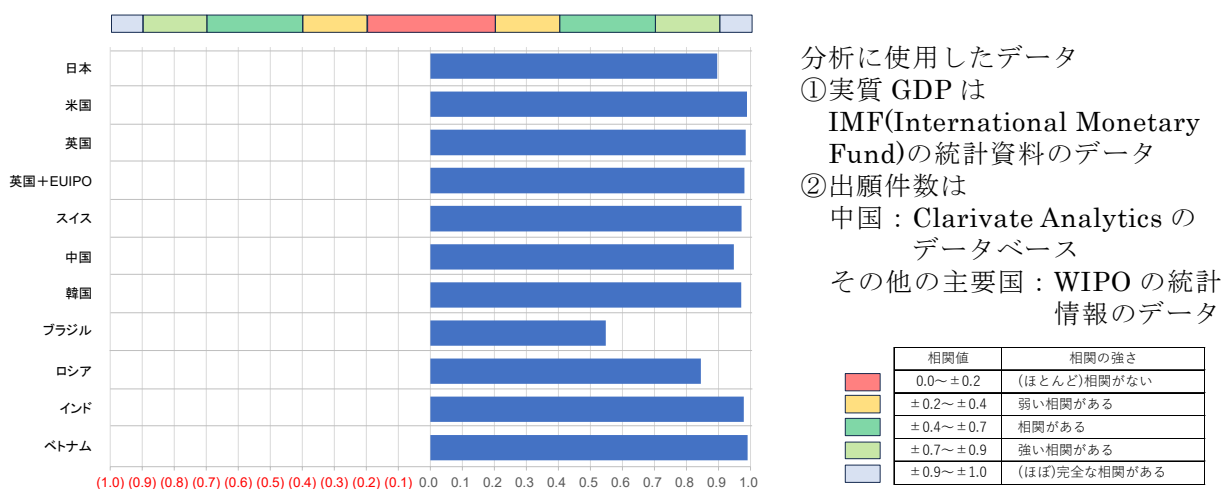
主要国のうち、米国、中国、韓国、ロシア、インド、ベトナムでは（ほぼ）完全な相関が示され、日本、EUIPO への出願を加算しない英国、EUIPO への出願を加算した英国、スイス、ブラジルでは強い相関が示された。

図 5-2-3 主要各国における実質 GDP と商標出願件数の相関値（2009 年～2024 年のデータ）



次に、リーマンショックや新型コロナウイルスの感染拡大の影響を除外した 2010 年から 2019 年の 10 年間のデータを対象とした調査結果からは、主要国の実質 GDP（現地通貨）と出願件数との関連を見ると、ブラジルを除く全ての主要国において、実質 GDP（現地通貨）と出願件数の間には少なくとも（ほぼ）完全な相関あるいは強い相関があることが判明し、ほとんどの主要国において 2009 年から 2024 年の相関値よりも高い数値が示された。これは、リーマンショックや新型コロナウイルスの感染拡大による主要各国の経済状況への影響を除外したことによるものであると考えることができる。

図 5-2-4 主要各国における実質 GDP と商標出願件数の相関値（2010 年～2019 年のデータ）



名目 GDP（現地通貨）と商標出願件数との関連及び実質 GDP（現地通貨）と商標出願件数との関連の結果から、現地通貨ベースの名目 GDP 及び実質 GDP は、経済・産業状況と商標出願件数との関連を見る上で、経済指標の一つであると考えられる。

第3節 日本の市場規模（国内産業の売上高）の推移と商標出願動向について

【2005年から2024年までの20年間における国内産業の売上高の推移と商標出願件数の推移の関連】

過去20年間における国内産業の売上高の推移と出願動向の関係では、特に売上に先行した出願と売上高に相関があり、少なくとも出願区分数との相関では、出願が売上に先行する程に、一様に強まることが示されている。すなわち、出願から1年後の売上よりも、2年後、3年後の売上の方が売上高と出願区分数の相関が強まっていることが分かる。このことから、出願人が商標出願を先行投資として実施しており、概して1年先より2年先、3年先の中期的な投資姿勢が垣間見える。この全体的な傾向は、出願人を日本国内居住者と国外居住者に分けても、更に製造業と非製造業で見ても概して同様となっている。但し、商品やサービスの市場展開にどの程度先立って商標が出願されるかは、業界や特定の商品やサービスによって大きく異なるという点に、留意する必要があると思われる。例えば、製薬業界においては許認可に時間を要するため、市場展開よりも2年～3年先に商標が出願されることも珍しくない。一方で、製品ライフサイクルが短い商品やサービスについては、商標出願が市場展開の1年～数か月前というケースも聞かれる。それでも、商標出願が市場展開に先行している点は、業界または商品やサービスの如何に依らず、概ね共通した傾向として見る事ができる。

一方、製造業と非製造業で分けて見る場合、製造業と比較して非製造業において相関が特に強く示されているという特徴がある。この点について、過去20年間における産業構造の変化が、売上高と出願動向に影響を及ぼしていることが考えられるため、本件調査で得られたデータからこの点について更に分析を進めた。

表 5-3-1 日本への商標出願における商品区分数と役務区分数の比較（2004年～2024年）

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
役務区分数に対する商品区分数の割合（倍）	2.63	2.35	2.38	1.68	2.21	2.31	2.19
全区分増減率（前年比%）	-	7.62	0.72	-3.29	-11.68	-3.87	0.64
商品区分増減率（前年比%）	-	4.11	1.14	-13.96	-2.94	-2.50	-1.06
役務区分増減率（前年比%）	-	16.85	-0.25	22.10	-26.33	-6.89	4.56
	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
役務区分数に対する商品区分数の割合（倍）	2.09	1.95	1.88	1.71	1.61	1.60	1.53
全区分増減率（前年比%）	2.64	12.36	2.40	4.17	12.81	10.79	10.26
商品区分増減率（前年比%）	1.15	9.81	1.10	0.61	10.43	10.39	8.58
役務区分増減率（前年比%）	5.91	17.67	4.93	10.88	16.87	11.43	12.94
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
役務区分数に対する商品区分数の割合（倍）	1.47	1.46	1.57	1.45	1.34	1.35	1.37
全区分増減率（前年比%）	7.25	0.03	5.67	8.58	-8.66	-3.40	-1.82
商品区分増減率（前年比%）	5.34	-0.24	8.92	5.23	-11.65	-3.11	-1.19
役務区分増減率（前年比%）	10.18	0.43	0.92	13.83	-4.32	-3.79	-2.66

出典：WIPOの統計情報

表 5-3-2 日本における製造業と非製造業の売上高の比較（2004年～2024年）

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
製造業に対する非製造業の割合（倍）	2.47	2.47	2.48	2.35	2.39	2.59	2.44
全産業増減率（前年比%）	-	6.18	3.87	0.88	-4.55	-9.29	1.30
製造業増減率（前年比%）	-	6.18	3.53	4.75	-5.65	-14.34	5.80
非製造業増減率（前年比%）	-	6.18	4.00	-0.68	-4.09	-7.18	-0.44
	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
製造業に対する非製造業の割合（倍）	2.43	2.56	2.58	2.57	2.60	2.68	2.80
全産業増減率（前年比%）	-0.34	-0.47	2.52	2.75	-1.13	1.69	6.07
製造業増減率（前年比%）	-0.30	-3.88	1.98	2.77	-1.79	-0.57	2.70
非製造業増減率（前年比%）	-0.35	0.92	2.73	2.73	-0.87	2.56	7.33
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
製造業に対する非製造業の割合（倍）	2.71	2.72	2.73	2.60	2.62	2.65	2.62
全産業増減率（前年比%）	-0.58	-3.47	-8.06	6.27	9.02	3.48	3.62
製造業増減率（前年比%）	1.97	-3.81	-8.38	10.05	8.60	2.56	4.53
非製造業増減率（前年比%）	-1.49	-3.35	-7.94	4.89	9.18	3.83	3.27

出典：財務省総合政策研究所「法人企業統計調査」

表 5-3-1 に示される通り、過去 20 年間に於いて、2006 年及びリーマンショックの影響を強く受けた 2008 年と 2009 年を除くと、2004 年から 2022 年まで、国内では商品区分数全体の動向と役務区分数の動向を比較すると役務区分数が明らかに伸びており、例えば前年比では 2005 年の商品区分数増加率約 4.1% に対する役務区分数増加率約 16.9%、2007 年の商品区分数増加率約 -14% に対する役務区分数増加率約 22.1%、2014 年の商品区分数増加率約 0.6% に対する役務区分数増加率約 10.9%、2021 年の商品区分数増加率約 5.2% に対する役務区分数増加率約 13.9% などに、伸び率に関して顕著な差が見られる。商品区分数と役務区分数の比較をしてみると、2004 年の商品区分数は役務区分数の約 2.63 倍であったが、その差は増減を繰り返しながらも減少傾向であり、2024 年の商品区分数は役務区分数の約 1.37 倍程度までその差が縮まっており、ここでも役務区分数の伸びが示されている。また、同期間の売上高の推移を見てみると、表 5-3-2 に見られる通り、2004 年には非製造業の売上高は製造業の約 2.47 倍であったが、2017 年にはその差を約 2.8 倍にまで広げ、2024 年もその差は約 2.62 倍あることから、売上高の観点でも、過去 20 年間に於いて製造業に比べ非製造業の伸びに勢いがあることが示されている。これは、特に IT 技術の発展等に伴い、従来役務分野以外で活動していた企業が、役務分野にも事業範囲を広げたことや、e コマースの普及、リーマンショック後に成長を示したフィンテック分野の広がり等に伴う商標出願とそれに対応する売上の増加が考えられる。

本節をまとめると、全体として売上高の推移と商標出願動向には明らかな相関があり、その傾向は出願の 1 年から 3 年後に特に相関が強まるため、国内外の出願人ともに、商標出願を先行投資的な形で実施している傾向が見られるといえる。また、過去 20 年間に於ける相関は製造業よりも非製造業で強く示されているという点から、産業構造の変化が売上高と商標出願動向の双方に影響を与え得ることが確かめられた。

【2005年から2024年までの20年間における国内産業の売上高の推移と商標出願件数の推移の関連】

表 5-3-3 売上高と出願件数の相関値（2010年～2019年）

	出願人居住地	産業	-3	-2	-1	0	1	2	3
2010年～2019年	全体	全体	-	0.845	0.913	0.907	0.860	0.770	-
	日本国内	全体	-	0.818	0.902	0.912	0.856	0.749	-
	日本国外	全体	-	0.886	0.922	0.884	0.855	0.792	-

表 5-3-4 売上高と出願区分数の相関値（2010年～2019年）

	出願人居住地	産業	-3	-2	-1	0	1	2	3
2010年～2019年	全体	全体	-	0.857	0.926	0.905	0.855	0.784	-
	日本国内	全体	-	0.852	0.928	0.908	0.842	0.751	-
	日本国外	全体	-	0.866	0.907	0.882	0.867	0.835	-
	全体	製造業	-	0.246	0.455	0.374	0.519	0.591	-
	日本国内	製造業	-	0.251	0.479	0.427	0.508	0.514	-
	日本国外	製造業	-	0.235	0.405	0.282	0.517	0.672	-
	全体	非製造業	-	0.883	0.951	0.926	0.868	0.822	-
	日本国内	非製造業	-	0.931	0.955	0.888	0.840	0.744	-
	日本国外	非製造業	-	0.863	0.952	0.913	0.845	0.856	-

出典：売上高（財務省総合政策研究所「法人企業統計調査」）
出願件数および出願区分数（SAEGIS）

過去 20 年間において、リーマンショック期と新型コロナウイルス感染拡大および終息期を除く 2010 年から 2019 年までの国内産業の売上高に影響を及ぼす外的要因に関して比較的平時と言える 10 年間を見ると、過去 20 年間全体で見た場合と比較して、売上高の推移と出願の相関値は、出願件数及び出願区分数の両方において大きく高まることが分かる。この傾向は、出願人を日本国内居住者と国外居住者に分けても同様である。産業全体で見ると、売上高と出願を同年、また売上高より 1 年または 2 年先行した出願との比較、逆に売上高より 1 年または 2 年遅れた出願との比較においても、強い相関が示されている。

まず、実際の市場展開との関連性がより強い出願区分数と売上高との関係を分析すると、産業を製造業と非製造業に分けて見た場合、非製造業については産業全体と同様の傾向が示されており、出願人居住地の国内外を問わず強い相関が見られる一方、製造業に関しては異なる傾向が示されている。製造業では、2010 年から 2019 年までの期間においても、過去 20 年間全体で見た場合の動向と同様に、出願区分数に対して出願の 1 年、2 年後の売上高との相関値が最も高く示される結果となっており、国内産業の売上高に影響を及ぼす外的要因に関して比較的平時の場合でも、非製造業と比較して過去 20 年間全体で見た場合と大きな差が見られないという結果となっている。それに対して、非製造業の相関値は過去 20 年間の相関値より著しく高いことから、国内産業の売上高に影響を及ぼす外的要因に関して比較的平時と言える環境においては、売上高の推移と出願動向には一層密接な関連性があると思われる。一方、2010 年から 2019 年までの期間において相関値が最も強く示されるケースは、売上高に対して売上より 1 年遅れた出願との相関値であり、これは実際の売上から出願が先行する程に相関が強まる過去 20 年間全体で見た場合

の分析結果とは異なる特徴となっている。非製造業については、前節で述べた役務分野における近年の伸びが大きく関与していると推測される。一般的に、リーマンショック期や新型コロナウイルス感染拡大および終息期といった経済上の不確実性が高まる時期には投資姿勢がリスクオフの傾向になるとされているが、経済的に比較的平時とされる時期には逆にリスクオンの投資姿勢に傾きがちとされており、特にリーマンショック後のIT関連を始めとする役務分野の勃興と急拡大に対して通常の先行投資的な出願に加えて追加の商標出願が促されやすい環境にあったことが、こうした相関値にも表れているということが推測される。

一方、2010年から2019年の売上高と出願件数との関係で見ると、国内居住者及び国外居住者のいずれの場合でも、同年の売上高と出願を比較した場合又は売上より一年遅れた出願と売上高との比較の場合に、最も高い相関値が示されている(表5-3-3)。この特徴は、前段で述べた、経済的に比較的平時とされる時期には逆にリスクオンの投資姿勢に傾きがちであるという点、また前章で述べた出願全体における役務商標の伸びと産業全体における非製造業の伸びが大きく影響していると推測される。

本節をまとめると、世界経済の不確実性が比較的低い平時においては、日本の国内産業全体では売上高の推移と出願動向にはより強い相関性が見られることが分かる。一方、近年に見られる役務分野の顕著な成長が、非製造業における売上高と出願の相関を一層強め、先行投資的な出願に加えて、追加投資的なリスクオンの出願もなされた可能性も統計結果からは示唆される。製造業においては、経済的に比較的平時とされる期間に限定してもしなくても売上高との相関の傾向は大きく変わらないため、仮に非製造業の勢いが今後落ち着く場合、経済的に平時であるか如何に依らず、売上高と出願の相関は、製造業と同様に1年、2年、3年後の売上を見据えた先行投資的な形になることが示唆される。一方で、技術発展や需要増等により急伸するような産業分野においては、製造業や非製造業という分け方に関わらず、スポット的に通常の先行投資を追うような追加投資がなされることで、本節の非製造業と売上高の相関のように、売上に先行する出願との相関よりも、売上より1年後の出願との相関が強まる傾向が見られる可能性がある。また、急伸する産業分野においては、国内産業の売上高に影響を及ぼす外的要因如何に依らず、出願が伸び続けることも逆に減り続けることもあり、国内産業の売上高と出願動向は必ずしも常に相関関係にある訳ではない可能性があるという点、また企業の出願戦略の変化も相関の度合いに影響を及ぼすという点にも、留意が必要と思われる。

第6章 総合分析のためのヒアリング調査の結果

本年度の調査結果の内容について、有識者へのヒアリング調査を実施した。

ヒアリング調査の対象となる有識者として、国内グローバル企業の知財担当者、国内弁理士、海外弁理士及び知財専門家（米国、欧州、中国）を選定した。

ヒアリング調査では、調査結果の解釈（出願件数の変化等が実感と合うか否か。）等について、各有識者の方々のご意見を伺う形で実施した。

国内のグローバル企業へのヒアリングでは、ヒアリング対象となる企業の業種、新商品の開発や市場への投入に対するビジネス戦略が各企業で相違することもあり、様々な意見を聞くことができた。

多くの有識者から、近年は仮想空間関連の商標に対する関心が全体として薄れている傾向であることが聞かれた。

有識者の一部からは、円安を含む為替の変動が、出願の戦略や傾向に影響を及ぼしている可能性があるという意見が聞かれた。

ヒアリング調査で得られたコメントは、以下のとおりである。

1. 国内グローバル企業における昨今の出願動向全体について

●国内グローバル企業

【企業A】

- ・ この10年の大きな変化はECチャネルの拡大。特にこの5～6年でだいぶ一般的になり、新型コロナウイルスの影響で普及が進んだ。その影響で、商標出願においては特に中国への出願件数が伸びた。中国を中心とする海外ECサイトへの商品供給を強化し、日本や他の国で売れている自社商材を多く展開しようとする動きがあった。そうした動きの中で、ECサイトは商標のトラブルが多く、また商標が登録されていることをプラットフォームが出店の条件にしているという文化もあるという背景から、こうした動きが始まった2019年前後から出願が増加した。やがて、ブランド毎の要保護性の優先順位や偽物が出回るパターンなどの把握が進んだことで、現在はかつてに比べて必要な出願を絞ることができている。
- ・ また、近年の法改正で、中国では新規出願が引用拒絶を受けた際、引例に対して不使用取消を行うとその結果が出るまで審査が一時停止するようになった。法改正前では、そうした状況では同じ出願を複数回繰り返すといったことが必要だったが、そうした不要な出願がなくなった。

【企業B】

- ・ 世の中の動きに合わせて基本的な出願方針を変えるということはない。基本的に、社内のプロジェクトや展開を進めたい商材、新規事業に合わせて、その時々に必要な商標を必要な区分で調査を経て出願する。出願先については、優先的な国から出願する。出願先としては日本と中国が最優先。区分については、自社商品以外にも多方面にライセンスをしているため従来から出願区分数が多いため、通常では予算の範囲内で区分を絞り、優先的な区分から出願を行っている。

- ・ 日本への出願について、かつては1商標1区分の出願を多区分に亘って行っていたが、費用面と管理面を考慮し、1商標多区分出願に近年切り替えた。結果として、同じ事業で商標保護する範囲は変わらなくても、出願件数自体は減ったという現象はあった。

【企業C】

- ・ 基本的な出願姿勢は、使用する国で出願を行う（中国を除く）。出願の基本ルールとしては、使用する商標については使用開始1年前に出願是非の判断を行い、翌年の売上見込みを踏まえて、見込みが一定額を超える国や地域に出願を行う。例外的に中国への出願では、防衛を目的として、事業領域外の区分も含め全類出願も行っている。この基本姿勢は過去10年でも変わらない。一方、従来 of 主力製品に加えて、主力製品に付帯するソリューションサービス事業が10年前と比較してかなり増えており、それに伴い出願する役務区分がかなり広がっている。具体的には、従来 of 第12, 35, 37類に加え、第9, 39, 42類の出願が増えている。

【企業D】

- ・ 過去10年の出願の傾向について、増減はあるものの世の中の動きに影響を受けたものではない。2021年に全体として出願が伸びたが特別な理由はなく、新商品の展開など、単に事業に必要な出願が様々な事業分野で偶然に重なった結果となっている。
- ・ 近年、国内外問わず、物売りから事売りという流れがあり、ビジネス全体を考えた事業が増えたことで、役務の出願は多少増えている。役務の出願では、基本的に新しい商標に対して商品区分と役務区分の両方をカバーする出願が実施されている（商品区分で登録を確保済みの既存商標に対する役務区分の追加ではない）。

2. 事務所における昨今のユーザー（属性別《海外企業・大企業・中小企業・個人等》）の出願動向について

●国内弁理士

【国内弁理士A】

- ・ 内外出願は2022年、2023年には若干の減少傾向を感じる。内外出願は伸び続けているが、2021年までの勢いと比べると、2023年などは少し落ち着いている。大企業から聞かれることとして、近年は知財関係の予算が絞られる傾向があり、出願を本当に必要な区分に絞るといったコストを意識した動きがある。
- ・ 近年目立っている動きとしては、Eコマースに関する出願が増えており、特に第35類が内外出願で増えている傾向がある。

【国内弁理士B】

- ・ 最近是新規事業のための出願が減っている傾向がある一方、防衛目的の商標出願の相談はある。また、かつて知財部でしっかりと予算を確保していた企業でもコスト意識が高まっており、円安の影響で特に海外出願費用を気にするようになっている。そうした流れから、費用面でマドプロ出願が選択されるケースが増えており、その場合は自社出願を選択したり、かつて海外への直接出願では出願先ごとに事務所が分けられていた出願が一つの事務所にまとめられたりする動きが進んでいる。

- ・ 全体的なコスト意識の高まりから、そもそも新しい商標が作られず、維持が必要な最低限の権利をケアする動きもあるが、中小企業や新しい事業を始める人の方が、商標出願に前向きな傾向がある。
- ・ 区分としては、この10年全体では例えば第35, 36, 41, 42類などの役務が増えている感覚はある。なお、製造業においてはコンスタントな出願は従来少ない傾向がある。

【国内弁理士C】

- ・ 過去10年間の出願動向全体では、目立って変わった点は感じられない。例えば大手家電メーカーや医療機器メーカーなどの海外出願では、従来から幅広く出願が行われており、本件調査の主要国・機関も全て含まれている。化学品メーカーでは、従来から基本的に米国が重要な出願先であり、その他にはアジア圏（中国、韓国、台湾）への出願がメインとなっており、この10年で傾向に変わりはない。ゲームメーカーからの出願は新型コロナウイルス感染拡大期に一時期減ったが、その後は増え続けており、出願先は20-30か国が多く、区分は第9, 41類がメインである。医療機器メーカーの海外出願先として重要な国は、従来から変わらず米国であり、これは研究基盤が米国にあるということや、現地の研究所やメーカーとのタイアップやM&Aが活発ということも要因としてある。

【国内弁理士D】

- ・ 日本を含む国内外への出願は減少傾向であり、代わりに調査が増えている。調査を実施し、選定をかなり進めた上で、権利化を確実にできそうな候補で出願を進める傾向がある。なお、この傾向は非製造業よりも製造業の方がより強い。日本では中小企業による出願が一時期増えていたが、最近落ち着いており、このことも出願減に影響している可能性がある。

●海外有識者（米国、欧州、中国）

【米国弁理士】

- ・ 国内出願でも外国出願でも、商標の出願件数は米国では経済状況と非常に密接に結びついており、一般的に経済指標と非常に近い動きを示す。ただし、2024年に関しては、米国経済がそこまで好調だったかという点、必ずしもそうではないように思うため、なぜ出願件数が増えたかについては、明確な答えは持ち合わせていない。個人的な見解では、件数の増加は、外国出願よりも主に米国国内の出願によるものだと考える。
- ・ また、2024年の出願件数増について、米国特許商標庁（USPTO）の手数料改定による大幅な値上げ（2025年1月施行）が駆け込みの出願を促す一因になった可能性はあるものの、これが主だった要因とは言い難い。政治的な影響もあまりないと思う。考えられる要因は、Amazon等のプラットフォームでの商標の重要性の高まりである。これらのプラットフォームは以前より高度化しており、オンラインでの取申立時に、登録商標の保有を実質的に要求されるようになってきている。以前は必ずしもそうではなかったが、現在は、小規模事業者や個人販売者に至るまで、登録商標保有の重要性がより広く認識されるようになっており、これが出願件数を押し上げる要因になっていると考えられる。

- ・ なお、出願件数の増加は、FA期間も大きく左右する。米国では一般的に、FA期間が短くなるにつれ出願が増える傾向があり、逆にFA期間が長くなるにつれ調査が増えるという傾向がある。近年では、新型コロナウイルス感染拡大の影響でFA期間が8～9か月に延びた時期をピークに、年々FA期間が短縮しており、現在では約4.5か月となっている。
- ・ 米国では、多くの人々が今後の事業環境や経済・規制の方向性の不透明感に対して少なからず不安を感じている。一部では規制緩和を好機と見る企業もあるが、他方で政府資金、研究支援に依存する分野は、これらの減少に懸念があり、研究開発支援や規制環境の変化を見極めようとする意識があるように見える。
- ・ ここ2～3年の出願で見られる新しい出願分野はAI分野であり、AIを組み込んだソフトウェアアプリケーション業界が中心であるものの、その他のAIとは一見無関係に見える製造業といった業界もAI関連の商標出願を行っており、例えば「営業担当者が製品説明をしやすくするための AI ソフト」、「製品マニュアルを検索しやすくするための AI ソフト」、「顧客サポートを補助する AI ソフト」等が挙げられる。

【欧州有識者】

- ・ 出願件数は、将来の動きやトレンドを早期に示すサインとなりうる。2022年の全体的な出願件数の落ち込みは、企業が将来の成長鈍化を見込み、「追加的な出願」を減らしたことを意味する。一方、2024年の一部市場での反発は、将来の新製品投入に対する確信を示している。
- ・ 2016年-2024年の世界全体の出願の大きな動きは、中国の動きによく表れている。世界全体の出願件数は、中国の出願が強く伸びた2016-2021年に大きく増加した。その後、中国は2022年に成長が止まり、大きく減少に転じたため、世界全体の数字を押し下げた。したがって、2016-2021年の「成長期」と、2022-2024年の「正常化期」という2つの期間が見て取れる。
- ・ 2024年は、国ごとに状況が異なる（二段階の回復）。2024年には多くの主要国・機関で出願が増加したが、日本と中国では増えておらず、韓国は微増に留まっており、東アジアの動きは弱い。一方で、米国は、2022-2023年の減少から2024年に明確な反発を示した市場であることが顕著である。
- ・ 区分数の変化については、相反する2つの力が働いているように見える。デジタル化やサービス活動の拡大は区分範囲を押し上げるが、審査の厳格化やコスト管理の観点から、不必要に広い区分を避ける動きも強まっている。一般的なアプローチとしては、段階的な出願（まずはコアな区分、ビジネスが確定すれば拡張）や、ブランドの役割に応じたカバレッジの使い分け（ハウスマークは広め、製品ブランドは狭めなど）がある。

【中国弁理士】

- ・ 直近では中国から日本への出願はかなり増えている。区分に関する変化として、ビジネスの多様化に伴い区分数は増加しており、特に役務区分は増えている。例えば、バッテリーであればかつては第9類のバッテリーのみを指定していたものが、機能が多様

になり第28類や第42類等も指定するようになってきている。これに伴い、従来にはない新商品に用いる指定商品役務について、日本への出願では積極表示をすることが増えている。また、AIに関連する商標は着実に増えており、特徴的なこととして、商標名自体に「AI」を冠するものも多い。その他の分野では、中国発のオンラインゲームのグローバル展開が広がっており、日本でも人気が高まっているため、中国から日本への出願が増えている。その他、出願の多い役務区分としては、第35, 40類も挙げられる。

3. 主要国・機関の全体的な出願動向について

●国内グローバル企業

【企業A】

- ・ 米国への出願については、使用証拠の提出の兼ね合いで、使用意思に基づき網羅的に事前に出願するということではなく、自社だけでなくライセンシーの事業計画を具体的に確認しながら必要な出願を行っている。但し、コーポレート商標や重要ブランドについては、第三者に先取りされないよう使用の前提に基づき出願を行っている。
- ・ インドへの出願でも使用証拠の提出が必要だが、ライセンシーによって実際の使用是非、使用時期、使用態様がバラバラという事情があり、使用意思や想定に基づき予め出願を行うことには難しさを感じている。
- ・ ロシアでの事業は従来から限定的に必要な商標は出願済みである。事業拡大の方針はなかったが、ウクライナ侵攻からしばらく後に第三者に出願された冒認商標への対応で、近年新規の商標出願を複数行った。

【企業B】

- ・ 中国について、防衛目的で確保した事業領域外の区分の商標権は、不使用取消の対象になるものは再出願で対応している（但し、こうした対応は近いうちにできなくなる可能性があるという声も中国代理人から聞かれる）。中国では悪意性の高い出願の数が膨大にあるため、あまり本意ではないがこうした防衛目的の出願は今後も続けていく。なお、2021年にはコーポレート商標のピンインを21区分で出願した。全体的な統計で示された2024年の米国への出願の急増について思い当たることはなく、肌感覚としては米国への出願は2023年より減っている印象を持っている。ロシアへの出願について、ウクライナ侵攻後に事業を停止していたが、権利の確保を続けるべく、更新期限の近い商標群について2023年にまとまった再出願を行った。インド、ブラジルはかなり前から力を入れている市場であり、特にインドについては事業における優先度が上がってきている面があるため、必然的に商標出願も上がる傾向はあるかもしれない。

【企業C】

- ・ 中国については、海外出願の際には中国を指定することが多いため、出願数が減っているという印象はない。他の国と異なり防衛目的で実際に使用予定のない区分も出願している。そうした出願は、特に重要商標に限ったものではない。悪意の商標出願に対する中国当局の対応の厳格化については、実感はあまりない。また近年の法改正で、中国では新規出願が引用拒絶を受けた際、引例に対して不使用取消を行うとその結果

が出るまで審査が一時停止するようになった。法改正前では、そうした状況では同じ出願を複数回繰り返すといったことを実際に行っていた。

- ・ ブラジル、ロシア、インド、ベトナムへの出願はそもそも件数が非常に少なく、事業展開に合わせて必要な出願のみを行っている。この中でもインドは多い方だが、特段の理由はない。

【企業D】

- ・ 北米と中国は事業上、強化の余地があり、出願は続けているものの、急激に伸びているわけではない。米国については、事業計画の変更等により使用宣誓ができずに、登録を断念することが多いが、そのために再出願するケースは多くない（使用の目処が立てば再出願を検討）。
- ・ ロシアはウクライナ侵攻後に事業停止しており出願も殆どしていなかったが、最近是不使用取消対策に出願をしている。インドでは以前から事業を行っており、今後事業強化の余地もあると考えているが、新たなブランドの立ち上げは少なく、現状、出願の増加にはつながっていない。
- ・ ブラジルについては、従来から主要な事業国のひとつであり、新商品の立ち上げなど事業計画も活発であることから、安定的に出願を行っているが、マドプロ利用については様子見をしている。なお、ブラジルについては一出願一区分の制度のため、出願件数は多くなりがちになる。

●国内弁理士

【国内弁理士A】

- ・ 国別の傾向では、中国への出願が最近下火になってきた代わりに、ブラジル、ロシア、インド、ベトナムへの出願は増えている。特にB to Bのメーカーでは、商標数自体は多くないものの展開先が広く、ブラジル、ロシア、ベトナム、インドも含まれている。
- ・ Brexitに伴う変化として、企業によっては従来の米国・欧州・中国というパターンから米国・欧州・中国・英国にパターンを変えたという動きはあった。
- ・ ウクライナとロシアへの出願について、政情不安などの影響で出願が一時止まっていた。ウクライナへの出願は再開されているが、ロシアへの出願は未だ再開しないという企業もある。
- ・ 中国への出願が少し減っている要因の一つとして、海外現地代理人が日本語を使える場合、日本の事務所を通さず直接現地に出願が依頼されているというケースがここ10-15年で増えているといったことがあり、これは韓国・台湾についても同様である。この動きは、日本企業における知財費用削減の機会になっている。また、中国では審査中のサスペンドがかかって認められず、拒絶等を受けた際には再出願を行うことが基本であり、そのため出願件数が膨らんでいたが、近年サスペンドが認められるようになりそうした再出願やバックアップ出願が不要になったことも、出願減の要因として挙げられる。

【国内弁理士B】

- 2024年の米国への出願増については、2025年のオフィシャルフィーの値上げを見越した駆け込み出願がある程度あったと推測するものの、実務としてはそのような駆け込み出願はなかった。
- 2022年以降の中国への出願減については、悪意の出願に対する当局の対応が厳格化したことで、出願人にとっては防衛的な出願（場合によっては全区分出願）をする必要性が軽減したことが一因と思われる。また、当局による補助金制度の終了も出願減に影響していると思われる。日本から中国への出願に関しても、調査は増えているが出願は減っている。中国は先行商標が膨大であり、引用拒絶を受けるリスクが高いため、出願自体がしづらいとされている。
- 日本からインドやブラジルへの出願は増えているが、ロシアについては政情問題などでビジネス展開が以前よりしづらく、出願の相談は減っている。

【国内弁理士C】

- 出願において勢いがある国としてロシアやインドが挙げられる一方、欧州については景気面で勢いに欠ける話が周囲からは聞かれる。
- ロシアについては、外から聞く話として、主に欧州からの経済制裁により欧州との商取引が減った分、経済制裁に参加していない中国やASEAN諸国との取引が増えたことで、関連する商標出願が増え、出願元が多国化しているという状況がある。一方、経済制裁に参加している欧州の企業も、ロシアとの取引を停止していてもなお、元々確保していたロシアの商標権を失うことのないよう、再出願などが活発にされているという話もある。一方、身近では、日本からロシアの出願や登録更新は控え目にとどまっている。
- 中国については、出願件数が顕著に減っているという感覚はないが、以前のような中国ブームのような勢いは落ち着いており、2025年も減っていると思われ、実際に以前ほど中国を重視しなくなったクライアントも多い。なお、中国における悪意の出願については、困りごとを聞くことがあまりなくなった。
- 欧州への出願については、コスト意識の高まりから、円安下では出願に慎重になりがちなた姿勢が見られる。

【国内弁理士D】

- 中国への出願は内外出願の出願先として最も多い。推移としては、2022年にかけて増え、2019年は2016年の2倍、2022年は2016年の3倍近くまで伸びた。2023年以降はゆるやかに減少傾向。その理由としては、政治的事情や中国の市場が縮小しているということがまず挙げられる。冒認出願は相変わらずであるため、防衛目的の出願は従来通り行われており、減少しているようには思わない。冒認については、特にアニメやテレビといったコンテンツ産業、またそれに基づき商品化されたもの、模倣品などが従来から目立つ。防衛目的の出願では、実際に使用の予定がない区分も含めて全区分をおさえ、不使用取消対策に3年ごとに再出願を繰り返しているクライアントもいる。
- 米国への出願は2022年にかけて増え、2022年には2016年の約2倍程度まで伸びたが、その後はゆるやかに減少傾向を示している。

- ・ インドとブラジルは出願が増えているという実感はない。
- ・ ロシアへの出願はウクライナ侵攻以降殆どなく、これには経済制裁によるロシアへの送金問題なども原因と考えられる。ただし、送金による問題が殆どなくなった今でも、出願はほぼない。

●海外有識者（米国、欧州、中国）

【米国弁理士】

- ・ 中国については、過去10年以上にわたって、米国の出願人は中国で商標登録取得の重要性をますます認識するようになってきている。従来は、うまくいかなかった出願の再出願や、商品役務を変えた再出願の慣行があったが、徐々に是正されつつあるように思う。数年前に中国から米国へ大量の出願が流入したものの、その多くが出願目的で作成された明らかに不自然な使用証拠を伴っており、USPTO にとっては大きな問題となっていた。USPTO はこうした不正出願への取締りを強化し、規則上は中国を名指ししなかったが、実質的には中国出願が主な対象であった。結果として、中国から米国への出願は依然として多いものの、使用証拠に対する審査の厳格化を受けて、一定の出願の減少は見られると感じている。中国が今後も商標登録を行う価値のある国であるという点は変わらない。中国の状況を把握している当事者ほど、中国で商標を保有する価値を理解しており、防衛目的で出願している。悪意出願への対応は改善しており、再出願に対する制限も厳しくなっている。
- ・ ロシアは、もともと中小規模のクライアントにとって主要な出願先ではなく、その状況は今も変わっていない。ウクライナ侵攻後、不使用取消を避けるために再出願を行うことは、権利保護を維持したい大規模ポートフォリオを持つクライアントには理にかなう戦略だと考える。もっとも、ロシアで正当な不使用が成立するか等を十分に理解していないクライアントもいるが、権利維持・リスク低減の観点から再出願は理解できる。

【欧州有識者】

- ・ 主要な出願先の構図は全体として大きく変わっていない。中国は依然として多くの外国企業にとって重要な市場である。一方、中国にとって米国は自国企業が海外進出する際の必須の市場であり続けており、これは中国国内の出願件数が減っている状況でも変わっていない。
- ・ 日本は、より成熟した市場としての特徴が強く、先行きが不透明な経済状況下では「とりあえず試しに」出願する新ブランドが減り、企業がより慎重な出願姿勢を取っているように見える。
- ・ 米国では、2020年頃に大きな出願の波があった後（中国からの出願が多数）、2022年に明確な減少があり、2023年も鈍化が続いたが、2024年に本格的な回復が見られた。これは、ビジネス活動の再活性化と、一時期によく見られた低品質・投機的な出願が減り、よりのを絞った商標出願に戻った動きと一致する。
- ・ EUIPOは中国ほど極端ではなく、よりビジネスサイクルに沿って推移する傾向がある。2022年の動きの弱さは、出願人の予算の引き締め素直に反応している。
- ・ 英国は、国内市場向けの展開拠点であると同時にコモンローによる保護の機能もある

ため、一般的に安定した出願の底堅さを維持しやすい特徴がある。

- ・ スイスは、国際ブランドのハブとしての性質があるため、純粋な国内市場に頼る国々とは異なり、外的影響に対して比較的強い回復力を保つ傾向がある。
- ・ 中国は突出した存在である。2010年代後半に非常に高い出願件数を記録した後、2022年以降に大幅な減少が続いている。簡単に言えば、「量から質へ」という方向性が見て取れる。審査の厳格化や悪意の出願や識別力の弱い商標への注目が高まる中で、出願人は「念のため」の出願を減らし、区分数を絞り、重複的な防御目的の商標を整理する傾向が強くなっている。大量出願が難しくなるほど、ブランド計画の明確化、指定の精緻化、強い権利行使性への戦略転換が進む。今後については、過去のブーム期に戻るよりも、安定化する可能性が高い。
- ・ その他の国では、インドが最も著しい成長を遂げている国であり、大きな国内市場と活発な出願文化を背景に年々増加を続けている。ブラジルも安定した成長を見せ、南米の中心として優先されやすい。ロシアは状況が厳しい中でも、国内での代替やブランドの再構築によって新しい商標需要が生まれるため、成長しうる。韓国は、テック産業の影響を受けやすく、西側諸国・機関のような回復傾向とは一致しないことがある。ベトナムは存在感を増しつつあるものの、年ごとの変動が大きく、ある年は回復が見られる一方で、翌年には成長が鈍化することがある。
- ・ 将来の見通しとして、多くのポートフォリオは依然として「コアセット」（米国、欧州、中国、日本、韓国）を維持すると予測する。これらの市場は、規模、権利行使、国際展開の点において重要である。同時に、より多くの予算がインド、ブラジル、そしてベトナムなど特定のASEANの成長市場へとシフトする可能性がある。

【中国弁理士】

- ・ 中国からの出願動向について、現在増えている出願として、中国国外で登録した法人からその登録国や第三国に出願するケースがある。例えば、日本で法人登録した中国の事業者が日本に出願するというケースが明らかに増加しており、今後の増加も見込まれる。これは、日本のみならず他の国でも同様の傾向があると思われる。
- ・ 中国から日本への出願については、かつては中国の個人名で行われていた出願から、企業名での出願に変わってきているという傾向がある。また、2022年以降の中国の出願減は、中国国内の政策により内出願が減少していることが最大の原因であり、中国国外からの出願減は割合としては非常に少ないと思われる。
- ・ 今後の見込みとして、中国から日本への出願については、中国にとって日本の市場は価値が依然としてあり競争が激しくないと認識されていることから、中国から日本への直接的な出願も、中国の事業者が日本に法人を作り日本に出願することも、いずれも増えると見込まれる。逆に日本から中国への出願は、日本の経済状況次第と思われるが、減少傾向であるように感じる。実際、中国の市場では日本ブランドの存在感がかつてに比べてかなり薄くなっており、様々な分野で日本以外、例えば中国や韓国のブランドが日本ブランドよりも目立つようになっている。

- ・ その他、かつて日本企業から中国商標登録に対する無効審判に対して合理的でない判断がされ、日本企業が無効審判も商標登録も諦めていた案件について、最近では判断が合理的になったことで無効審判が通り、それに伴う再出願などが増えている。こうしたケースは今後も増えると思われる。

4. 新型コロナウイルス感染拡大終息後の出願動向

●国内グローバル企業

【企業A】

- ・ 新型コロナウイルスの影響による出願動向の変化はなかった。感染拡大による影響は事業分野ごとに異なり、例えば外食産業の売上減、冷凍食品や調味料などの売上増などはあったが、全体として商標出願の動向に影響を与えるものではなかった。新型コロナウイルスの影響で新たに始めたビジネスもなかった。国によっては、コンシューマー製品の発売やブランド点数を若干数絞るといった動きがあったものの、全体としての商標出願件数に大きな影響を与える規模ではなかった。

【企業B】

- ・ 新型コロナウイルスの影響による出願動向の変化はなかった。感染拡大の影響としては、ごく僅かに医療用マスクに関する出願があった程度に留まる。

【企業C】

- ・ 業績悪化に伴い知財部門に関する予算が圧縮されることはあったが、新型コロナウイルスの影響ということではない。事業の基盤となる権利化については内内及び内外出願ともに控えるような動きはなかった。一方、商標の更新是非の判断がより厳しく検討されるようになったという影響や、他者への異議申立に対して抑制的な姿勢になったというような影響はあった。

【企業D】

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大期に広がった行動制限、特に海外の厳しいロックダウンの影響で、その時期は侵害対策への対応が静まり、例えば警察や税関に鑑定依頼するものが来なくなるといったことがあり、その侵害対策に元々用いる予定の予算を当初予定していなかった出願に使ったことで、出願件数や区分数が増え、ポートフォリオが拡大したという現象があった（特に中国、ブラジル）。こうした出願は侵害対策の面でも有効と考えている。
- ・ この時期、特に費用対効果を意識した中国への出願が増えた。中国への出願では、例えば従来は結合商標としてのみ行っていた出願について、要素ごとでの保護を確保したり、より権利行使のし易さにも工夫した方針を取ったりしたことで、結果として出願件数の増加につながった。中国への出願は、使用と防衛を兼ねた出願で近年伸び続けており、今後も出願件数は伸びる見込み。
- ・ また、新型コロナウイルスの影響で、2021年や2022年には予算が減少した記憶があり、そのため日本と中国を除くと、優先度の高い区分から出願するといった傾向がより強まった。

- ・ なお、新型コロナウイルスの影響でマスクといった商品について新規の商標出願が必要になり、国によって第3, 5, 10類の出願を新たに行った。

●国内弁理士

【国内弁理士A】

- ・ リモートの活動が増えたことで、一般的な商品メーカーがアプリやアプリを使ったサービス等を開発するといったことがあり、時勢の影響による出願分野の変化を感じた。
- ・ ある精密機器メーカーの事例として、新型コロナウイルス感染拡大期を様子見の時期とし、マイナー国を中心に権利を取れていない地域の見直しをはかり、結果としてインド、ブラジル、ロシアなどにまとまった出願を行った。また、自社製品のショールームをオンラインで展開する仕組みを作り、(仮想空間関連の商標を含む) 関連する知的財産の保護が行われた。
- ・ 医療品関係の出願は少し伸びた。
- ・ ファッション、化粧品、パチンコ業界等、感染拡大期に従来のビジネスが厳しくなった業界では、新しいビジネスを始めビジネスを多様化する動きが増え、それに関連する新しい出願も増えた。その中には、メタバースをやや意識したものも含まれている。

【国内弁理士B】

- ・ 新型コロナウイルスの影響で、マスクや医療品といった第 5, 10 類の商品出願がやや増えた。

【国内弁理士C, D】

- ・ 新型コロナウイルスの直接的な影響は感じられなかった。

●海外有識者（米国、欧州、中国）

【米国弁理士】

- ・ 新型コロナウイルスの影響はほぼなくなった。資料のグラフで見られた増加について、新型コロナウイルス感染拡大初期には比較的緩やかな増加であったが、2021年から2022年にかけて全体的な急増が見られた点が特徴的に思う。個人の見解では、コロナ期間中、副業や新規プロジェクトに使える可処分所得が増え、実際、多くの人がビジネスを始めようとし、あるいは少なくとも事業立ち上げに挑戦しやすい状況にあった。また、多くの企業が想定外の資金（コロナ関連の支援金・プログラム資金）を受け取り、それを商標出願に充てたケースも多かったと思う。それが、商標出願の最初の急増だった。現在は、新型コロナウイルスがなければ本来辿っていたであろう通常の緩やかな増加トレンドに戻ったと感じる。

【欧州有識者】

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大が出願動向に及ぼした主な影響は出願のタイミングであり、2020年には大半の主要国・機関（中国を除く）で外国出願の減少が見られたため、不確実性の高い海外展開が先に抑制されたと考えられる。国内出願については、2020年-2021年には、主要国・機関においてはむしろ増加した。

- ・ 一方、新型コロナウイルスの影響下でも、出願先国の構造は大きく変化せず、出願人は引き続き主要市場に注力している（例：日本や韓国の出願人にとっての中国、米国の出願人にとっての欧州、欧州出願人にとっての中国と米国、中国の出願人にとっての米国と欧州など）。

【中国弁理士】

- ・ 新型コロナウイルスの影響はなかったと感じる。一方、中国企業が日本への出願の際に格安の出願代行サービスを利用する傾向が2018年頃から目立つようになり、事務所に依頼をするケースが減少したことで、たまたま新型コロナウイルスの時期と事務所が扱う出願件数の減少が重なってはいるが、新型コロナウイルスと出願減の直接的な関連性は感じられない。

5. 仮想空間関連の出願について（出願の際に使用するキーワードや区分等）

●国内グローバル企業

【企業A】

- ・ 出願自体は2022年頃に韓国やEUへの出願について検討を始めた。防衛目的だけでなく、ライセンサーが事業展開する仮想空間内での使用や、NFT（トレーディングカード）の販売という話にも及んだ。また、自社の新規事業としてもメタバース空間のサービスを始めたことで、必要な商標出願を行った。出願の際に指定商品・役務に用いたキーワードとしては、「バーチャル」や「仮想環境用」、「仮想空間用」、「仮想娯楽用」等があり、区分としては、第9, 35, 41類あたりで出願している。なお、各国で統一的でないキーワードについては、特に仮想空間関連の商標に限った話ではないが、出願先の代理人に適切な表現を確認しつつ進める形を取っているため、特に不便は感じていない。

【企業B】

- ・ 仮想空間を意識した商標出願は、2023年に米国と韓国でコーポレートロゴについて行った。韓国に関しては、仮想空間での使用について異なる類似群コードが割り当てられることになったため、権利範囲がリアルとバーチャルで別々になり、対応が必要と判断した。日本と欧州ではコンピュータープログラムの延長という取り扱いがされているという理解をしている。米国については、登録事例から確保すべきという結論に至った。また、米国ではライセンス情報で仮想空間上のプロモーションとしての使用許可などが盛り込まれているといったことも聞かれ、仮想空間での使用の可能性があるという判断から、出願に至ったという側面もある。区分としては、第9, 35, 37, 41, 42類あたり。指定商品・役務に記載するキーワードとしては、virtual goods、virtual world、virtual environment、NFTなどがある。
- ・ なお、韓国と米国では、指定商品・役務にはそれぞれの国に合わせたキーワードを記載したため、両国での記載は異なる。
- ・ 今後の見込みに関しては、現状予定はない。
- ・ 仮想空間上で自社のロゴが無断使用されることがあり、対応について悩ましさを感じることがある。一方で、現状では仮想空間におけるビジネスは行っていないため、特

別な対応は不要と考えている。今後、第三者による侵害が発生した場合には、既存の商標権で対応できるかを確認し、対応できない場合には適切な対応策を検討することになるであろう。

- ・ 仮想空間関連のビジネスは、一時期の盛り上がりはすごかったが、実際のビジネスとしてはあまり実現されていないという認識を持っている。

【企業C】

- ・ 仮想空間関連の商標出願の実績はなく、今後の見込みもない。現在のところ、仮想空間での自社商標の無断使用などが問題としてあがっていない。

【企業D】

- ・ 過去に仮想空間関連の商標が流行った際には関心があり、他社の動向を見つつ、実際に重要な商標に関してはいくつか国内外で商標出願を行い、事業的にもメタバース空間を使った販促等を検討したことがあるものの、一時期の検討で終わり現在はほぼ関心がない。第9類の出願などでは、広めに商品指定できる国では仮想空間関連の商品役務を追加するということがあったが、今後も継続する必要性は高くないと見ている。第一の理由としては、事業ではあまり活用する見込みがないためであり、また仮想空間上のブランドの無断使用といった問題は当社では稀であり、そうした無断使用に対して権利行使を行ったことはあるが、影響は大きくなく、他の模倣問題と比べると優先順位が低い。防衛的な出願に関しても、極めて重要なブランドに限定される。
- ・ 統計上の全体的な傾向である、2022年以降の出願件数の減少は納得の傾向。

●国内弁理士

【国内弁理士A】

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大期でメタバースが注目された時期に、仮想空間関連商標の出願が多く行われた。またその少し後に、日本で仮想空間関連商標に用いる商品役務の表示基準が作られ、やや出願が増えたと思うが、その後はメタバース事業に関する新しい商標の相談は多くない。
- ・ 2022年のメタバース元年とされる年に、非常にブームになったというところがあり、出願の相談は多く受けたが、最終的に形になったケースは少ない印象。出願としては防衛的な出願が多かった。アプリケーション等の出願のために第9類を指定する出願依頼を受けた場合に、印紙代は変わらないので、プラスアルファで仮想空間関連の指定商品を足して含ませておくこともあった。
- ・ また、ユーザー団体の動きとして、ニース国際分類のリストに追加する商品・役務のうち、仮想空間関連の商品役務に関する提案が2023年前後まで様々な団体からされていたものの、2024年以降まったくないという話が聞かれている。そのため、仮想空間関連の商標自体の旬は既に過ぎている印象。
- ・ メタバースや仮想空間でのビジネス自体は市場が大きく育たなかった印象があるが、一方で新型コロナウイルス感染拡大を受けて、オンライン会議システム、コミュニケーションツールとしてのITやオンライン環境、ライバービジネス、動画配信に関するビジネスの注目度が急激に高まり、そうした分野に参入する企業（特に中小企業）が

多かったと思われる。

- ・ 特にこれまで世になかった新しいサービスについて、商品役務審査基準やJ-PlatPatの役務表示例がなかなか追いついていないため、6条拒絶を受けることも多い。特許庁が受け入れ可能な役務表示のリストの迅速な充実化とアップデートが望まれる。
- ・ 仮想空間関連商標の商品役務に用いられるキーワードとしては、ガイドライン通りの表示が用いられることが多いのであろうと思われる。
- ・ 仮想空間関連商標の出願で指定される国際分類としては、第9, 41, 42類のセットや、第41, 42類のセットなどが挙げられる。
- ・ 仮想空間関連商標の海外への出願はない。

【国内弁理士B】

- ・ 仮想空間関連商標の出願はなく、今後の見込みもないと思う。かつて仮想空間関連ビジネスに強い関心を寄せていた層は、今はAIなど別のテクノロジーに関心を移していると思われる。特に進化の展開が早いビジネスでは、例えば出願から登録までに10か月かかるような商標出願には大きなメリットが感じられにくいという面もあると思う。

【国内弁理士C】

- ・ 出願区分は第9, 41類が多い。日本への出願で、キーワードとして「仮想空間」を用いる出願の相談はない。指定商品・役務に記載するキーワードは、基本的には特許庁のガイドラインに掲載されているものを用いる。日本から中国への仮想空間関連の出願は扱ったことがない。今後の見込みとしては、現状では仮想空間関連の出願は下火であり、再び盛り上がる可能性は低いという印象。

【国内弁理士D】

- ・ メタバース関連の出願は内内・内外ともに行った。欧州と韓国については早期にガイドラインが提供されたため、指定商品・役務はガイドラインに沿い出願先に応じた表現を用いている。アメリカの場合は、審査状況をウォッチし、補正された記載、登録が認められた表現を追った。日本については、最も出願が多かった時期はガイドライン提供前であり、補正を繰り返しつつ適切な表現を模索していた。ガイドライン提供後は、基本的にはガイドラインに沿っているが、出願数はそこまで多くない。メタバースについては既にブームは一区切りついたという印象。かつて出願が多かった時期には、まずは無断使用等の対策としての防衛目的の出願が多かった。なお、メタバースに関する出願は下火であり今後の見込みもあまり感じられないが、NFTに関する出願は引き続きあり、実際の使用を意識しているクライアントも一定数いる。

●海外弁理士（米国、欧州、中国）

【米国弁理士】

- ・ 仮想空間への関心は低下している。メタバースで収益化できるかという意味での事業開発への関心は別として、仮想空間関連商標をあらかじめ確保することへの関心は、現在それほど高くないと感じている。米国で大きな障害となっているのは、登録前に使用を証明しなければならない使用主義である。仮想空間への関心が急増した時期に

は多くの出願がなされ、通常であれば約1年で公告まで進み、使用証明までにはその後最大約3年間の延長が可能であるが、最近では、その多くの出願が実際の使用がなく使用を証明できずに失効している。また、そもそも仮想空間での使用証明自体が非常に難しいという問題もある。ビデオゲーム内での使用などを証拠として示せる場合もあり、実際に登録に至った例もあるが、メタバースの使用を示すことは簡単なことではない。最初の頃は、メタバースが何か十分に分からないまま、将来を見越して非常に広い区分で出願するケースが多かったが、後に多くの区分が登録前に削除されたり、出願自体が放棄されることになった。コストを気にしない企業の中には、とりあえず存続させる目的で再出願する動きもあるが、それは限定的である。外国の出願人にも同じようなことが起きており、登録を維持するために米国国内での仮想商品・仮想役務の使用を証明しなければならず、そのハードルこそが仮想空間関連出願の減少・放棄の主な要因である。

- ・ 防衛的な再出願はほとんどない。理由は、仮想空間関連の出願から3～4年経っても、仮想空間での使用が実際に展開されていないからである。
- ・ 最近の米国の判例では、現実世界の衣類（例：第25類）に関する登録が、仮想衣類にも及ぶとされている。そのため、第9類の仮想商品を別途出願する必要性が必ずしも高くないケースがある。

【欧州有識者】

- ・ 国際区分（区分）：

「virtual good」については、NFT に紐づくデジタルアイテムを含むダウンロード可能なデジタルコンテンツとして扱われるため、一般的に第9類が指定される。
- ・ 役務の場合は企業活動によって異なり、以下の事例のように多くの出願が複数区分を組み合わせている：
 - 第35類： オンライン小売・マーケットプレイス
 - 第41類： エンターテインメント、バーチャルイベント／体験
 - 第42類： ソフトウェア、SaaS、プラットフォーム、ホスティング、技術サービス
- ・ 出願における障壁：

主な課題は出願行為そのものではなく、審査段階で指摘を受ける点にあると考える。多くの出願の商品役務記載が曖昧であるため、拒絶や問合せを受けるケースが多い（例えば“virtual goods”とだけ記載し、どの種類の仮想商品かを明示していないなど）。また、誤って仮想アイテムを現実商品の区分（例：衣類を第25類）で指定してしまい、本来の第9類を指定しないケースもよくある。

米国では、仮想商品・役務の使用証拠（スクリーンショット、ゲーム内ストア、プラットフォームページなどが必要）の提出基準が厳しく、その準備が難しいことがハードルになっている。また、広範な区分での出願が必要になることが多く、コストと管理の複雑さも大きなハードルになっている。
- ・ 今後の予測：

2022年以降の減少は、メタバースという分野自体が下火になりつつあることを示しているが、当該分野への投資が完全に止まったわけではない。今後起きそうな変化としては、企業がmetaverseのような幅広く曖昧な言葉ではなく、より実務的で具体的

な用語（virtual environment、virtual space、VR/AR など）を使う方向で、特に以下の3つの分野に移っていくことが予想される。

- プラットフォーム技術（VR/AR/XR、仮想環境）
- デジタルコマース（バーチャル商品、オンラインマーケットプレイス）
- アイデンティティ／コンテンツ要素（バーチャル空間内で形成するアバター、バーチャルキャラクター）
- ・ メタバース・仮想関連等の特定のトレンドに関する出願の波は今後も続くと思われるが、これらは急速にピークを迎えて減衰する傾向がある。そのため、実際のビジネス動きと、将来的に減っていくであろう防衛的・投機的な出願とを分けて考えることが重要である。

【中国弁理士】

- ・ 2023年までは仮想空間関連商標の相談や出願はあったが、最近是完全にない。
- ・ 新しいテクノロジーに関連する事業として、世間の関心はAIに移行したと思われる。仮想空間ビジネスについては、収益化への関心がもはや見られず、市場としての成長も今後の出願増も期待できないと思われる。かつて取り扱った関連する案件としては、仮想空間上のゲーム等を楽しむためのハードウェアというものがあり、その際に指定した国際分類は第9類のみ。

6. 商標出願と商品展開の時期的間隔について

●国内グローバル企業

【企業A】

- ・ 商標出願は、リリースの1年前に行っている。より短納期で出願することもあるが、イレギュラーな対応であまり発生しない。国内と海外には一斉に出願を行うため、国内外で出願の時期に差はない。商品／役務間でも出願の時期に差はない。

【企業B】

- ・ 基本的なルールとして、登録してから使用するという原則がある。そのため、出願先の審査期間を逆算し、商品販売時に既に登録を確保できているようなスケジュールで出願を行っている。日本のような比較的審査期間が短い国では、商品販売と出願の間隔が短くなる傾向がある。海外出願においては、マドプロを利用する際には販売の1-2年前に出願する。一方、事業分野によって開発サイクルなどにかなり開きがあるため、商品によってはゆとりをもった出願ができることもあれば、逆に販売までに余裕のない出願を行うこともある。
- ・ 内国出願と海外出願では、まずは日本に出願を行い、その後に海外出願を行うという流れは、商品役務に依らず変わらない。同じ商品であれば国内外の出願の時差はほとんどない。
- ・ ある商品がヒットした場合、当初の商標出願でカバーしていなかった新たな区分で追加出願をするケースが、B to C製品では稀にある。

【企業C】

- ・ 食品関係については、国内外問わず、また商品サイクルの長短問わず、商標の決定するタイミングが販売の半年から数か月以内であり、その時期の商標出願が中心である。販売時にはまだ登録になっていないことも多い。一方、食品以外、例えばサプリメントやB to Bの医療サービス関連の商標などの出願が早く、販売より1~2年程度先立つ出願をしている。こうした商品は開発期間や営業に要する時間が長いことが主な理由。特に初めから商標が決まっているパターンもあるため、その場合には出願と販売の時差はかなり広がる。
- ・ なお、出願と販売の関連においては、販売が振るわず早期に販売を打ち切るパターンがある一方、ヒットした場合には補強的に周辺区分の出願を増やすといったこと、また関連するロゴマークやデザインの商標を便乗対策に出願することもある（ヒット商品こそ模倣されやすいため）。更に、商品がヒットした場合には、関連する商品を複数追加し、それに伴う出願が増えるケースも多い。そのため、ミクロの視点で一つのブランド単位で見た場合には、商品の販売前よりも、販売後に商品が育った後の方がむしろ出願件数・区分数が増える傾向があると思う。

【企業D】

- ・ 日本と海外では、時期に違いがある。日本では、商品展開の数か月前から早くても1年前の出願が多い。海外の場合は、特定の商材を展開するという方針やプロモーションがあっても、どの程度功を奏するかわからない面があり、また展開先国も多いため、売上予測といった影響度合いを確認しながら、国・区分ともに段階的な出願を行う。但し、中国については冒認が多いという事情で、日本と同様に比較的早めに出願を行う。
- ・ また、知財部門には早めに権利を確保したいという意思があっても、商材によっては販売前に商標として公開されることを避けたい事業部の要望もあるため、そうした事情も出願の時期に影響する場合がある。

●国内弁理士**【国内弁理士A】**

- ・ 販売まで1年以内の出願や、既にビジネス展開で使用中の名称に関する出願が多い。最近の傾向として、例えば2年前から準備して出願を行うというような時間軸では、既にブームが終わっている可能性も踏まえ、そこまでゆっくりしないケースが多い。なお、製造業より非製造業の方が、出願からビジネス展開までの時間がより短くタイトなケースや、既に使用しているケースが多い傾向がある。それでも、製造業でも若干タームが長い程度で、ビジネス展開の数か月前の出願というケースが多い。外内出願で、特にマドプロ経由の出願については、既に使用されているケースが殆どの印象。また、たとえ先願主義の国でも、既に使用しているということを示すことで、特に識別力が弱い言葉の商標などでは威力を発揮できるケースが割とあることも、こうした流れを作る一要因と思われる。

【国内弁理士B】

- ・ 出願の時期は業界によってかなり差があるが、基本的には登録が認められてから使用を開始したいというクライアントが殆どであるため、商品・役務展開の凡そ1年前に出願を行うことが多い傾向がある。
- ・ また、主要な区分で出願をした後、ビジネス展開が好調であれば区分を拡張するというケースは非常によくあり、実際にそのような相談も度々受けている。
- ・ また、海外への出願の場合、国内出願をマドプロの基礎にする場合が度々あるため、国内出願の時期の方がやや早いということもある。
- ・ 製造業と非製造業の比較では、非製造業の方がリリース直前の出願相談をされることが多い。製造業は保守的なスタンスの場合が多いため、1年程度の期間をもって出願する傾向がより強い。製造業では、万が一の際に商標の差し替えに非常にコストがかかることが、こうしたスタンスの違いに現れていると思われる。
- ・ 海外の場合、例えば中国向けの製品がECサイトで他の国で意図せず売られ、その売れ行きが好調といったケースがあり、そうした場合には使用後にその国で追って出願を行う場合もある。

【国内弁理士C】

- ・ まず、商標出願の時期に関しては業種によってかなり開きがある。その上で、国内出願において、製造業では審査期間から逆算し、商品展開前に権利を確保できるようなスケジュールで商標出願を行うことが基本的な姿勢であり、日本では商品展開の凡そ半年～1年前程度の出願が多い。また、商品開発が進み商品展開予定時期が決まっても商標が決まっておらず、タイトなタイミングで商標出願を行うことも少なからずある。一方、非製造業では出願前に既に使用してしまっているケースもよくある。推測として、使用自体のハードルの低さ（インターネットを使った展開など）や、使用して売行きが良くなった後に商標権確保の必要性を認識したりするという点も考えられる。更に、非製造業でもコンテンツ産業のようなものは、当事者が意図するか否かに関わらず、既に世界中に流通してしまっているケースもあり、そのような場合には後出しで出願し権利確保を試みるというケースも多い。
- ・ 海外出願においても同様の傾向が見られるが、審査が2-3年かかるような国では、実際には登録になる前に使用を始めてしまうこともある。なお、審査期間が読みやすいということだけを理由にマドプロ出願を選択することはなく、マドプロ出願は管理のしやすさを含めたコストメリットを踏まえて選択することが基本。実際には、マドプロ出願より直接出願の審査期間の方が短い国や、直接出願でのみ早期審査を受けている国もあるため、ケースに応じて使い分けている。

【国内弁理士D】

- ・ 前提として意識されていることは、販売に先立つ出願ではなく、プレスリリースに先立つ出願。一方、プレスリリースよりどの程度早い段階で出願をするかという意識は特に見られない。
- ・ 非製造業については様々なケースがあり、例えば絶対に外せない部分のみ予め出願を行い、リリースし売上が実際に立った後に、後続的な出願を行うというケースもそれ

なりにある。

- ・ 海外向けの商品では、出願時期まで意識してコントロールしている出願人がどの程度いるのかは疑問でもあり、例えば既に数年間使用している商標について、調査や出願を相談されることもそれなりにある。
- ・ 実際には、販売なりプレスリリース前までに商標登録を確保できるようなスケジュールで動いている出願人は、大企業でもあまりないように思う。
- ・ また、業界によっては、例えばゲーム会社などは、リリース前に名称が公開されることを避けるべく、出願時期を調整するケースもある。更に、世の中にない新しい商品を展開すべく開発をするなかで、指定商品役務に積極表示をする必要がある場合、出願が公開されることで商品開発の動向が見られてしまうため、それを避けるべく出願時期の調整を行うケースもある。

●海外弁理士（米国、欧州、中国）

【米国弁理士】

- ・ 国内向けと海外向けとで根本的な違いがあるとは思わない。ただし、国際展開を視野に入れている企業の方が、商標に関する知識や体制が整っていることが多く、結果として早めに出願する傾向はあり一方、国内向けの企業では、商標の管理体制がそこまで洗練されていないことがある。
- ・ 海外出願のタイミングは、米国国内のFA期間に左右される。FA期間が長くなると、米国国内の審査結果を待たずに先に海外へ出願するケースもあったが、FA期間が約4.5か月となっている現在では、まずは米国で出願し、初期審査の感触を得てから海外に出願するという流れを望む企業が増えている。つまり、中核となる米国出願がクリアになりそうかを見極めてから、海外出願を行うという考え方である。国内向けの企業でも、基本的にはできるだけ早く出願したいと考えており、また専門家の間でも、実際に使用するかに関わらず、できるだけ早く出願すべきという考えがある。延長すれば3~4年の猶予期間が得られるため、商品・役務の開発には十分な時間である。
- ・ 出願をためらうのは、ごく小規模で予算の限られた企業という印象。
- ・ 産業分野別の具体的なタイミングを挙げると、例えば物理的商品にラベルを張る製造業では、かなり早い段階で出願が行われがちであることに比べ、ソフトウェア分野では出願がリリース1週間前なども多い。また、ソフトウェア分野ではトレードショーへの出店やアップデートが非常に早く、商標を変更することも容易なため、商標出願は最も後回しにされがちである。これは、ブランド化を目指す・投資効果を確かめつつ進めるような物理商品の展開とは、事情が大きく異なる。

【欧州有識者】

- ・ 一般的な傾向：
商標出願は、商品が商業化されるより前に行われることが多い。典型的なパターンとして、事業の成果が表れる約1年前に出願されることが多く、通常「ローンチ（展開）時期」または「ローンチ（展開）直前」を意味する。場合によっては、将来的な拡張や広範な保護を見据えて2-3年前に出願されることもある。
また、出願件数と区分数の動向には違いがある。コアブランド+コア区分への最初の

出願は、商品展開の約1年前に行われることが多い。一方で、区分の追加は別のタイミングで決まることがあり、早く計画されるケース（2-3年前）もあれば、実際に市場における手応えを見てから区分を増やすケースもある。

- ・ 国内向け vs. 海外向け（国際展開）：
国内中心に展開される場合、出願のタイミングは短くなる傾向がある。ネーミングや展開範囲が明確になってから出願するため、事業化の1年以内に出願が行われることが多い。一方で、国際展開や複数市場での展開を予定している場合には、出願時期が前倒しになる傾向があり、以下の理由から2-3年前に出願が始まるケースも珍しくない。
 - 対象国が多い
 - クリアランス作業の負担が大きい
 - 様々な調整事項がある
 - 外国出願戦略の選択肢を確保したい
- ・ 商品vs.役務、および区分の違い：
商品（より「製造業」に近い）の場合はライフサイクルが長いため、出願や区分計画はより早い段階で行われる傾向がある。これは、企業は商品が市場に投入される前に、商標保護を整えておきたいと考えるためである。
一方、役務（より「非製造業」に近い）の場合、基本となる出願自体は多くの場合サービス展開前に行われるが、区分の追加については、サービス内容がより明確になり、事業が拡大した段階で追加されることがよくある。

【中国弁理士】

- ・ 中国から日本への出願については、ほとんどのケースで使用の少し前や直前であり、使用の1年以上前に出願するといったケースはない。これは、製造業・非製造業ともに同様。特に、例えば日本のオンラインショッピングモールでの販売を目的とした商品の場合、製品の生産体制は既に確立しており、日本向けのブランド名を付すだけですぐにでも販売可能な状態となっているため、実際の販売直前に出願を行う傾向がある。なお、一つの商品の売行きが良い場合に、同じブランド名で商品を横展開していくという傾向は中国の事業者には見られず、ブランドAの商品が売れ、新たに別の商品を展開する際にはブランドBを新たに申請することが多く、必然的に新たな商標が増えていくという傾向も見られる。
- ・ 中国の大手電子機器メーカーの出願動向として、例えば、2006年から2011年の間に出願し登録となった商標の中から、2014年と2015年に展開する商品に対して既に確保済の商標を少しずつ用いるというものがあるが、こうしたケースは珍しい。
- ・ 一方、中国の内出願では、コストがあまりかからないということもあり、恐らくかなり前もって出願がされていると推測され、企画段階や企画前段階でも出願が行われていると思われる。なお、例えば中国で売れた製品を日本でも展開するという場合、製品自体は同じでも展開国ごとにブランド名を変えることが多く、そうした事情が海外出願では使用の直前に出願するということにつながっているとも考えられる。

令和7年度商標出願動向調査－マクロ調査－
アドバイザー名簿

(敬称略、アドバイザーの所属・役職等は令和8年3月現在)

アドバイザー

遠山 良樹	青和特許法律事務所 弁理士
大西 宏一郎	早稲田大学 教授

事務局 (クラリベイト・アナリティクス・ジャパン株式会社)

渡辺 新之介	トレードマークリサーチ	シニアトレードマーク サーチアナリスト
和田 浩司	トレードマークリサーチ	マネージャー
芦沢 由貴	トレードマークリサーチ	サーチアナリスト

※ 本調査の実施と報告書の作成にあたっては、上記アドバイザーの助言を活用した。

令和7年度商標出願動向調査ーマクロ調査ー
ヒアリングにご協力頂いた企業・特許事務所（一部掲載）

旭化成株式会社

株式会社ブリヂストン

味の素株式会社

深見特許事務所

豊崎国際特許商標事務所

TMI 総合法律事務所

Womble Bond Dickinson (US) LLP

TRY 国際特許業務法人

Clarivate Analytics (UK) Limited /

Clarivate Analytics SAU (Espania)

(順不同)

非 売 品
禁無断転載

令和7年度
商標出願動向調査報告書（概要）
ーマクロ調査ー

発 行 令和8年3月

発行者 特 許 庁
〒100-8915 東京都千代田区霞が関3-4-3
電 話 03-3581-1101（代表）

請負先 クラリベイト・アナリティクス・ジャパン株式会社
〒107-6118 東京都港区赤坂5-2-20
赤坂パークビル 18階
電 話 03-4589-3100（総合）

乱丁、落丁がございましたら、上記までご連絡下さい。